

廃棄物処理法の概要

【産業廃棄物編】

広島県環境県民局産業廃棄物対策課

(令和2年11月)

(令和7年12月一部修正)

目 次

第1 廃棄物処理法の制定と廃棄物の定義等	1
1 法の制定	1
2 法の位置付け	1
3 法の目的	2
4 法体系	2
5 廃棄物の定義	3
(1) 一般廃棄物と産業廃棄物	3
(2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類	4
(3) 石綿（アスベスト）を含有する産業廃棄物	9
(4) 水銀を含有する産業廃棄物	10
第2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理	12
1 処理に係る基準の概要	12
(1) 廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準	12
(2) 処理基準の法体系	14
2 産業廃棄物の処理に係る基準	16
(1) 産業廃棄物保管基準	16
(2) 産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）	18
(3) 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））	21
(4) 産業廃棄物処理基準（埋立処分）	23
(5) 産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）	31
3 特別管理産業廃棄物の処理に係る基準	32
(1) 特別管理産業廃棄物保管基準	32
(2) 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）	33
(3) 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））	35
(4) 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）	37
(5) 特別管理産業廃棄物の海洋投入処分	42
4 石綿含有産業廃棄物の処理基準	43
5 水銀を含む産業廃棄物の処理	44
6 P C B 廃棄物の処理	46
(1) 届出	46

(2) 期間内の処分等.....	46
(3) P C B廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限.....	46
(4) 罰則.....	47
7 ダイオキシン類に係る対策.....	48
(1) ダイオキシン類含有量基準.....	48
(2) ダイオキシン類の自主測定.....	48
(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置.....	48
(4) 特別管理産業廃棄物の処理基準.....	48
(5) ばいじん, 燃え殻等の飛散及び流出防止措置.....	49
(6) 廃棄物の最終処分場の維持管理基準.....	49
8 禁止事項等.....	50
(1) 廃棄物の投棄禁止.....	50
(2) 廃棄物の焼却禁止.....	50
(3) 指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の処理の禁止.....	50
第3 排出事業者の責務.....	51
1 排出事業者の責務.....	51
(1) 排出事業者の責務.....	51
(2) 建設廃棄物の排出事業者.....	51
(3) 廃棄物の適正処理.....	51
2 多量排出事業者の責務.....	52
(1) 多量排出事業者の定義.....	52
(2) 処理計画の提出及び実施状況報告.....	52
(3) 電子マニフェストの使用義務.....	52
3 処理の委託.....	53
(1) 委託基準の遵守.....	53
(2) 処理業者の能力確認.....	55
4 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）.....	56
(1) マニフェストとは.....	56
(2) マニフェストの使用義務と罰則.....	56
(3) 電子マニフェストシステム.....	60
(4) マニフェスト交付等状況報告.....	61
5 産業廃棄物処理責任者の設置.....	61
6 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置.....	61
7 帳簿の記載及び保存義務.....	62
第4 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業.....	63
1 許可の種類.....	63

(1) 許可の種類.....	63
(2) 処理業の許可を要しない者.....	65
(3) 許可の有効期限.....	66
2 許可の基準等	67
(1) 施設に係る基準.....	67
(2) 申請者の能力に係る基準.....	69
(3) 欠格要件.....	70
3 変更許可又は更新許可	71
(1) 変更許可.....	71
(2) 更新許可.....	72
4 届出	72
(1) 廃止届及び変更届.....	72
(2) 欠格要件該当届.....	72
5 優良産廃処理業者認定制度	73
(1) 制度の創設・目的.....	73
(2) 優良基準.....	73
(3) 認定等の申請.....	74
(4) 優良基準適合業者情報の公開.....	74
6 処理業者の責務	75
(1) 処理基準の遵守.....	75
(2) 処理困難通知.....	75
(3) 受託の禁止.....	75
(4) 委託及び再委託基準の遵守.....	75
(5) マニフェスト.....	76
(6) 名義貸しの禁止.....	76
(7) 帳簿の記載と保存.....	76
(8) 事業の廃止等に伴う通知.....	77
第5 産業廃棄物処理施設	78
1 処理施設の設置	78
(1) 許可が必要な処理施設の種類.....	78
(2) 許可申請.....	79
(3) 告示・縦覧.....	79
2 処理施設の設置許可基準	79
(1) 構造基準.....	79
(2) 申請者の能力に係る基準.....	79
(3) 欠格要件.....	79
(4) 過度の集中の制限.....	79

(5) 専門知識を有する者等の意見聴取	79
3 極性施設の使用前検査	80
4 極性施設の定期検査	80
(1) 制度の創設	80
(2) 対象となる産業廃棄物処理施設	80
(3) 定期検査事項	80
(4) 定期検査の頻度	81
(5) 定期検査の申請	81
5 変更許可	81
6 届出等	81
(1) 廃止届及び軽微変更等届等	81
(2) 埋立処分終了届	82
(3) 最終処分場の廃止確認	82
(4) 欠格要件該当届	82
(5) 処理施設の譲受け・借受け許可	82
(6) 設置法人の合併・分割の認可	82
(7) 相続届	83
7 処理施設設置者の責務	84
(1) 技術管理者の設置	84
(2) 維持管理基準の遵守	84
(3) 維持管理状況の記録及び閲覧	85
(4) 維持管理情報の公開	86
(5) 維持管理積立金の積立て	87
(6) 事故時の措置	87
(7) 最終処分場の適正な維持管理の確保	87
8 熱回収施設	88
(1) 熱回収施設設置者認定制度	88
(2) 対象施設	88
(3) 認定の更新	88
第6 廃棄物が地下にある土地の形質の変更	89
1 土地の形質の変更の届出及び計画変更命令	89
2 土地の形質の変更に関する措置命令	89
第7 産業廃棄物の処理に係る特例	90
1 再生利用認定制度	90
2 広域的処理認定制度	90

3 無害化処理認定制度	91
4 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度	92
第8 廃棄物再生事業者	93
1 廃棄物再生事業者の登録	93
2 届出	93
3 登録の取消し	93
第9 監視指導及び行政処分等	94
1 報告の徴収	94
2 立入検査	94
3 行政処分	94
(1) 改善命令	94
(2) 措置命令	94
(3) 生活環境保全上の支障の除去等の措置	95
(4) 事業の廃止等に伴う措置	95
(5) 許可の取消し等	96
4 罰則	97
第10 参考	100
1 廃棄物処理法の変遷	100
2 廃棄物処理法上の有用物と産業廃棄物の取扱い	103
3 産業廃棄物に関する相談窓口	104
4 不法投棄の通報	104

この冊子では、法律等の名称を次のとおり省略しています。

法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

施行令 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

施行規則 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

図表目次

図表 1 廃棄物処理法の位置付け	1
図表 2 廃棄物処理法の法体系	2
図表 3 一般廃棄物と産業廃棄物の分類①	3
図表 4 一般廃棄物と産業廃棄物の分類②	3
図表 5 廃棄物分類フロー	4
図表 6 産業廃棄物の種類（法第2条、施行令第2条、第2条の2、第2条の3）	5
図表 7 特別管理産業廃棄物の種類（施行令第2条の4）	7
図表 8 特別管理産業廃棄物のうち、特定有害産業廃棄物の種類（施行令第2条の4）	8
図表 9 石綿を含有する産業廃棄物	9
図表 10 石綿を含有する産業廃棄物の処理基準	9
図表 11 水銀を含有する産業廃棄物	10
図表 12 水銀使用製品産業廃棄物の定義	11
図表 13 廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準	12
図表 14 産業廃棄物保管基準と産業廃棄物処理基準の適用範囲	13
図表 15 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準	14
図表 16 産業廃棄物保管基準（施行規則第8条）	16
図表 17 積上げ高さ制限	17
図表 18 保管場所における掲示板の表示例	17
図表 19 産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）（施行令第6条）	18
図表 20 運搬車両への表示例	19
図表 21 収集運搬時に備え付けておくべき書面等	20
図表 22 積替え保管場所における掲示板の表示例	20
図表 23 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））（施行令第6条）	21
図表 24 産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第6条）	23
図表 25 産業廃棄物の種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系（施行令第6条）	25
図表 26 安定型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第2条）	27
図表 27 管理型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第2条）	27
図表 28 安定型最終処分場の浸透水・周縁地下水の検査項目等	28
図表 29 管理型最終処分場の放流水・周縁地下水の検査項目等	29
図表 30 産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）（施行令第6条）	31
図表 31 特別管理産業廃棄物保管基準（施行規則第8条の13）	32
図表 32 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）（施行令第6条の5）	33
図表 33 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））（施行令第6条の5）	35
図表 34 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第6条の5）	37

図表 35 特別管理産業廃棄物の種類別埋立処分基準の体系（施行令第 6 条の 5）	39
図表 36 遮断型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）	40
図表 37 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準（総理府令第 5 号※）	41
図表 38 特別管理産業廃棄物を処分又は再生後により生じた廃棄物の埋立処分に関する基準	42
図表 39 石綿含有産業廃棄物の収集・運搬、処分又は再生基準（施行令第 6 条）	43
図表 40 水銀を含有する産業廃棄物の収集・運搬、処分又は再生基準（施行令第 6 条、第 6 条の 5）	44
図表 41 ダイオキシン類を含む特別管理産業廃棄物	48
図表 42 ダイオキシン類を含むばいじん等の飛散・流出防止措置	49
図表 43 最終処分場における措置	49
図表 44 焼却禁止の例外	50
図表 45 収集・運搬又は処分等の委託基準（施行令第 6 条の 2、第 6 条の 6）	53
図表 46 委託契約書に記載すべき事項及び添付書類（施行令第 6 条の 2、第 6 条の 6）	54
図表 47 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ（法第 12 条の 3）	56
図表 48 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）の概要（法第 12 条の 3）	57
図表 49 紙マニフェストの交付、回付及び返送の手順	59
図表 50 電子マニフェストの流れ	60
図表 51 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（施行規則第 8 条の 17）	61
図表 52 排出事業者の帳簿記載事項（施行規則第 8 条の 5 第 1 項、第 8 条の 18 第 1 項）	62
図表 53 許可の種類	63
図表 54 収集運搬業許可の有効範囲について	63
図表 55 収集運搬業の許可が必要な県・市（例）	64
図表 56 処理業の許可を要しない者	65
図表 57 他法令に基づく特例（処理業の許可を要しない者）	66
図表 58 産業廃棄物の事業の用に供する施設に係る基準（施行規則第 10 条、第 10 条の 5）	67
図表 59 特別管理産業廃棄物の事業の用に供する施設に係る基準（施行規則第 10 条の 13、第 10 条の 17）	68
図表 60 能力に係る基準（施行規則第 10 条、第 10 条の 5、第 10 条の 13、第 10 条の 17）	69
図表 61 欠格要件（法第 14 条、第 14 条の 4）	70
図表 62 事業範囲の変更	71
図表 63 処理業者の変更届出事項（施行規則第 10 条の 10、第 10 条の 10 の 2、第 10 条の 23、第 10 条の 23 の 2）	72
図表 64 処理業者の再委託基準（施行令第 6 条の 12、第 6 条の 15）	76
図表 65 処理業者の帳簿記載事項（施行規則第 10 条の 8、第 10 条の 21）	77
図表 66 許可が必要な産業廃棄物処理施設の種類（施行令第 7 条）	78
図表 67 技術管理者の資格（施行規則第 17 条）	84
図表 68 維持管理状況の記録及び閲覧（施行規則第 12 条の 7 の 2、第 12 条の 7 の 3、第 12 条の 7 の 4、第 12 条の 7 の 5）	85
図表 69 特定処理施設（施行令第 24 条、施行規則第 18 条）	87
図表 70 指定区域として指定するもの（施行令第 13 条の 2）	89
図表 71 再生利用に係る認定要件及び対象廃棄物（法第 15 条の 4 の 2 等）	90

図表 72 広域的処理認定制度の概要（法第 15 条の 4 の 3）	91
図表 73 無害化処理認定制度の対象となる廃棄物	91
図表 74 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る認定の基準（施行規則第 8 条の 38 の 2, 第 8 条の 38 の 3, 第 8 条の 38 の 4）	92
図表 75 廃棄物再生事業者の登録基準（施行規則第 16 条の 2）	93
図表 76 廃棄物再生事業者の届出事項（施行令第 20 条）	93
図表 77 措置命令の対象者（法第 19 条の 5）	95
図表 78 生活環境保全上の支障の除去等の措置（法第 19 条の 8）	95
図表 79 事業の廃止等に伴う措置の対象者（法第 19 条の 10）	96
図表 80 許可を取り消さなければならない場合	96
図表 81 許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる場合	96
図表 82 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科（法第 25 条）	97
図表 83 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこの併科（法第 26 条）	97
図表 84 2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金又はこの併科（法第 27 条）	98
図表 85 1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金（法第 27 条の 2）	98
図表 86 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（法第 28 条）	98
図表 87 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（法第 29 条）	98
図表 88 30 万円以下の罰金（法第 30 条, 第 31 条）	99
図表 89 両罰規定（法人又は個人と行為者の両方に罰則, 法第 32 条）	99
図表 90 過料（法第 33 条, 第 34 条）	99
図表 91 廃棄物処理法の変遷	100
図表 92 廃棄物処理法上の有用物と産業廃棄物の取扱い	103

第1 廃棄物処理法の制定と廃棄物の定義等

1 法の制定

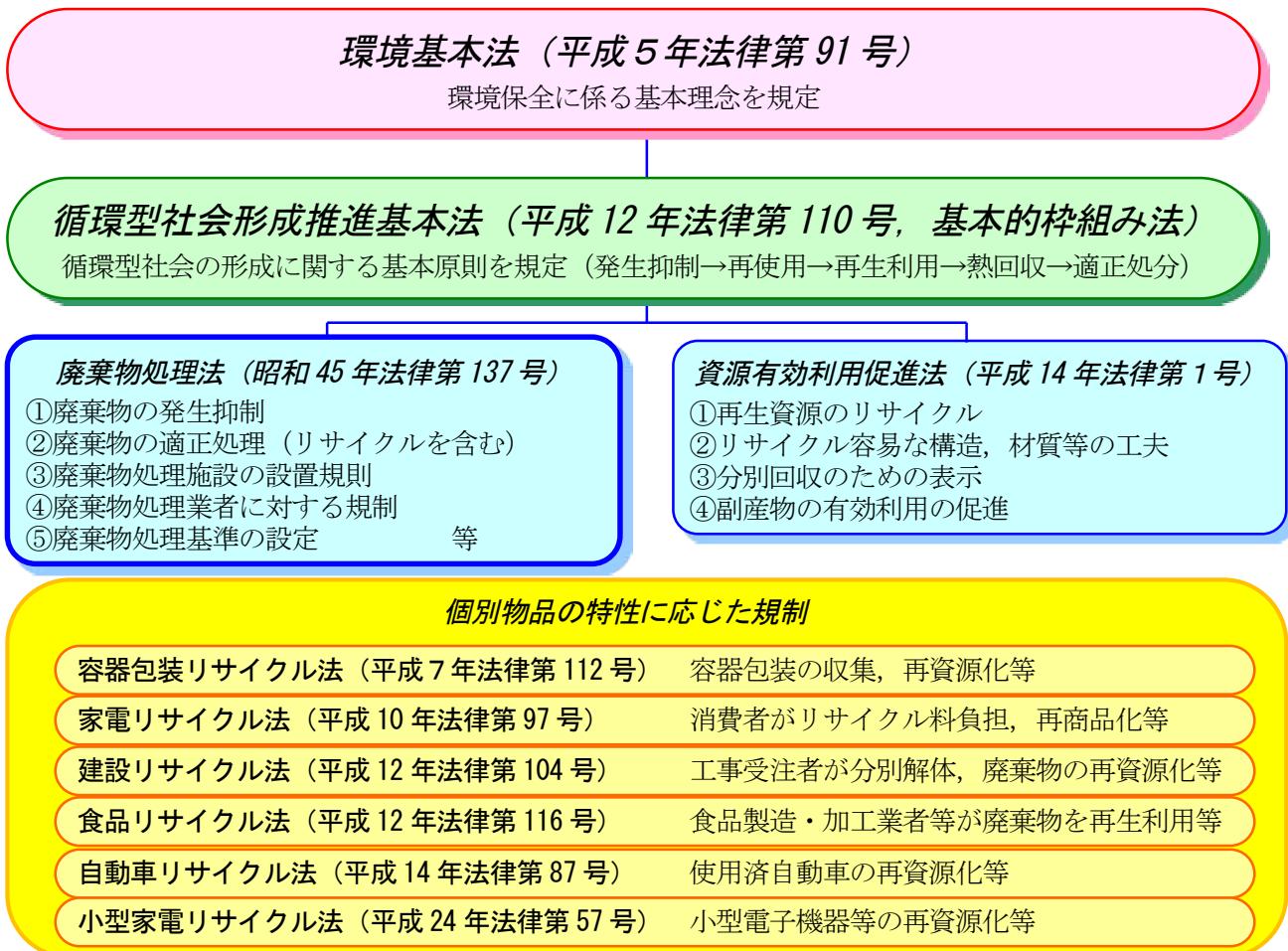
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の成立以前は、清掃法（昭和29年法律第72号）に基づき、住民の居住環境等を防疫上の観点から清潔に保つことにより公衆衛生の向上を図ることを主たる目的に、区域内（市街地）における汚物等の処理が主に実施されてきました。

しかしながら、高度経済成長期に飛躍的に発展した社会経済活動に伴い排出された有害物質、排水、排ガス、廃棄物等によって、地球環境や人の健康に対する影響が社会問題化し、昭和45年の公害国会（第64回臨時国会）において清掃法を全面改正した廃棄物処理法が制定されました。

2 法の位置付け

平成12年に循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）が制定され、廃棄物の処理及びリサイクルに係る基本原則が環境基本法の下に位置付けられ、さまざまなリサイクル法が成立しました。

図表1 廃棄物処理法の位置付け



3 法の目的

廃棄物処理法では、廃棄物の排出抑制や適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を通じて、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

4 法体系

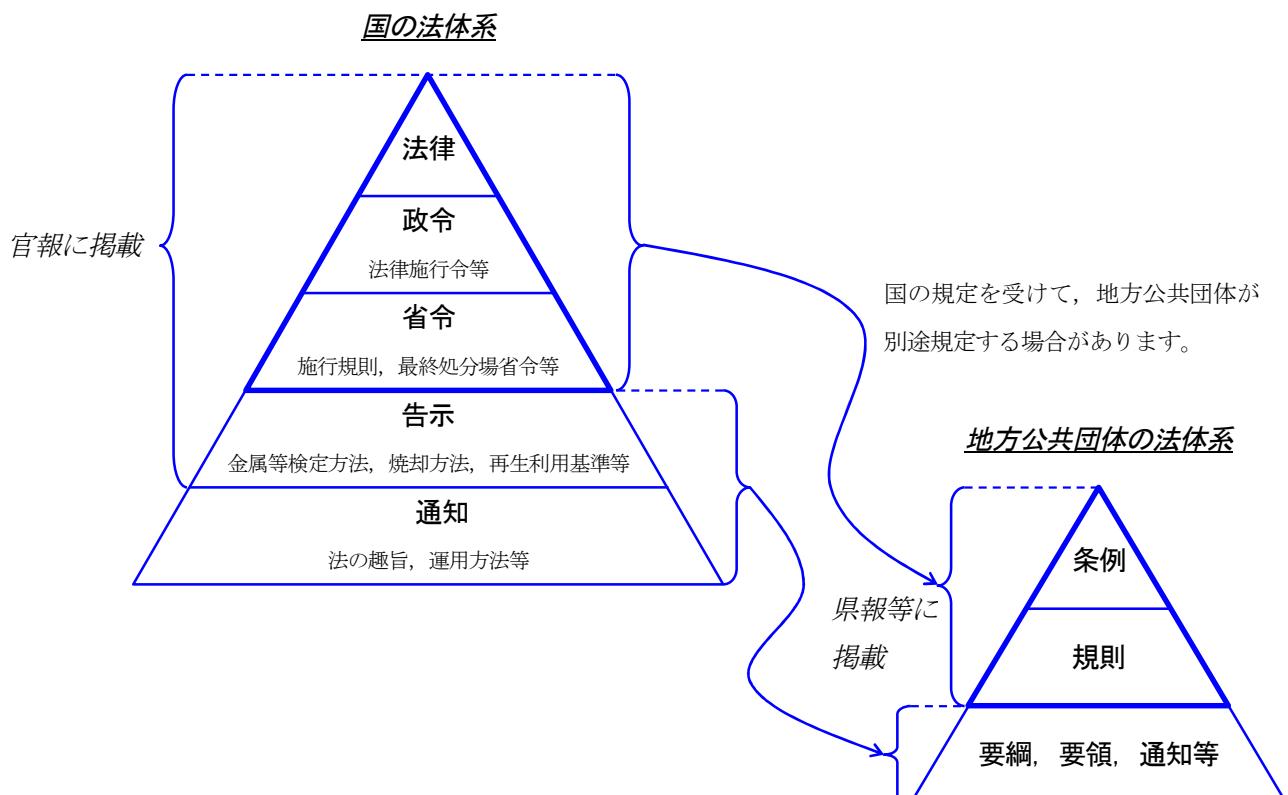
廃棄物処理法の法体系は、法律を頂点として、政令（法律施行令等）、省令（法律施行規則等）の三段階で構成されており、基本原則は法律に定め、詳細な内容は政令及び省令に委任されています。

また、法、政令及び省令の下に告示及び通知が定められ、法の趣旨に沿った適正処理に必要な具体的処理手法や運用方法が示されています。

なお、地方公共団体（都道府県又は政令市）においては、独自に条例、規則、要綱、要領、通知等を定めて、各自治体内における廃棄物の適正処理等に係る規定を定めています。

広島県では、広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号。以下「広島県生活環境保全条例」という。）及び同施行規則（平成15年広島県規則第69号。以下「広島県生活環境保全条例施行規則」という。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年広島県規則第55号。以下「施行細則」という。）を定め、廃棄物の適正処理を進めています。

図表 2 廃棄物処理法の法体系



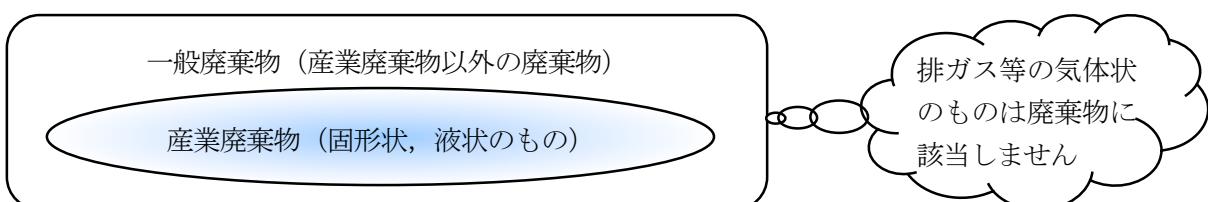
5 廃棄物の定義

(1) 一般廃棄物と産業廃棄物

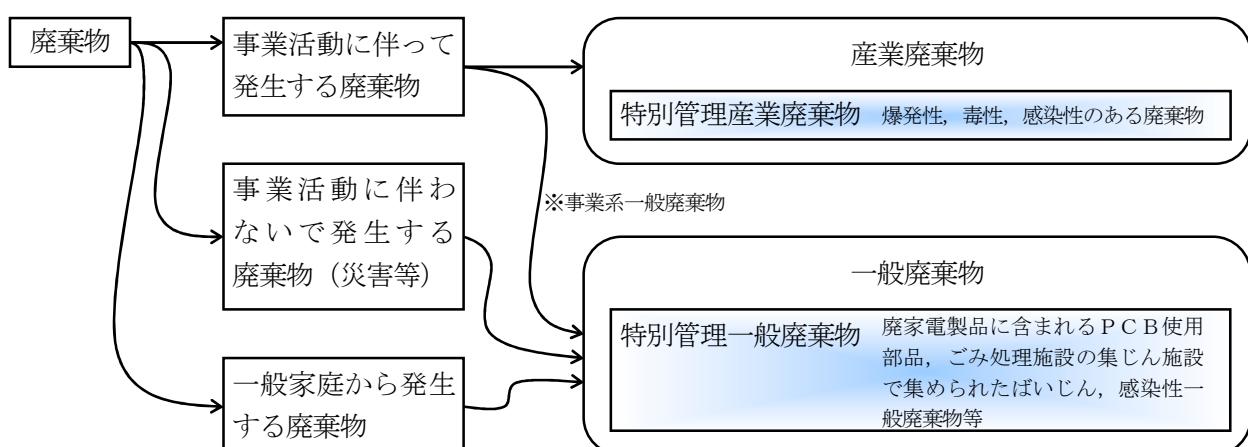
廃棄物とは、人間の活動に伴って発生するもので、ごみなどの汚物や自分で利用したり他人に有償で売却したりできないために不要となった固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）と定義されており、発生形態や性状の違いから、産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。法に定義された産業廃棄物に該当しないものは、すべて一般廃棄物になります。

また、爆発性、毒性、感染性などの人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、それぞれ特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物に分類されます。

図表 3 一般廃棄物と産業廃棄物の分類①



図表 4 一般廃棄物と産業廃棄物の分類②



※事業系一般廃棄物とは

- ①オフィス等から排出される紙くず、木くずなど
- ②飲食店、食堂等から排出される残飯、厨芥類など
- ③小売店等から排出される野菜くず、魚介類など 等

なお、次に掲げるものは、固形状・液状であっても廃棄物から除外されます。

- ① 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ② 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場附近において排出したもの
- ③ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、図表6（P5～6）に示す燃え殻、汚泥など20種類に分類されたものと輸入された廃棄物（航行廃棄物及び携行廃棄物を除く。）をいいます。これは、民間の工場、ビル、商店などの営利目的の事業活動に伴い排出されるものや水道事業などの公共の事業活動に伴い排出されるものも含んでいます。

これらの産業廃棄物が混合した状態で排出されるものは、2種類以上の産業廃棄物の混合物とみなします。例えば「洗車スラッジ」は、廃油と汚泥の混合物としてとらえます。

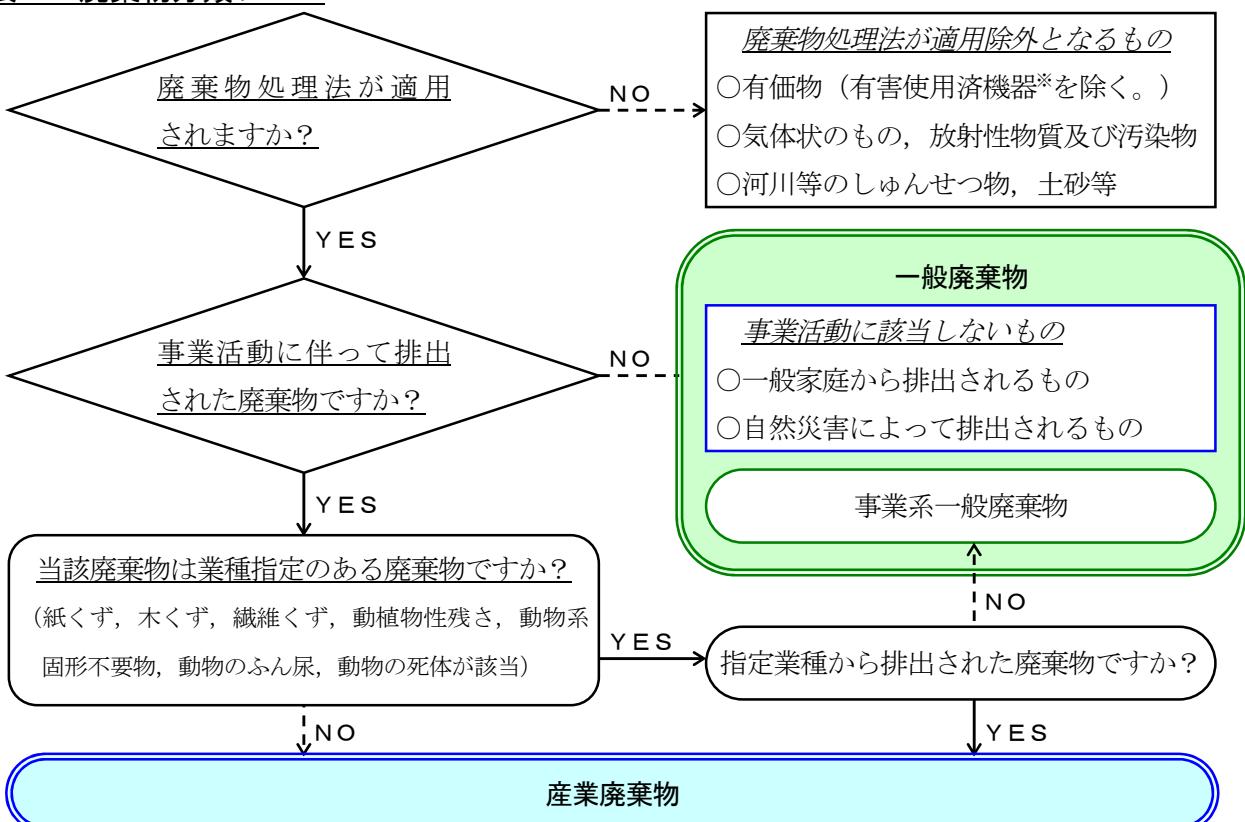
事業活動に伴って生じた廃棄物でも、「紙くず」、「木くず」、「繊維くず」、「動植物性残さ」、「動物系固体不要物」、「動物のふん尿」、「動物の死体」については、指定業種以外の事業所から排出された場合は一般廃棄物になります。

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などの人の健康や生活環境に著しい被害を生ずるおそれがあるものは、図表7及び8（P7～8）に示す特別管理産業廃棄物に分類されます。このような性質のため、特別管理産業廃棄物の取扱いには格別の注意が必要であり、その処理方法などが厳しく定められています。

また、排出事業者が自ら利用したり、他人に有償売却されているものは、原則、廃棄物ではありません。

なお、廃棄物となるのか、廃棄物であれば一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのかを分類する場合、次の図表5を参考にしてください。

図表5 廃棄物分類フロー



※エアコン等施行令第16条の2に定める32品目であって、使用を終了し、収集されたもの。

なお、有害使用済機器については、廃棄物処理法において保管や処分等に係る規制があります。

図表 6 産業廃棄物の種類（法第2条、施行令第2条、第2条の2、第2条の3）

種類	内容	具体例
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	廃棄物焼却灰、灰かす、石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、炉清掃排出物等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	①有機性汚泥 下水汚泥、ビルピット汚泥、消化汚泥、製紙スラッジ、活性汚泥等 ②無機性汚泥 めっき汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト汚泥、石灰かす、活性炭かす、廃脱硫剤等
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、動植物油系廃油、廃溶剤類、廃可塑剤類、燃料油系廃油、タンカー洗浄排水、タールルピッヂ類、印刷インキかす等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液 中和処理した場合に生ずる沈殿物は汚泥として取り扱います。	硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、酢酸、クエン酸、アミノ酸発酵廃液、エッティング廃液、染色廃液、写真漂白廃液等
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液 中和処理した場合に生ずる沈殿物は汚泥として取り扱います。	石灰廃液、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、アンモニア廃液、写真現像廃液、か性ソーダ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃ベーカライト（プリント基盤等）、廃スチロール（発泡スチロールを含む。）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず、（ナイロン、ポリエチレン、アクリル等で混紡も含む。）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
紙くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの ③出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの ④製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑤P C B が塗布され、又は染み込んだもの	印刷くず、製本くず、板紙、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
木くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの ③パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ④物品販賣業に係るリース物品 ⑤貨物の流通のために使用したパレット ⑥P C B が染み込んだもの	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む。）、木材、木製品製造業関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、リース事業者から排出されるリース物品（家具、器具等）、貨物流通用パレット（貨物の荷役、輸送又は保管のために単位数量単位で載せる台）等
繊維くず 【業種指定】	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係る天然繊維くず（合成繊維は廃プラスチック類） ③P C B が染み込んだもの	畳、じゅうたん、木綿くず、綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、ロープ、建設現場から排出される繊維くず等
動植物性残さ 【業種指定】	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物に該当）	①動物性残さ（魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ・瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら等） ②植物性残さ（ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぶんかす、豆腐かす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、葉草かす、油かす等）

種類	内容	具体例
動物系固形不要物 【業種指定】	と畜場においてとさつし、又は解体した獸畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず（廃タイヤは合成ゴムであるため廃プラスチック類）
金属くず		鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダイカ粉、半田かす、溶接かす等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	「コンクリートくず」は、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く（がれき類に該当）。	①ガラスくず 廃空びん類、板ガラスくず、破損ガラス、アンプルロス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉、ロックウールくず等 ②コンクリートくず 製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず等 ③陶磁器くず 土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、レンガ破片、瓦破片等 ④廃石膏ボード
鉱さい		スラグ（高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい）、キューポラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、不良石炭、鉱じん、鉄物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く。）等
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く。）	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片、アスファルトがら、廃スレート等
動物のふん尿 【業種指定】	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じた動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獸等のふん尿等
動物の死体 【業種指定】	畜産農業に係る事業活動に伴って生じた動物の死体	同上の家畜の死体
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、産業廃棄物である紙くず（P C Bが塗布され、又は染み込んだもの）、木くず（P C Bが染み込んだもの）、繊維くず（P C Bが染み込んだもの）若しくは金属くず（P C Bが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
産業廃棄物処理物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各欄に該当しないもの（法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物）	有害汚泥のコンクリート固型化物 化製場での化製処理により発生した廃肉骨粉
輸入された廃棄物	航行廃棄物（※1）及び携帯廃棄物（※2）を除く。	輸入された廃棄物

※1 航行廃棄物とは、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の日常生活に伴って生じたゴミ、し尿その他の廃棄物をいいます。

2 携帯廃棄物とは、入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみその他の廃棄物であって、入国する者が携帯するものをいいます。

3 上記に規定する産業廃棄物のうち、石綿を重量比で0.1%を超えて含むものは「石綿含有産業廃棄物」として処理する必要があります。

4 上記に規定する産業廃棄物のうち、水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるものは「水銀使用製品産業廃棄物」として処理する必要があります。

5 上記に規定する産業廃棄物のうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/kgを超えて含有する燃え殻、汚泥、鉱さい及びばいじん並びに水銀を15mg/lを超えて含む廃酸及び廃アルカリは「水銀含有ばいじん等」として処理する必要があります。

図表 7 特別管理産業廃棄物の種類（施行令第2条の4）

種類	関連事業、施設等	具体例
廃油（燃焼しにくいもののを除く。）	紡績、印刷、香料製造、医薬品製造、石油精製、クリーニング、科学技術研究等	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油 参考 引火点 70℃未満の廃油
廃酸（著しい腐食性を有するもの。）	カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油科学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究等	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ（著しい腐食性を有するもの。）	同上	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物	病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設、試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの）等	感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はそのおそれのある廃棄物で、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等の産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管等※）
ばいじん又は燃え殻及びこれらを処分するために処理したもの	①輸入された廃棄物の焼却施設で発生するものであって、ばいじんにあっては集じん施設で集められたもの（判定基準に適合しないものに限る。） ②ダイオキシン類の含有量が1 gにつき3 ngを超えるもの（判定基準に適合しないものに限る。）	
汚泥及び当該汚泥を処分するために処理したもの	輸入された廃棄物の焼却施設で発生する汚泥（廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）であって、ダイオキシン類の含有量が1 gにつき3 ngを超えるもの（判定基準に適合しないものに限る。）	
輸入されたばいじん	集じん施設で集められたもの	
輸入された燃え殻	ダイオキシン類の含有量が1 gにつき3 ngを超えるもの	
輸入された汚泥	ダイオキシン類の含有量が1 gにつき3 ngを超えるもの	

※ 紙おむつ・ガーゼ等については、感染性一般廃棄物となります。

図表 8 特別管理産業廃棄物のうち、特定有害産業廃棄物の種類（施行令第2条の4）

種類	具体例
廃P C B等	廃P C B及びP C Bを含む廃油
P C B汚染物	①P C Bが染み込んだ汚泥、紙くず、木くず、繊維くず ②P C Bが塗布された紙くず ③P C Bが付着した廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類 ④P C Bが封入された廃プラスチック類、金属くず
P C B処理物	廃P C B等又はP C B汚染物を処分するために処理したもの ①油の場合、P C Bが試料1キログラム中0.5mgを超えるもの ②酸又はアルカリの場合、P C Bが試料1リットル中0.03mgを超えるもの ③廃プラスチック類又は金属くずの場合、P C Bが付着している、又は封入されていること。 ④陶磁器くずの場合、P C Bが付着していること。 ⑤上記以外の場合、P C Bが検液1リットル中0.003mgを超えるもの
廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（次項以下において「廃水銀等」という。）	①特定の施設において生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。） ②水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 ③廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）
指定下水汚泥及び当該指定下水道汚泥を処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアノ化合物、P C B、揮発性有機化合物（12物質）、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はダイオキシン類を含むもの
鉛さい及び当該鉛さいを処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含むもの
廃石綿等 関連事業は、建設、解体、造船、機械修理など	①廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう）に係るもの（輸入されたものを除く。） ②大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定粉じん発生施設において生じたもの（輸入されたものを除く。） ③輸入されたもの のいずれかであって、飛散するおそれのあるものとして、環境省令で定める次のもの ○建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたものから、石綿建材除去事業により除去された当該石綿 ○建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち、石綿建材除去事業により除去された石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、人の接触、気流及び振動等により前記と同等以上に石綿が飛散するおそれがある保温材、断熱材及び耐火被覆材 ○石綿除去事業において使用されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの ○特定粉じん発生施設において生じた石綿で、集じん施設によって集められたもの（輸入されたものを除く。） ○特定粉じん発生施設、集じん施設を設置する工場等で使用された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの（輸入されたものを除く。） ○石綿であって集じん施設によって集められたもの、廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具等で石綿が付着しているおそれのあるもの（事業活動に伴って生じたもので、輸入されたものに限る。）
燃え殻又はばいじん及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀及び1, 4-ジオキサン（ばいじんのみ）並びにカドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン又はダイオキシン類を含むもの
廃油及び当該廃油を処分するために処理したもの	判定基準を超える揮発性有機化合物（12物質）を含むもの
汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの	判定基準を超えるアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアノ化合物、P C B、揮発性有機化合物（12物質）、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ダイオキシン類を含むもの

※1 特定有害産業廃棄物のうち、有害物質を含む燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ（国内において生じたもの）及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの並びに廃油（廃溶剤に限り、国内において生じたもの）及び当該廃油を処分するために処理したものについては、特定の施設等から排出されたものに限られています。

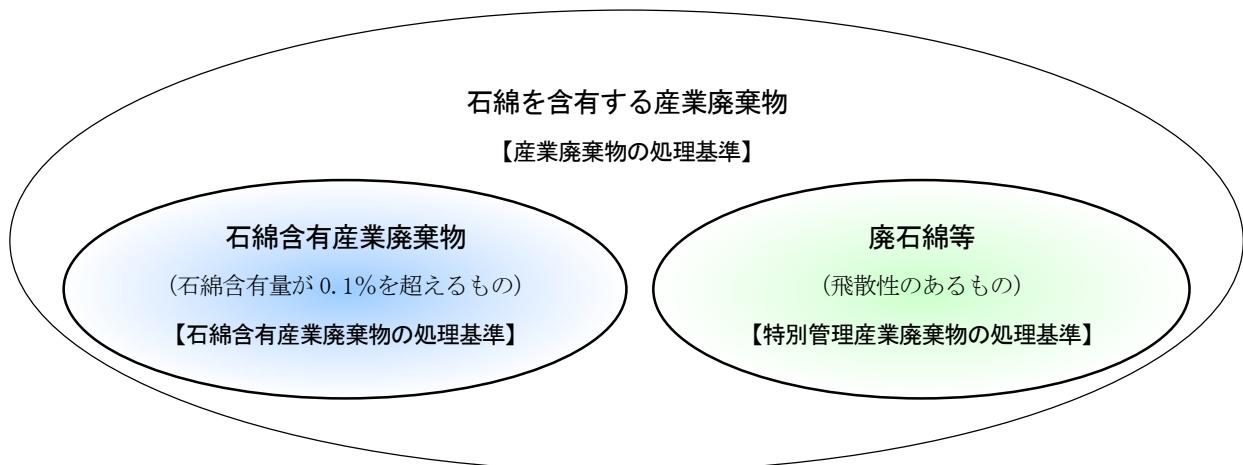
2 挥発性有機化合物（12物質）とは、①トリクロロエチレン、②テトラクロロエチレン、③ジクロロメタン、④四塩化炭素、⑤1, 2-ジクロロエタン、⑥1, 1-ジクロロエチレン、⑦シス-1, 2-ジクロロエチレン、⑧1, 1, 1-トリクロロエタン、⑨1, 1, 2-トリクロロエタン、⑩1, 3-ジクロロプロパン、⑪ベンゼン、⑫1, 4-ジオキサンをいいます。

3 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準は、P41 図表 37 参照

(3) 石綿（アスベスト）を含有する産業廃棄物

石綿（アスベスト）を含む製品等の解体、除去に伴って生じた廃棄物は、図表9のとおり特別管理産業廃棄物（廃石綿等）と産業廃棄物に分類されますが、産業廃棄物のうち石綿含有量（重量比）が0.1%を超えるものは「石綿含有産業廃棄物」と規定されており、図表10に示す処理基準に従ってそれぞれ適正に処理する必要があります。

図表 9 石綿を含有する産業廃棄物



図表 10 石綿を含有する産業廃棄物の処理基準

区分	石綿含有量	特別管理産業廃棄物の処理基準	石綿含有産業廃棄物の処理基準	産業廃棄物の処理基準
廃石綿等	※基準なし	○	—	—
石綿含有産業廃棄物	0.1%超	—	○	○
上記以外で石綿を含有するもの	—	—	—	○

※ 含有量の基準ではなく、施行規則第1条の2第9項に該当するものが廃石綿等（P8）となります。

(4) 水銀を含有する産業廃棄物

水銀を含む産業廃棄物は、図表 11 のとおり分類され、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理基準に加えて、それぞれ規定された処理基準（P44 図表 40）に従って適正に処理する必要があります。

図表 11 水銀を含有する産業廃棄物

廃金属水銀等	水銀汚染物		水銀使用製品廃棄物
	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物	
廃水銀等	水銀を含む特別管理産業廃棄物	水銀含有ばいじん等	水銀使用製品産業廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> ・特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 ・水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀 	特定の施設から排出されるもので水銀の溶出量が判定基準を超過するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん、燃え殻、汚泥、鉛さいのうち、水銀を 15mg/kg を超えて含有するもの ・廃酸、廃アルカリのうち、水銀を 15mg/l を超えて含有するもの 	水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもので省令で定めるもの（図表 12）

【水銀回収義務があるもの】

- ・ばいじん、燃え殻、汚泥、鉛さいのうち、水銀を 1,000mg/kg 以上含有するもの
- ・廃酸、廃アルカリのうち、水銀を 1,000mg/l 以上含有するもの

【水銀回収義務があるもの】
水銀式血圧計、水銀体温計等
(P44 図表 40)

図表 12 水銀使用製品産業廃棄物の定義

水銀使用製品産業廃棄物の対象は、次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったもの

① 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成 27 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に該当する水銀使用製品であって次に掲げるもの

1	水銀電池	
2	空気亜鉛電池	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。）	●
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	●
5	H I D ランプ（高輝度放電ランプ）	●
6	放電ランプ（蛍光ランプ及び H I D ランプを除く。）	●
7	農薬	
8	気圧計	
9	湿度計	
10	液柱形圧力計	
11	弹性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）	●
12	圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）	●
13	真空計	●
14	ガラス製温度計	
15	水銀充満圧力式温度計	●
16	水銀体温計	
17	水銀式血圧計	
18	温度定点セル	
19	顔料	●
20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）	
21	灯台の回転装置	
22	水銀トリム・ヒール調整装置	

23	放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及び H I D ランプを含む。）を除く。）	●
24	水銀抵抗原器	
25	差圧式流量計	
26	傾斜計	
27	水銀圧入法測定装置	
28	周波数標準機	●
29	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
30	容積形力計	
31	滴下水銀電極	
32	参照電極	
33	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
34	握力計	
35	医薬品	
36	水銀の製剤	
37	塩化第一水銀の製剤	
38	塩化第二水銀の製剤	
39	よう化第二水銀の製剤	
40	硝酸第一水銀の製剤	
41	硝酸第二水銀の製剤	
42	チオシアソ酸第二水銀の製剤	
43	酢酸フェニル水銀の製剤	

② ①に掲げる水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（●印のあるものに係るものを除く。）

③ ①及び②に掲げるもののほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

※ ①の 19 の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り ●印に該当する。

第2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理

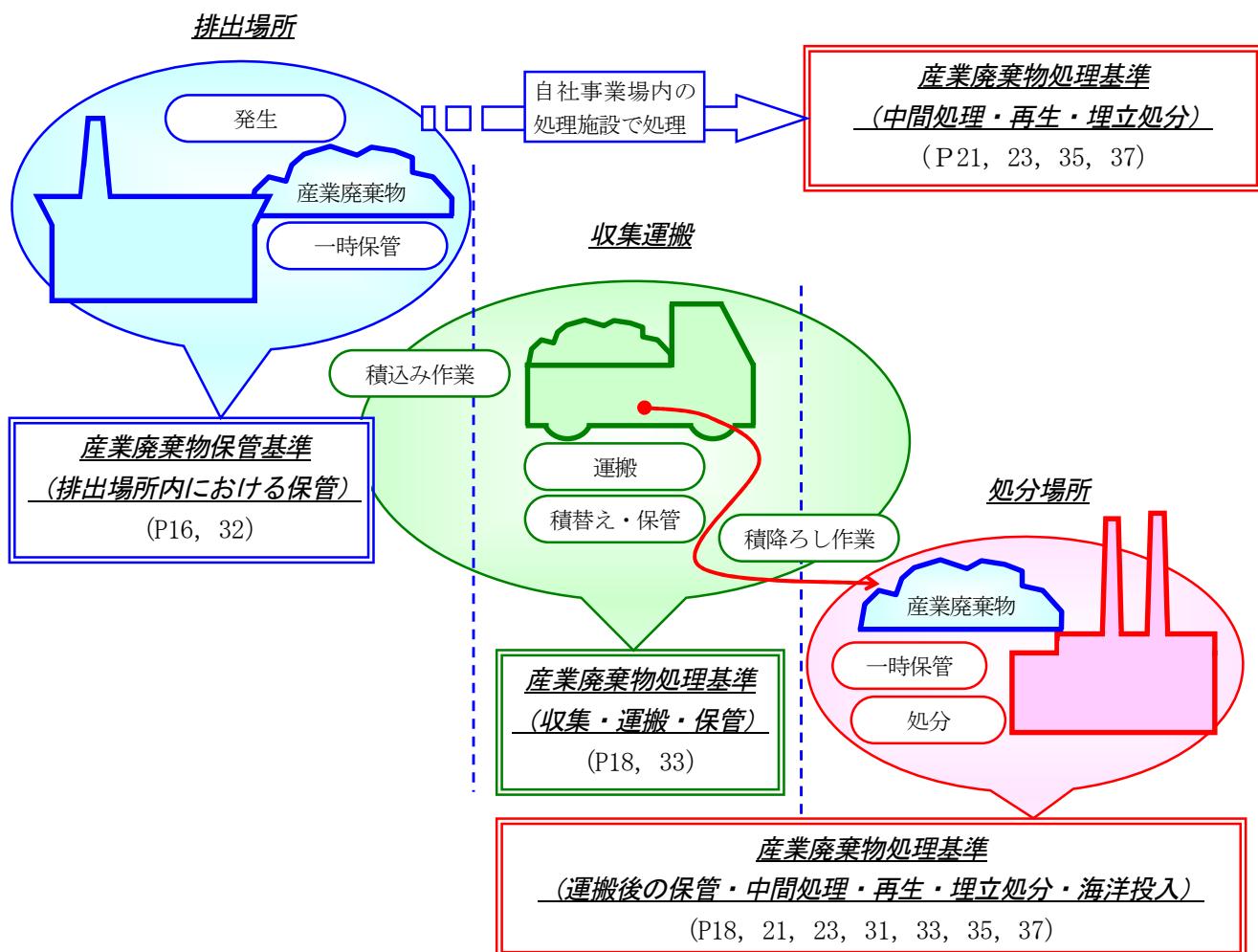
1 処理に係る基準の概要

(1) 廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理は、その発生から適正処理に至るまでの各過程において、産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準等の多くの基準が設けられており、廃棄物の適正処理を行うためには、これらの基準を遵守する必要があります。

それぞれの過程ごとの適用基準は、図表13のとおりです。

図表 13 廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準



排出事業者、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者には、次のとおり、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準が適用されます。

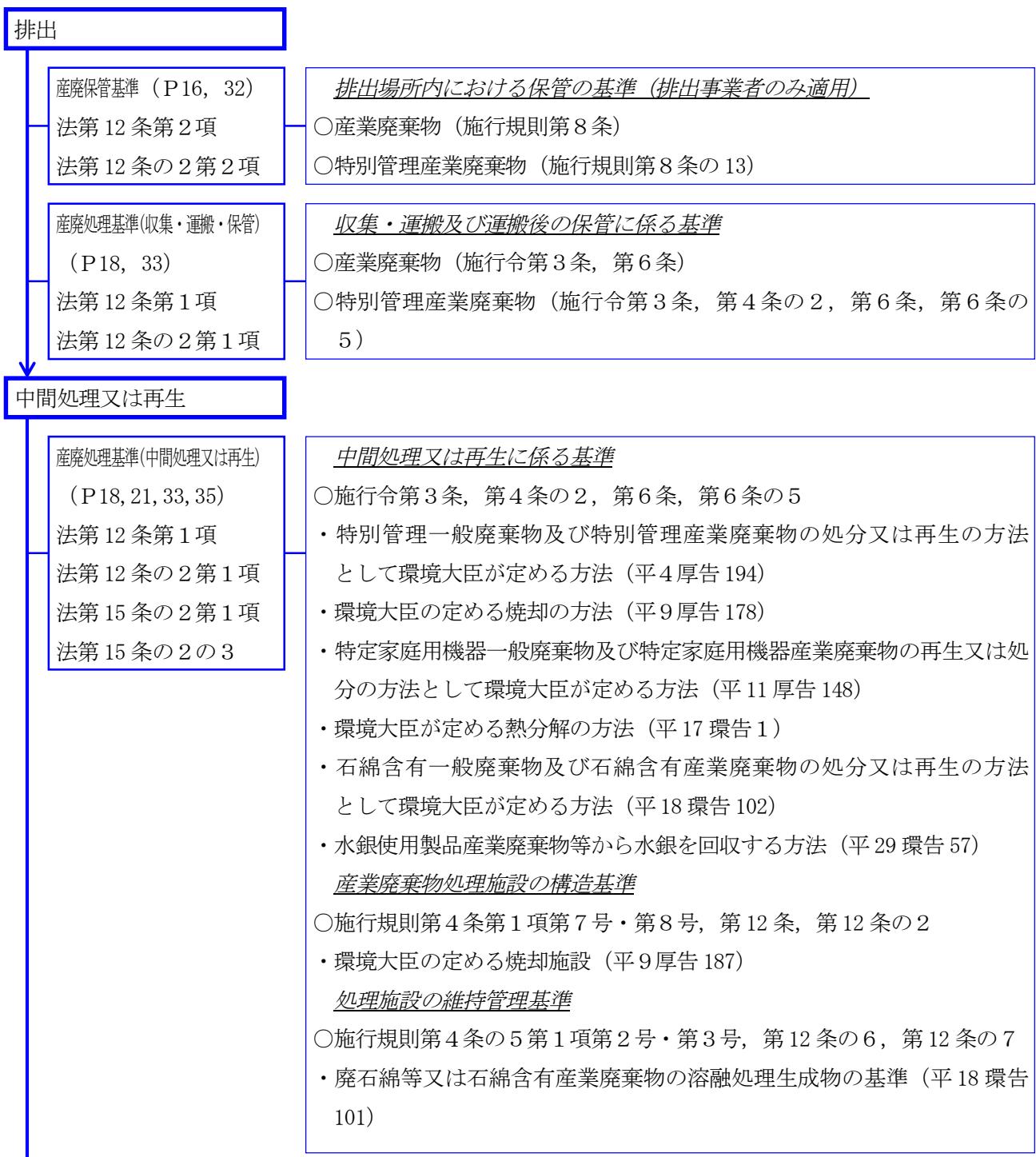
図表 14 産業廃棄物保管基準と産業廃棄物処理基準の適用範囲

		排出事業者		産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物処分業者
		事業所内	事業所外	
産業廃棄物保管基準		○	—	—
産業廃棄物処理基準	収集運搬		○	○
	運搬後の保管	—	○	○
	中間処理		○	○
	再生		○	○
	埋立処分		○	○
	海洋投入		○	○

(2) 処理基準の法体系

産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準等は、法、施行令、施行規則及び告示等で規定されていますが、この法体系を整理したのが図表 15 です。

図表 15 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準





2 産業廃棄物の処理に係る基準

(1) 産業廃棄物保管基準

- ・適用者：排出事業者のみ
- ・適用行為：産業廃棄物を搬出するまでの間の保管
(排出事業者が搬出後に保管する場合は、産業廃棄物処理基準（保管）が適用されます。)

図表 16 産業廃棄物保管基準（施行規則第8条）

1 産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置

- (1) 保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝等を設置するとともに、地下浸透しないよう底面を不浸透性材料で覆うこと。
- (3) 保管場所には、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないよう防止措置を講ずること。
- (4) 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合は、次の点に注意すること。
 - ① 石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう、保管場所に仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。
 - ② 石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう覆いや梱包等、必要な措置を講ずること。
- (5) 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、その他の物と混合するおそれのないよう、保管場所に仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

2 囲いの設置及び構造等

- (1) 産業廃棄物の保管施設の周囲には囲いを設けること。
- (2) 囲いに産業廃棄物の荷重が直接かかる場合は、囲いの構造耐力上の安全性を確保すること（対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震等）。

3 積上げ高さ制限

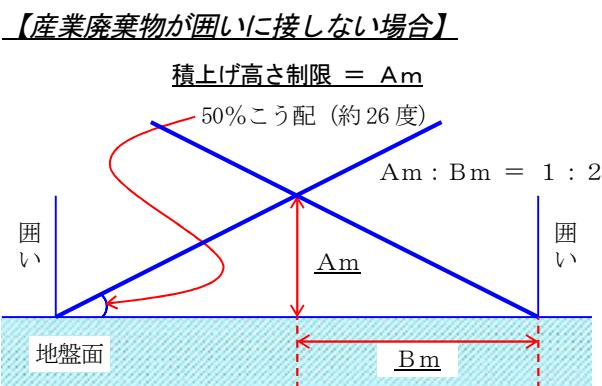
- (1) 産業廃棄物を屋外で容器を用いないで保管する場合は、次の点に注意すること（図表17）。
 - ① 産業廃棄物が囲いに接しない場合、囲いの下端からこう配50%以下（約26度）とすること。
 - ② 産業廃棄物が囲いに接する場合、囲いの内側2mは囲いの上端より50cm以下とし、2m以上内側は2m線からこう配50%以下とすること。
- (2) 囲いが産業廃棄物と接して曲がったり、囲いの高さぎりぎりまで積み上げないこと。
- (3) 使用済自動車等については、別途定められた保管基準を遵守すること（H17.1.1～）。

4 掲示板の設置

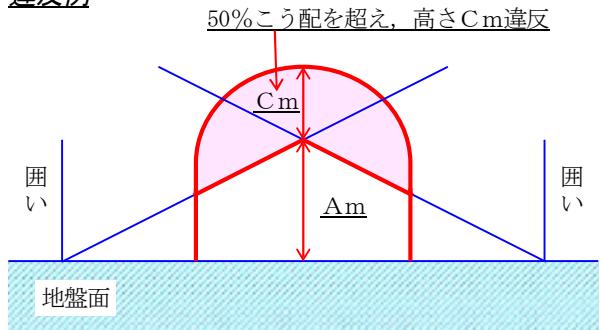
周囲から見やすい箇所に、次の要件を備えた掲示板を設置すること（表示例はP17 図表18参照）。

- (1) 掲示板の大きさ 縦60cm以上×横60cm以上
- (2) 表示すべき事項
 - ① 産業廃棄物の保管場所である旨の表示
 - ② 保管する産業廃棄物の種類の表示（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を保管する場合は、その旨を記載）
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合）

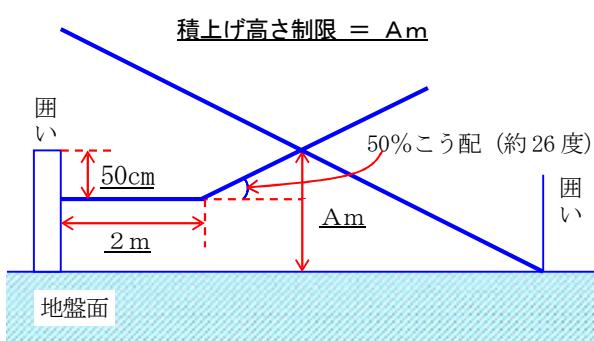
図表 17 積上げ高さ制限



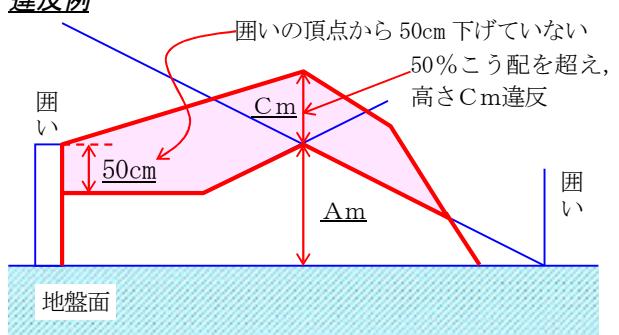
違反例



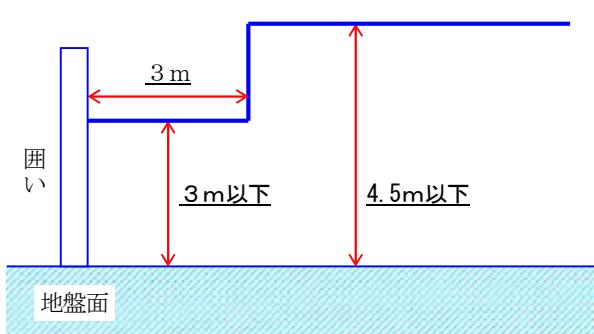
【産業廃棄物が囲いに接する場合】



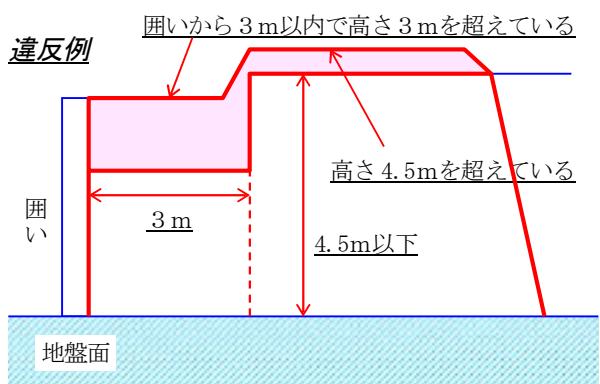
違反例



【使用済自動車を保管する場合】



違反例



図表 18 保管場所における掲示板の表示例

↑ 60cm 以上 ↓

産業廃棄物の保管場所	
管理者及び連絡先等	株式会社広島産廃 代表取締役 産廃 太郎 所在地 広島県○○市○○町○丁目○番○号 電話 ○○○-○○○-○○○○ 内線○○○ 責任者 環境管理課 ○○, ○○
保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類, がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。)
最大積上げ高さ	2 m

← 60cm 以上 →

(2) 産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）

- ・適用者：排出事業者、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：収集・運搬・運搬後の保管

図表 19 産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）（施行令第6条）

1 運搬施設（車両、船舶、容器等）に係る注意事項

- (1) 収集・運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 運搬車両、船舶、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散、流出したり、悪臭が漏れたりするおそれのないものであること。

2 収集・運搬を行う場合の措置

- (1) 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (2) 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないよう、また、その他の物と混合するおそれのないように区分して、収集・運搬を行うこと。

3 運搬車両等への表示義務及び収集運搬時の書面携帯義務

- (1) 収集運搬時は、運搬車両等にP19 図表 20 に示す表示例を参考にして、産業廃棄物を収集運搬している者の氏名、名称及び許可番号（下6桁）等を表示すること。
- (2) 収集運搬時は、P20 図表 21 に示す書面等を備え付けておくこと。

4 積替えを行う場合の措置

- (1) 周囲に囲いを設け、産業廃棄物の積替え場所であることの表示をすること。
- (2) 産業廃棄物が飛散・流出したりしないようにするとともに、汚水が生ずるおそれがある場合は排水溝等を設置したり、地下浸透しないように底面を不浸透性材料で覆ったりすること。また、悪臭が発散しないようにすること。
- (3) ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合は、その他の物と混合するおそれのないよう、積替え場所に仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

5 保管を行う場合の基準

保管は、原則禁止である。ただし、次の基準に適合する積替えを行う場合は保管を認める。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された産業廃棄物が、適切に保管できる量を超えないこと。
- (3) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

6 保管場所における措置

- (1) P16 図表 16 の産業廃棄物保管基準1～3に掲げる措置を講ずること。

- 1 産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置
- 2 囲いの設置及び構造等
- 3 積上げ高さ制限

【再掲】

- (2) 掲示板の設置

産業廃棄物の保管を行う場所には、周囲から見やすい箇所に、次の事項を記載した縦横とも

60cm 以上の掲示板を設置すること（表示例は P20 図表 22 参照）。

- ① 産業廃棄物の保管場所である旨の表示
- ② 保管する産業廃棄物の種類の表示（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を保管する場合は、その旨を記載）
- ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いない場合のみ、P17 図表 17 により算出される高さ）
- ⑤ 保管上限量（次項で算出される保管上限の量）

7 保管上限

(1) 産業廃棄物を保管できる量の制限

1 日当たりの平均搬出量 × 7 日分

※ 平均搬出量とは、前月の産業廃棄物の総搬出量（複数の産業廃棄物を取り扱う場合はその合計量）を前月の総日数で除して得られる数量とする（前月の総搬出量 ÷ 前月の総日数）。

（前月の総搬出量 ÷ 前月の総日数） × 7 日分 = 保管上限（保管可能量）

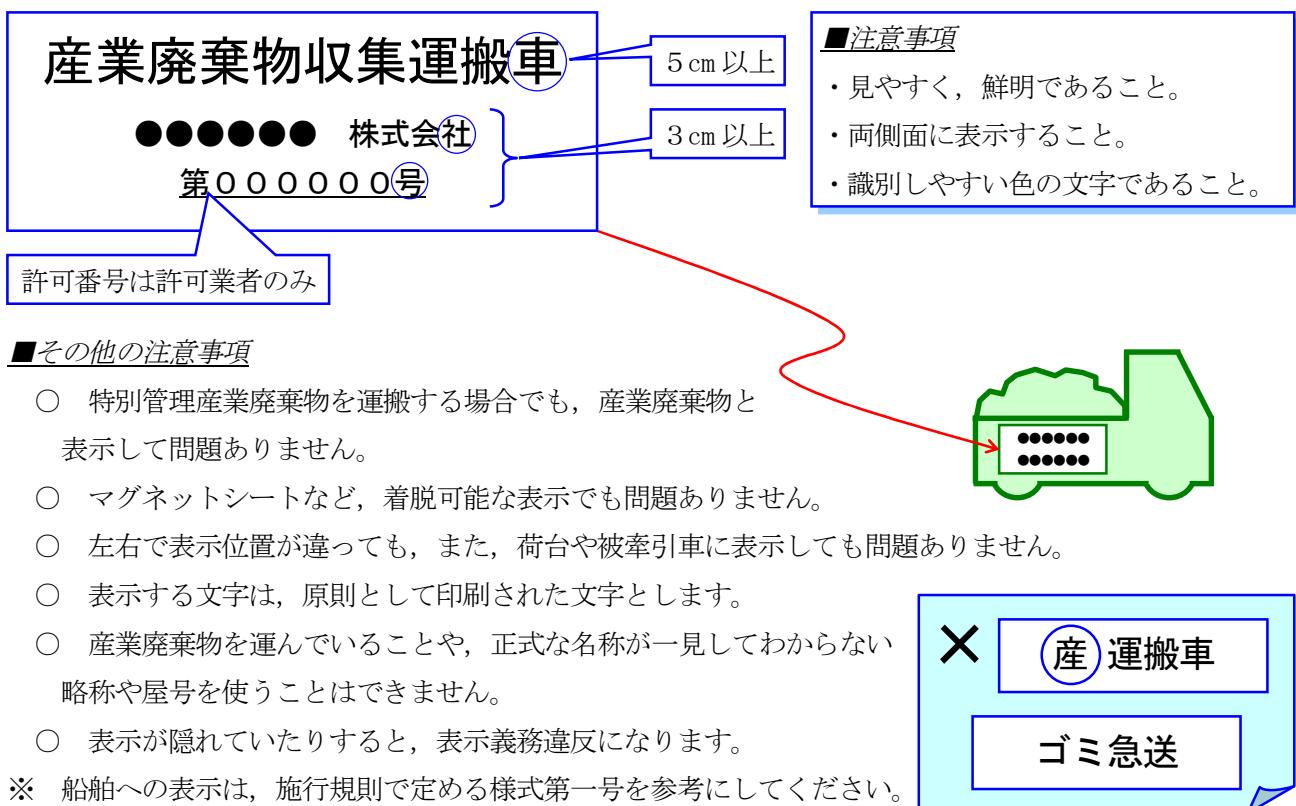
（例） 4 月（総日数 30 日）の産業廃棄物の総搬出量 1,500 m³

1,500 m³ ÷ 30 日 × 7 日分 = 350 m³ 保管上限は、350 m³

(2) 適用除外

- ・船舶を利用して運搬する場合であって、船舶の積載量が保管上限を上回るとき。
- ・使用済自動車等を保管する場合（H17. 1. 1～）

図表 20 運搬車両への表示例



図表 21 収集運搬時に備え付けておくべき書面等

排出事業者が自ら運搬する場合	産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合
<p>次の内容を記載した書面</p> <p>① 氏名又は名称及び住所 ② 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ③ 積載日 ④ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ⑤ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先</p>	<p>1 許可証の写し 2 紙マニフェストを利用する場合 交付された紙マニフェスト 3 電子マニフェストを利用する場合 (1) 電子マニフェストの使用証（加入証）の写し (2) 次の内容を記載した書面又は電子データ 内容を容易に表示できること（<u>インターネット</u>による方法でも可）。</p> <p>① 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ② 委託者の氏名又は名称 ③ 積載日 ④ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ⑤ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先</p>

図表 22 積替え保管場所における掲示板の表示例

産業廃棄物の積替え保管場所	
管理者及び連絡先等	株式会社広島産廃 代表取締役 産廃 太郎 所在地 広島県○○市○○町○丁目○番○号 電話 ○○○-○○○-○○○○ 内線○○○ 責任者 環境管理課 ○○, ○○
保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。）
最大積上げ高さ	2 m
保管上限	30 m ³
60cm 以上	

(3) 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））

- ・適用者：排出事業者及び産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。）

図表 23 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））（施行令第6条）

1 産業廃棄物の保管を行う場合の措置等

P18 図表 19 の産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）5 及び 6 の措置等を講ずること。

**〔5 保管を行う場合の基準
6 保管場所における措置〕【再掲】**

2 保管上限

(1) 産業廃棄物を保管できる量の上限

1 日当たりの産業廃棄物処理施設の処理能力×14 日分=保管上限数量（基本数量）

(2) 保管上限数量の特例

- ① 船舶により産業廃棄物を搬入する場合であって、船舶の積載量が基本数量を上回る場合
船舶の積載量+基本数量×1／2
- ② 処理施設の定期点検等が行われる場合（突発的な故障及び7 日未満の定期点検を除く。）
処理能力×点検等の日数+基本数量×1／2
(点検終了後は 60 日以内に基本数量に戻すこと。)
- ③ 優良認定を受けた産業廃棄物処分業者が廃プラスチック類を保管する場合
処理能力×28 日分
- ④ 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合
 - ア 木くず、コンクリートの破片 処理能力×28 日分
 - イ アスファルト・コンクリートの破片 処理能力×70 日分
- ⑤ 豪雪地帯指定区域内において廃タイヤを冬季間（11 月～翌年 3 月）に保管する場合
処理能力×60 日分
- ⑥ 使用済自動車等を保管する場合
特別の基準を適用
- ⑦ 汚泥（有機性汚泥を除く。）、安定型産業廃棄物（廃プラスチック類及び④の建設業に係る産業廃棄物を除く。）、鉱さい又はばいじんの処分又は再生を行う処理施設において、排出事業者又は優良産業廃棄物処分業者が保管する場合であって、その保管が新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により保管する場合
処理能力×35 日分

3 保管期間

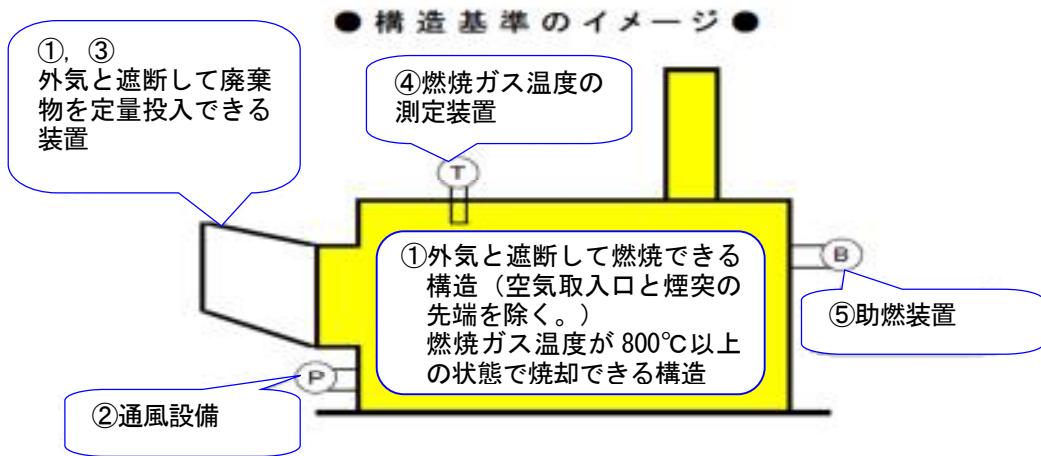
産業廃棄物処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

4 産業廃棄物の焼却を行う場合の基準

産業廃棄物の焼却を行う場合は、(1)の構造を備えた設備で、(2)の方法により行うこと。

(1) 焼却施設の構造 (施行規則第1条の7)

- ① 空気取入口・煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800°C以上の状態で産業廃棄物を焼却できること。
- ② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われること。
- ③ 燃焼室内において産業廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で定量ずつ燃焼室に投入できること。
- ④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度の測定装置が設けられていること（製鋼用電気炉等を除く）。
- ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること（製鋼用電気炉等を除く）。



(2) 焼却の方法 (平9厚告178)

- ① 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。
- ② 煙突の先端から火炎や黒煙を出さないこと。
- ③ 煙突から焼却灰や未燃物を飛散させないこと。

5 産業廃棄物の熱分解を行う場合の基準

産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解すること。）を行う場合は、(1)の構造を備えた設備で、(2)の方法により行うこと。

(1) 热分解設備の構造 (施行規則第1条の7の2)

- ① 热分解室内への空気の流入を防ぐことにより、热分解室内の産業廃棄物を燃焼させない構造のものであること。
- ② 産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。
- ③ 热分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できること。
- ④ 残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却できること。
- ⑤ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理できること。

注 処理に伴って生じた不要なガスを燃焼させる場合は焼却となる。ただし再生利用を目的として炭化水素油を生成する場合で一定の条件を満たすものは燃焼させても焼却に該当しない。

(2) 热分解の方法 (平17環告1)

- ① 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないこと。
- ② 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないこと。
- ③ 処理に伴って生じたガスを生活環境保全上支障がないように処理した後、排出すること。 等

(4) 産業廃棄物処理基準（埋立処分）

① 産業廃棄物処理基準（埋立処分）

- ・適用者：排出事業者及び産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：埋立

図表 24 産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第6条）

1 地中空間を利用する処分方法の禁止

産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する方法で処分してはならない。ただし、次に掲げる産業廃棄物（以下「安定型産業廃棄物」という。）は除く。

- (1) 廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (2) ゴムくず
- (3) 金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極の不要物、鉛製の管又は板の不要物、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (4) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物、廃プラウン管側面部、廃石膏ボード、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (5) がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）
- (6) 溶融処理生成物（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融したことにより生じた廃棄物であって、鉱さいであるものに限る。以下「溶融処理生成物」という。）

2 安定型産業廃棄物の埋立て

- (1) 安定型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置が講じられていない埋立地（P27 図表 26））においては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 工作物の除去等に伴って生じた安定型産業廃棄物については、十分な選別と分別により、熱しやく減量 5%以下とした後に埋め立てること（平10 環告 34）。

3 有害な産業廃棄物の埋立て

次に掲げる有害な産業廃棄物の埋立ては、遮断型最終処分場（公共水域及び地下水と遮断された処分場（P40 図表 36））で行うこと。

- (1) 燃え殻及びばいじん（処理したものを含む。）であって、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレンを判定基準以上含むもの
- (2) 汚泥（処理したものを含む。）であって、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、P C B、セレン、シアノ化合物を判定基準以上含むもの
- (3) 水銀含有ばいじん等のうち燃え殻、汚泥、ばいじん又はその処理物を環境大臣が定めたところにより固型化したもので、判定基準に適合しないもの

4 3以外の産業廃棄物の埋立て

3以外の産業廃棄物の埋立ては、管理型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置（遮水工・浸出液処理設備等の設置、放流水・周縁地下水の水質の維持等）が講じられた処分場（P27 図表 27））で行うこと。

5 埋立方法等の基準

- (1) 埋め立てる産業廃棄物（熱しやく減量 15%以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね 3m 以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね 50cm 覆うこと。
- (2) 埋立処分に当たっては、産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (3) 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (4) 埋立処分のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (5) 埋立地には、ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 埋立処分を終了する場合には、(1)によるほか、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。

6 処分場周囲の囲い等

- (1) 囲いの設置

埋立処分場の周囲には囲いを設けて、みだりに人が立ち入れないようにすること。

- (2) 表示

産業廃棄物の処分場であることを表示すること。また、有害な産業廃棄物の処分場の場合は、その旨を併せて表示すること。

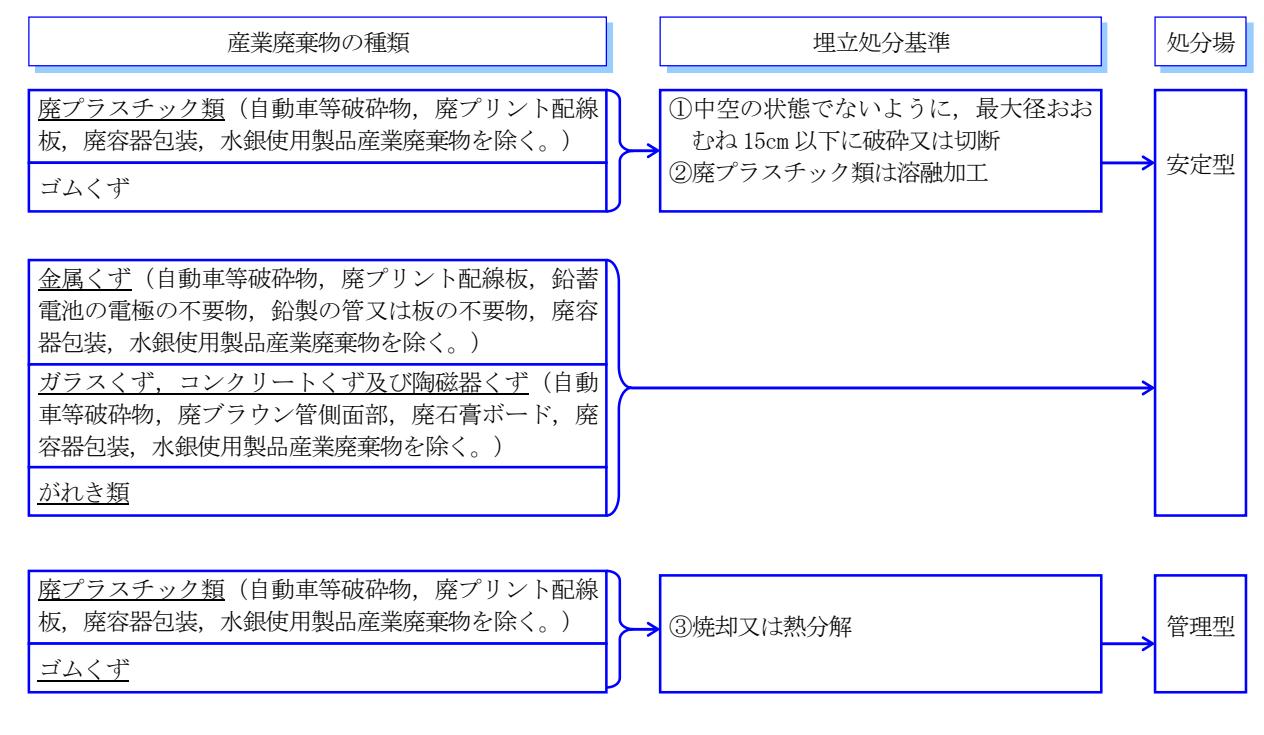
② 産業廃棄物の種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系

産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く。）の埋立処分に当たっては、焼却、脱水等の中間処理を行わなければ処分できない場合があり、産業廃棄物の種類ごとにそれぞれ図表 25 に示す産業廃棄物処理基準（埋立処分）が定められています。

図表 25 産業廃棄物の種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系（施行令第 6 条）

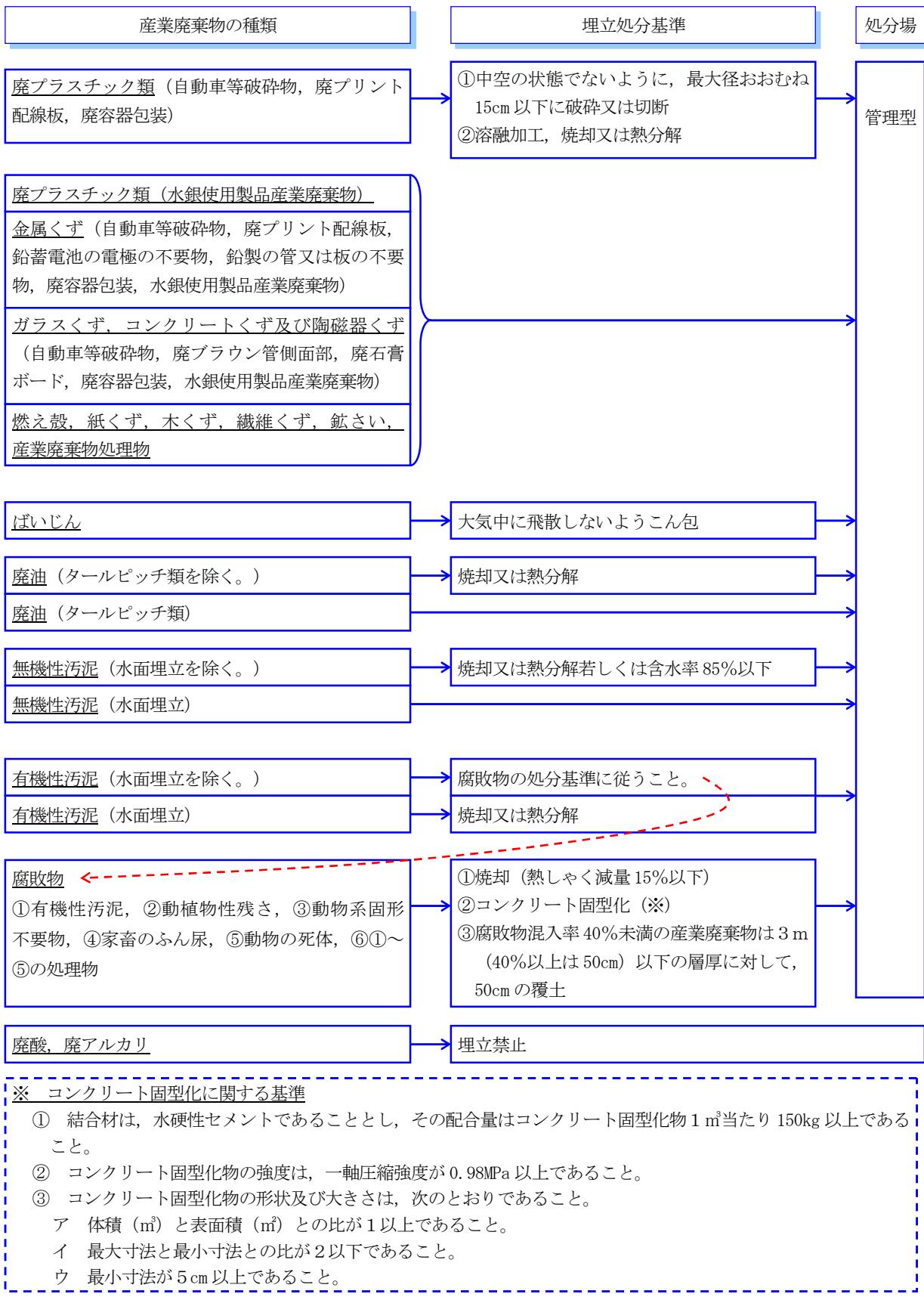
1 安定型産業廃棄物の埋立

次の安定型産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く。）については、必要な中間処理等を実施した後、安定型最終処分場又は管理型最終処分場で処分することができます。



2 安定型産業廃棄物以外の埋立

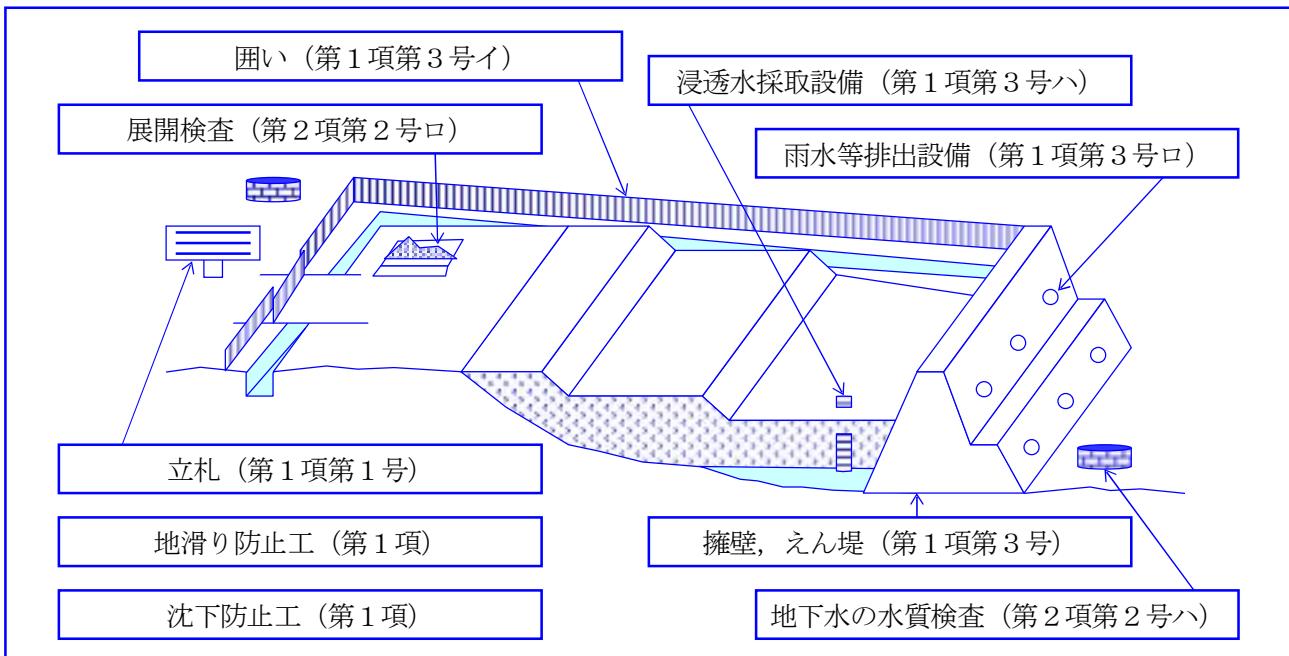
安定型産業廃棄物以外については、必要な中間処理等を実施した後、管理型最終処分場で処分することができます。



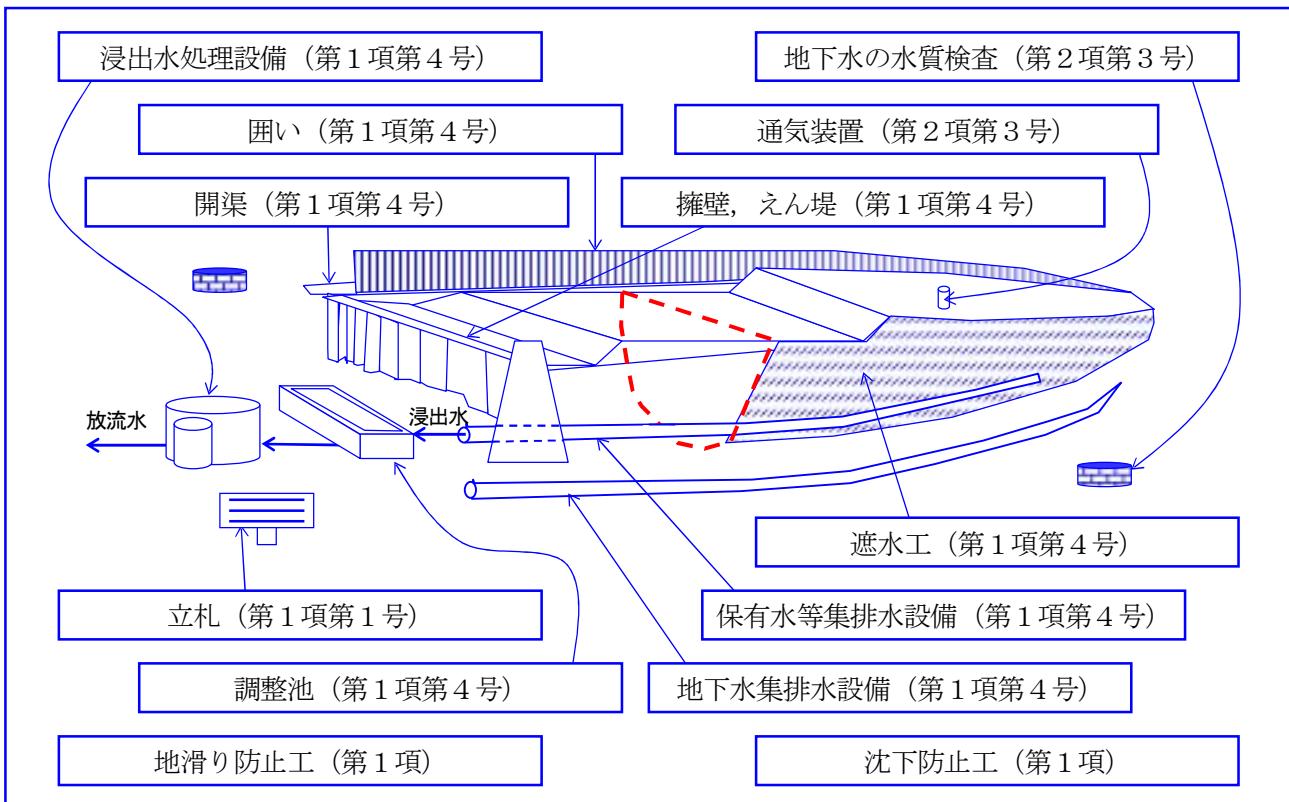
③ 安定型最終処分場と管理型最終処分場

埋立処分を行うことができる最終処分場の種類については、P27 図表 26 に示す「安定型最終処分場」と P27 図表 27 に示す「管理型最終処分場」に区分されており、構造等が異なっています。

図表 26 安定型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）



図表 27 管理型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）



一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
(昭和 52 年 3 月 14 日付け総理府令及び厚生省令第 1 号。以下「最終処分基準省令」という。)

安定型最終処分場においては、図表28に掲げる項目について浸透水及び周縁地下水（2か所以上）の水質検査を行い、浸透水が基準を超過した場合は、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講じなければなりません。また、周縁地下水については基準値は設けられていませんが、水質の悪化が認められる場合は、その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除いて、原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じなければなりません。（最終処分基準省令第2条第2項第2号）

図表 28 安定型最終処分場の浸透水の検査項目・基準及び周縁地下水の検査項目

1 次に掲げる項目について、1年に1回以上検査を行うこと。なお、処分場の廃止基準は別途設けられている。

浸透水及び周縁地下水の検査項目		浸透水の基準
1	アルキル水銀	検出されないこと
2	総水銀	0.0005mg/l以下
3	カドミウム	0.003mg/l以下
4	鉛	0.01mg/l以下
5	六価クロム	0.05mg/l以下
6	砒素	0.01mg/l以下
7	全シアン	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検出されないこと
9	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
10	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
11	ジクロロメタン	0.02mg/l以下
12	四塩化炭素	0.002mg/l以下
13	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
14	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
15	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
18	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
19	チウラム	0.006mg/l以下
20	シマジン	0.003mg/l以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
22	ベンゼン	0.01mg/l以下
23	セレン	0.01mg/l以下
24	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下
25	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/l以下

備考 「検出されないこと」とは、最終処分基準省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 浸透水については、次に掲げる検査項目の1又は2のいずれかについて、1月に1回（埋立処分が終了した埋立地においては3月に1回）以上検査を行うこと。

検査項目		浸透水の基準
1	生物化学的酸素要求量 (B O D)	20mg/l以下
2	化学的酸素要求量 (C O D)	40mg/l以下

管理型最終処分場においては、図表29に掲げる項目について放流水及び周縁地下水（2か所以上）の水質検査を行い、放流水が基準に適合するよう維持管理しなければなりません。また、周縁地下水については基準値は設けられていませんが、水質の悪化が認められる場合は、その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除いて、原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じなければなりません。（最終処分基準省令第2条第2項第3号）

図表 29 管理型最終処分場の放流水の検査項目・基準及び周縁地下水の検査項目

1 次に掲げる項目について、1年に1回以上検査を行うこと。なお、処分場の廃止基準は別途設けられている。

放流水の検査項目 (26を除く。)		放流水の基準	周縁地下水の検査項目 (○)
有害物質関係	1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	○
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下	○
	3 カドミウム及びその化合物	0.03mg/l以下	○
	4 鉛及びその化合物	0.1mg/l以下	○
	5 有機燐化合物	1mg/l以下	—
	6 六価クロム化合物	0.5mg/l以下	○
	7 硒素及びその化合物	0.1mg/l以下	○
	8 シアン化合物	1mg/l以下	○
	9 ポリ塩化ビフェニル (P C B)	0.003mg/l以下	○
	10 トリクロロエチレン	0.1mg/l以下	○
	11 テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下	○
	12 ジクロロメタン	0.2mg/l以下	○
	13 四塩化炭素	0.02mg/l以下	○
	14 1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下	○
	15 1, 1-ジクロロエチレン	1mg/l以下	○
	16 1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下 (シス体のみ)	○
	17 1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/l以下	○
	18 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下	○
	19 1, 3-ジクロロプロパン	0.02mg/l以下	○
	20 チウラム	0.06mg/l以下	○
	21 シマジン	0.03mg/l以下	○
	22 チオベンカルブ	0.2mg/l以下	○
	23 ベンゼン	0.1mg/l以下	○
	24 セレン及びその化合物	0.1mg/l以下	○
	25 1, 4-ジオキサン	0.5mg/l以下	○
	26 クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	—	○
	27 ほう素及びその化合物	50mg/l (海域 230mg/l) 以下	—
	28 ふつ素及びその化合物	15mg/l以下 (海域以外に適用)	—
	29 アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素 200mg/l以下	—
	30 ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下	○
生活環境項目関係	1 ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量)	5mg/l以下	—
	2 ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂含有量)	30mg/l以下	—
	3 フェノール類含有量	5mg/l以下	—
	4 銅含有量	3mg/l以下	—
	5 亜鉛含有量	2mg/l以下	—
	6 溶解性鉄含有量	10mg/l以下	—
	7 溶解性マンガン含有量	10mg/l以下	—
	8 クロム含有量	2mg/l以下	—
	9 大腸菌数	日間平均 800 CFU/ml以下	—
	10 燐含有量	16mg/l (日間平均 8mg/l) 以下	—

2 放流水については、次に掲げる検査項目について、1月に1回以上検査を行うこと。なお、処分場の廃止基準は別途設けられている。

検査項目	基準
1 水素イオン濃度指数	5.8 以上 8.6 以下 (海域 5.0 以上 9.0 以下)
2 生物化学的酸素要求量 (BOD)	60mg/ℓ以下
3 化学的酸素要求量 (COD)	90mg/ℓ以下
4 浮遊物質量 (S S)	60mg/ℓ以下
5 窒素含有量	120mg/ℓ (日間平均 60mg/ℓ) 以下

3 周縁地下水については、電気伝導率又は塩化物イオンについて、毎月1回、測定を行うこと。

備考 1 「検出されないこと」とは、最終処分基準省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

4 窒素含有量及び燐含有量についての排水基準は、環境大臣が定める海域、湖沼及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

5 H25.5.31までに設置されている処分場の1、4-ジオキサンの放流水の基準は当面の間 10mg/ℓ

(5) 産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）

産業廃棄物の海洋投入処分に当たっては、図表30に示す基準を遵守する必要があります。

なお、産業廃棄物の海洋投入処分を行うには、環境大臣の許可が必要です。

図表 30 産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）（施行令第6条）

1 生活環境保全上、講すべき措置

- (1) 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって、生活環境保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 収集・運搬施設を設置する場合は、生活環境保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。

2 海洋投入処分できる産業廃棄物

次に掲げる産業廃棄物（油分又は水銀等の物質（32種類）の含有に関し判定基準に適合するものに限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）に限り、海洋投入処分を行うことができる。

(1) 次に掲げる汚泥

- ① 農産物を原料とする食品等の製造工程から排出される汚泥
- ② ボーキサイトを原料とする水酸化アルミニウム製造工程から排出される汚泥
- ③ 建設工事に伴って生じた汚泥

(2) 廃酸又は廃アルカリ（農産物を原料とする食品等の製造工程から排出される廃酸又は廃アルカリであって、水素イオン濃度指数を5.0以上9.0以下にしたもの）

(3) 動植物性残さ（摩碎したもの）

(4) 家畜ふん尿（浮遊性のきょう雜物を除去したもの）

※1 (1)から(4)に該当する産業廃棄物であっても、特に埋立処分を行うのに支障がないと認められる場合には、海洋投入処分は行わないこと。

2 上記の産業廃棄物については、国内において発生したものに限る。

3 海洋投入方法等

2に掲げる産業廃棄物を海洋投入処分できる海域及び方法については「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海洋汚染防止法」という。）に定めるところによる。

3 特別管理産業廃棄物の処理に係る基準

(1) 特別管理産業廃棄物保管基準

- ・適用者：排出事業者のみ
- ・適用範囲：特別管理産業廃棄物を搬出するまでの間の保管

(排出事業者が搬出後に保管する場合は、特別管理産業廃棄物処理基準（保管）が適用されます。)

図表 31 特別管理産業廃棄物保管基準（施行規則第8条の13）

1 特別管理産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置

- (1) 保管場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝等を設置するとともに、地下浸透しないよう底面を不浸透性材料で覆うこと。
- (3) 保管場所には、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないよう防止措置を講ずること。
- (4) 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないよう、仕切りを設けるなど必要な措置を講ずること。ただし、次に該当する場合を除く。
 - ① 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合
 - ② 特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等とが混在している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合

2 特別管理産業廃棄物の種類別に講ずる措置

- (1) 廃油
容器に入れて密封し、揮発防止措置及び高温にさらされないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 廃P C B、P C B汚染物及びP C B処理物
容器に入れて密封し、揮発防止措置、高温にさらされないための必要な措置及び腐食防止措置を講ずること。
- (3) 廃酸及び廃アルカリ並びに腐敗のおそれのある特別管理産業廃棄物
容器に入れて密封する等、腐食防止措置を講ずること。
- (4) 廃石綿等
こん包する等、飛散防止措置を講ずること。
- (5) 廃水銀等
容器に入れて密封し、廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

3 囲いの設置及び構造等

- (1) 特別管理産業廃棄物の保管施設の周囲には囲いを設けること。
- (2) 囲いに特別管理産業廃棄物の荷重が直接かかる場合は、囲いの構造耐力上の安全性を確保すること（対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震等）。

4 積上げ高さ制限

(1) 特別管理産業廃棄物を屋外で容器を用いないで保管する場合は、次の点に注意すること（P17 図表17）。

- ① 特別管理産業廃棄物が囲いに接しない場合、囲いの下端からこう配50%以下（約26度）とすること。
- ② 特別管理産業廃棄物が囲いに接する場合、囲いの内側2mは囲いの上端より50cm以下とし、2m以上内側は2m線からこう配50%以下とすること。

(2) 囲いが特別管理産業廃棄物と接して曲がったり、囲いの高さぎりぎりまで積み上げないこと。

5 掲示板の設置

周囲から見やすい箇所に、次の要件を備えた掲示板を設置すること（表示例はP17 図表18 参照）。

- (1) 掲示板の大きさ 縦60cm以上×横60cm以上
- (2) 表示すべき事項
 - ① 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨の表示
 - ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類の表示
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いない場合）

(2) 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）

- ・適用者：排出事業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：収集・運搬・運搬後の保管

図表 32 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）（施行令第6条の5）

1 運搬施設（車両、船舶、容器等）に係る注意事項

- (1) 収集・運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 運搬車両、船舶及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散、流出したり、悪臭が漏れたりするおそれのないものであること。
- (3) 特別管理産業廃棄物の収集・運搬には運搬用パイプラインは使用しないこと（ただし、消防法第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令第3条第3号に規定する移送取扱所において収集・運搬を行う場合を除く。）。
- (4) 感染性産業廃棄物、廃P C B等、P C B汚染物、P C B処理物、廃水銀等の収集・運搬は、次に掲げる構造を有する運搬容器を使用すること。
 - ① 密閉できること。その他P C Bの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - ② 収納しやすいこと。
 - ③ 損傷しにくいこと。

2 収集・運搬を行う場合の措置

- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (2) 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

- (3) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- (4) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集・運搬すること。ただし、次に該当する場合を除く。
 - ① 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合
 - ② 特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等とが混在している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合

3 運搬車両等への表示義務及び収集運搬時の書面携帯義務

- (1) 収集運搬時は、運搬車両等にP19 図表 20 に示す表示例を参考にして、特別管理産業廃棄物を収集運搬している者の氏名、名称及び許可番号（下6桁）等を表示すること。
- (2) 収集運搬時は、P20 図表 21 に示す書面等を備え付けておくこと。

4 積替えを行う場合の措置

- (1) P32 図表 31 の1～2に掲げる措置を講ずること。
 - 1 特別管理産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置
 - 2 特別管理産業廃棄物の種類別に講ずる措置
- (2) 周囲に囲いを設け、次に掲げる事項を表示すること。
 - ① 特別管理産業廃棄物の積替え場所であること。
 - ② 積み替える特別管理産業廃棄物の種類
 - ③ 積替え場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

5 保管を行う場合の基準

保管は、原則禁止である。ただし、次の基準に適合する積替えを行う場合は保管を認める。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された特別管理産業廃棄物が、適切に保管できる量を超えないこと。
- (3) 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

※ 廃P C B等、P C B汚染物及びP C B処理物を除く。

6 保管場所における措置

- (1) P32 図表 31 の1～4に掲げる措置を講ずること。
 - 1 特別管理産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置
 - 2 特別管理産業廃棄物の種類別に講ずる措置
 - 3 囲いの設置及び構造等
 - 4 積上げ高さ制限
- (2) 揭示板の設置
特別管理産業廃棄物の保管を行う場所には、周囲から見やすい箇所に、次の事項を記載した掲示板を設置すること（表示例はP20 図表 22 参照）。
 - ① 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨の表示
 - ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類の表示
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いない場合、P17 図表 17 参照）
 - ⑤ 保管上限（保管可能量）

7 保管上限

(1) 特別管理産業廃棄物を保管できる量の制限

1日当たりの平均搬出量×7日分

※ 計算方法は、P18 図表 19 の 7(1)を参考にすること。

(2) 適用除外

船舶を利用して運搬する場合であって、船舶の積載量が保管上限を上回るとき。

(3) 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））

・適用者：排出事業者及び特別管理産業廃棄物処分業者

・適用行為：処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。）

図表 33 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。）） (施行令第 6 条の 5)

1 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合の措置等

P33 図表 32 の特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）5 及び 6 の措置等を講ずること。

5 保管を行う場合の基準
6 保管場所における措置

【再掲】

2 保管上限

特別管理産業廃棄物を保管できる量の上限は、次のとおり。

1日当たりの特別管理産業廃棄物の処理施設の処理能力×14日分=保管上限数量

3 保管期間

特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

4 特別管理産業廃棄物の焼却又は熱分解を行う場合の基準

P21 図表 23 の産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））4 及び 5 の基準によること。

4 産業廃棄物の焼却を行う場合の基準
5 産業廃棄物の熱分解を行う場合の基準

【再掲】

5 特別管理産業廃棄物の処分・再生方法（平成 4 年厚生省告示第 194 号）

特別管理産業廃棄物の処分・再生方法は次のとおり。処分後は、通常の産業廃棄物として処理できる。

(1) 廃油

- ① 焼却設備で焼却
- ② 蒸留設備等で再生

(2) 廃酸又は廃アルカリ

- ① 中和設備で中和
- ② 焼却設備で焼却
- ③ イオン交換設備等で再生 (pH2.0 より大きく、pH12.5 より小さくできる方法)

- (3) 感染性産業廃棄物
 - ① 焼却設備で焼却
 - ② 溶融設備で溶融
 - ③ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置で滅菌
 - ④ 肝炎ウィルスに有効な薬剤又は加熱により消毒
 - ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）で規制されている感染性病原体に有効な方法により消毒
- (4) 廃P C B等
 - ① 焼却設備で焼却
 - ② 脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式又はプラズマ分解方式により分解
 - ③ 無害化処理の認定を受けた方法による処理
- (5) P C B汚染物
 - ① 焼却設備で焼却
 - ② 水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、機械化学分解方式又は溶融分解方式により分解
 - ③ 洗浄設備を用いて溶剤により洗浄・除去
 - ④ 分離設備により除去
 - ⑤ 無害化処理の認定を受けた方法による処理
- (6) P C B処理物
 - ① 焼却設備で焼却
 - ② 脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、機械化学分解方式、溶融分解方式、光分解方式又はプラズマ分解方式により分解
 - ③ 洗浄設備を用いて溶剤により洗浄・除去
 - ④ 分離設備により除去
 - ⑤ 無害化処理の認定を受けた方法による処理
- (7) 廃石綿等
 - ① 溶融設備で溶融
 - ② 無害化設備で無害化
- (8) 廃水銀等
 - 硫化設備で硫化・固型化設備で固型化

※ 処分又は再生後に生じた廃棄物の埋立処分基準は環境庁告示第42号（P42 図表38）による。

(4) 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）

① 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）

- ・適用者：排出事業者及び産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：埋立

図表 34 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第6条の5）

1 地中空間を利用する処分方法の禁止

特別管理産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する方法で処分してはならない。

2 有害な特別管理産業廃棄物の埋立て

次に掲げる産業廃棄物の埋立ては、公共水域及び地下水と遮断された処分場（遮断型最終処分場）で行うこと（有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準は、P41 図表 37 のとおり。）。

- (1) 水銀を含む燃え殻又はばいじんを環境大臣が定めたところにより固型化したもので、判定基準に適合しないもの
- (2) カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含む燃え殻又はばいじん（処理したもの）で、判定基準に適合しないもの
- (3) 水銀又はシアン化合物を含む汚泥又は指定下水汚泥を環境大臣が定めたところにより固型化したもので、判定基準に適合しないもの
- (4) カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、PCB 又はセレンを含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したもの）で、判定基準に適合しないもの
- (5) 水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含む鉛さい（処理したもの）で、判定基準に適合しないもの
- (6) 廃水銀等処理物のうち、判定基準に適合しないもの（基準不適合廃水銀等処理物）

3 2以外の特別管理産業廃棄物の埋立て

2以外の特別管理産業廃棄物を埋立処分する場合は、埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置（遮水工・浸出液処理設備等の設置、放流水・周縁地下水の水質の維持等）が講じられた処分場（管理型最終処分場、P27 図表 27）で行うこと。

4 埋立方法等の基準

- (1) 埋立処分に当たっては、特別管理産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (2) 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 埋立処分のための施設を設置する場合は、生活環境保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 埋立地には、ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 埋立処分を終了する場合には、(1)によるほか、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。

5 処分場周囲の囲い等

- (1) 囲いの設置

埋立処分場の周囲には囲いを設けて、みだりに人が立ち入れないようにすること。

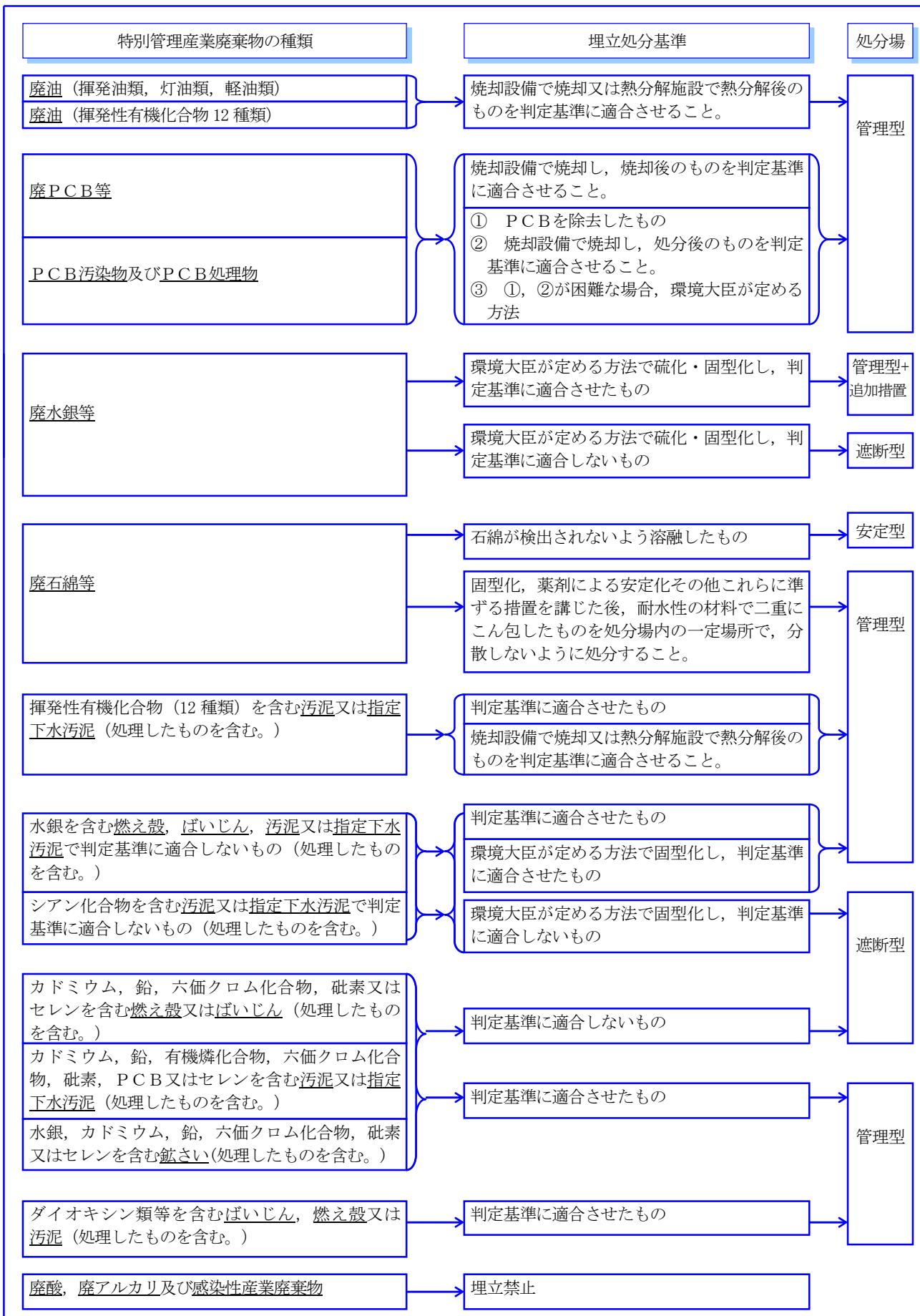
(2) 表示

特別管理産業廃棄物の処分場であることを表示すること。また、有害な特別管理産業廃棄物の処分場の場合は、その旨を併せて表示すること。

② 特別管理産業廃棄物の種類別埋立処分基準

特別管理産業廃棄物の種類ごとに図表 35 に示す埋立処分基準が定められており、当該廃棄物の埋立処分に当たっては、「遮断型最終処分場」（P 40 図表 36）で処分するか、無害安定化した後、「管理型最終処分場」（P 27 図表 27）で処分することとなっています。

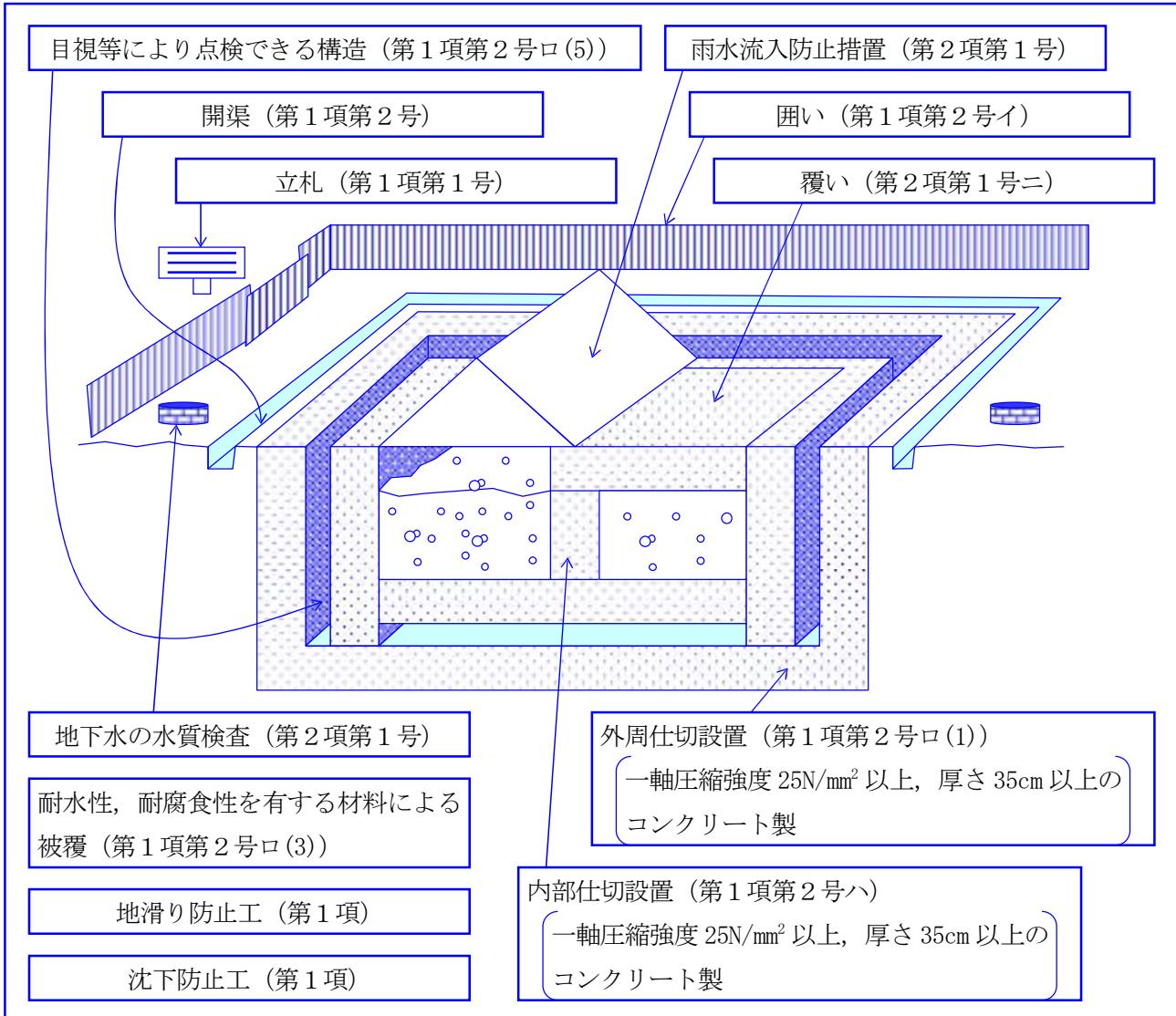
図表 35 特別管理産業廃棄物の種類別埋立処分基準の体系（施行令第6条の5）



③ 遮断型最終処分場

遮断型最終処分場の構造等は次のとおりです。

図表 36 遮断型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第2条）



④ 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準

有害物質を含む特別管理産業廃棄物は、廃棄物の種類、排出施設によって異なりますが、一般的に、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）に定められている溶出試験を行った後、溶出した有害物質の数値がP41 図表 37に掲げる数値を超えるものをいいます。

また、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるばいじん及び汚泥並びにダイオキシン類の含有量が100pg-TEQ/ℓを超える廃酸及び廃アルカリについては、有害物質を含む特別管理産業廃棄物とされています。

図表 37 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準（総理府令第5号※）

有害物質名		判定基準	有害物質名		判定基準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	13	1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ
	水銀又はその化合物	0.005mg/ℓ	14	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ
2	カドミウム又はその化合物	0.09mg/ℓ	15	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ
3	鉛又はその化合物	0.3mg/ℓ	16	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/ℓ
4	有機燐化合物	1mg/ℓ	17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ
5	六価クロム化合物	1.5mg/ℓ	18	1, 3-ジクロロプロパン	0.02mg/ℓ
6	砒素又はその化合物	0.3mg/ℓ	19	チウラム	0.06mg/ℓ
7	シアン化合物	1mg/ℓ	20	シマジン	0.03mg/ℓ
8	P C B	0.003mg/ℓ	21	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ
9	トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ	22	ベンゼン	0.1mg/ℓ
10	テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ	23	セレン又はその化合物	0.3mg/ℓ
11	ジクロロメタン	0.2mg/ℓ	24	1, 4-ジオキサン	0.5mg/ℓ
12	四塩化炭素	0.02mg/ℓ	25	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g

※金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日付け総理府令）

⑤ 特別管理産業廃棄物の処分又は再生後に生じた廃棄物の埋立処分基準

P35 図表33の5に示す方法（平4厚告194）により、処分された後に生じた廃棄物を埋立処分する場合は、図表38に示す環境大臣が定める基準に適合するものにしなければなりません（平成4年環境庁告示第42号）。

図表 38 特別管理産業廃棄物を処分又は再生後により生じた廃棄物の埋立処分に関する基準

種類	中間処理方法	中間処理後の廃棄物の埋立処分基準
感 染 性 産 業 廃棄物	焼却	① 感染性がないよう焼却されていること。 ② 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは含水率85%以下にすること。
	溶融加工	① 感染性がないよう溶融加工されていること。 ② 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは含水率85%以下にすること。
	滅菌 消毒	① 感染性がないよう滅菌、消毒されていること。 ② 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは含水率85%以下にすること。
廃P C B等	脱塩素化反応 光化学反応	① P C Bが分解されていること。 ② 廃油については、焼却設備を用いて焼却すること。 ③ 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ④ 泥状のものはP C Bが溶出しないよう処理し、含水率85%以下にすること。
	水熱酸化反応 熱化学反応	① P C Bが分解されていること。 ② 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは含水率85%以下にすること。
P C B汚染物	焼却 洗浄	① 固形状のものはP C Bが除去されていること。 ② 廃油については、焼却設備を用いて焼却すること。 ③ 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ④ 泥状のものはP C Bが溶出しないよう処理し、含水率85%以下にすること。
P C B処理物	焼却 洗浄	① 固形状のものは、P C Bが分解されていること。 ② 廃油については、焼却設備を用いて焼却すること。 ③ 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ④ 泥状のものはP C Bが溶出しないよう処理し、含水率85%以下にすること。
	分解	P C Bが十分に分解されていること。
廃石綿等	溶融	溶融加工されたもの又は溶融炉において生ずるガスを処理したことにより生じたばいじん若しくは汚泥については、石綿が飛散しないよう溶融加工されていること。
廃水銀等	硫化・固型化	① 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が分散しないように行うこと。 ② 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物がその他の廃棄物と混合するおそれのないように、他の廃棄物と区分すること。 ③ 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が流出しないように必要な措置を講ずること。 ④ 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物に雨水が侵入しないように必要な措置を講ずること。

（5）特別管理産業廃棄物の海洋投入処分

特別管理産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはいけません（施行令第6条の5）。

4 石綿含有産業廃棄物の処理基準

石綿含有産業廃棄物の収集・運搬、処分又は再生に当たっては、産業廃棄物の収集・運搬基準（P18 図表 19）及び処分又は再生基準（P21 図表 23、P23 図表 24）によるほか、図表 39 に示す基準を遵守してください。

図表 39 石綿含有産業廃棄物の収集・運搬、処分又は再生基準（施行令第 6 条）

1 収集・運搬のための必要な破碎又は切断

収集運搬車への積込みに必要な最小限度の破碎又は切断であって、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により石綿含有産業廃棄物を湿潤化すること。

2 石綿含有産業廃棄物の溶融を行う場合の基準

(1) 溶融施設の構造（施行規則第 12 条の 2）

- ① 溶融中は、外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入できる供給装置が設けられていること。ただし、溶融中に廃棄物を投入できない溶融施設は除く。
- ② 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を 1,500℃以上の状態で溶融でき、かつ、その温度を溶融に必要な時間保つため、空気量を調節できる設備その他の必要な設備が設けられていること。
- ③ 溶融炉内の温度を間接的に把握できる位置に、温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接測定し、記録できる場合を除く。
- ④ 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上支障が生じないようにする排ガス処理設備（ばいじんを除去する高機能を有すること。）が設けられていること。
- ⑤ 溶融処理に伴い生ずる物の流動状態が確認できる設備が設けられていること。

(2) 溶融施設の維持管理（施行規則第 12 条の 7）

- ① 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿濃度を 6 月に 1 回以上測定・記録すること。
- ② 溶融処理生成物の基準確認試験を 6 月に 1 回以上実施・記録すること。
- ③ 排ガスによる生活環境の保全上支障が生じないようにすること。
- ④ 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。等

3 石綿含有産業廃棄物の破碎又は切断を行う場合の基準

石綿含有産業廃棄物を処理設備に投入するために破碎又は切断を行う場合は、次により行うこと。

(1) 破碎設備の要件（施行規則第 12 条の 2）

- ① 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するための措置が講じられていること。
- ② 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合を除く。
- ③ 破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高機能を有すること。）及び散水装置が設けられていること。

(2) 破碎等の方法（施行規則第 12 条の 7）

- ① 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 集じん器の出口における排ガス中の石綿濃度を 6 月に 1 回以上測定・記録すること。
- ③ 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。等

4 石綿含有産業廃棄物の埋立処分行う場合の基準

(1) 埋立処分の方法 (施行令第6条第1項第3号ヨ)

- ① 最終処分場 (施行令第7条第14号に規定する最終処分場に限る。) のうちの一定の場所において、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように埋立てを行うこと。
- ② 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

(2) 溶融処理生成物の取扱い (施行令第6条第1項第3号イ(6))

石綿含有産業廃棄物等を施行令第7条第11の2号に掲げる溶融施設で処理した場合、当該処理により生じた溶融処理生成物は鉛さいに該当し、安定型産業廃棄物として処理できる。

5 水銀を含む産業廃棄物の処理

水銀を含む産業廃棄物 (P10 図表 11) の収集・運搬、処分又は再生に当たっては、産業廃棄物の収集・運搬基準 (P18 図表 19)、処分又は再生基準 (P21 図表 23、P23 図表 24)、特別管理産業廃棄物の収集・運搬基準 (P33 図表 32) 及び処分又は再生基準 (P35 図表 33、P37 図表 34) によるほか、図表 40 に示す基準を遵守してください。

図表 40 水銀を含有する産業廃棄物の収集・運搬、処分又は再生基準 (施行令第6条、第6条の5)

1 廃水銀等の処理基準

(1) 収集・運搬

- ① 必ず容器 (密閉でき、収納しやすく、損傷しにくいもの) に収納して収集又は運搬すること。
- ② 積替え・保管をする場合は、容器に入れて密封し、廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないように必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

(2) 中間処理

廃水銀等を埋立処分する場合、あらかじめ水銀の純度を高め、産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において、粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行うこと。

(3) 最終処分

硫化・固型化した廃水銀等が、判定基準を満たさない場合は、遮断型最終処分場で処分すること。満たす場合は、次の追加的措置をとった管理型最終処分場で処分することができる。

- ① 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、分散しないようを行うこと。
- ② その他の廃棄物と混合するおそれのないように区分すること。
- ③ 流出防止措置、雨水侵入防止措置を講ずること。

2 水銀を含む特別管理産業廃棄物の処理基準

次に該当する特別管理産業廃棄物は、処分又は再生に当たり、水銀の大気飛散防止措置を講ずるとともに、あらかじめばい焼設備によるばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。

- ① 水銀を 1,000mg/kg 以上含有する燃え殻、汚泥、鉛さい、ばいじん
- ② 水銀を 1,000mg/l 以上含有する廃酸、廃アルカリ

3 水銀含有ばいじん等の処理基準

(1) 中間処理

- ① 水銀の大気飛散防止措置を講ずること。
- ② 次に該当する水銀含有ばいじん等は、処分又は再生に当たり、あらかじめばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。
 - ア 水銀を 1,000mg/kg 以上含有する燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん
 - イ 水銀を 1,000mg/l 以上含有する廃酸、廃アルカリ
- ③ 燃え殻、汚泥又はばいじんであって判定基準を満たさないものを埋立処分する場合、あらかじめ判定基準を満たすよう処理するか、又はコンクリート固型化を行うこと。

(2) 最終処分

コンクリート固型化物が判定基準を満たさない場合は、遮断型最終処分場で処分すること。水銀含有ばいじん等又は処理物が判定基準を満たす場合は、管理型最終処分場で処分することができる。

4 水銀使用製品産業廃棄物の処理基準

(1) 収集・運搬

- ① 破碎することのないよう、また、その他の物と混合するおそれのないように区分して、収集・運搬を行うこと。
- ② 保管を行う場合は、その他の産業廃棄物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(2) 中間処理

- ① 水銀の大気飛散防止措置を講ずること。
- ② 次に該当する水銀使用製品が産業廃棄物となったものは、処分又は再生に当たり、あらかじめばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で水銀を分離する方法により水銀を回収すること。

スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計、液柱形圧力計、弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）、圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）、真空計、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）、差圧式流量計、浮ひょう形密度計、傾斜計、積算時間計、容積形力計、ひずみゲージ式センサ、滴下水銀電極、電量計、ジャイロコンパス、握力計

(3) 最終処分

安定型最終処分場に埋め立てないこと。

6 PCB廃棄物の処理

平成13年7月15日から、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）が施行され、次のとおり規定されました。

（1）届出

PCB廃棄物を保管する事業者（保管事業者）及び高濃度PCB使用製品（高濃度PCB使用電気工作物を除く。）を所有する事業者（所有事業者）は、都道府県知事（政令市は市長）にPCB特措法に基づく届出を行う必要があります。

① 保管及び処分状況等の届出

保管事業者は前年度のPCB廃棄物の保管及び処分の状況等について、所有事業者は高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みについて、毎年度6月30日までに都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（PCB特措法第8条、第15条、第19条）。

② 保管の場所等の変更の届出

保管事業者又は所有事業者は、PCB廃棄物の保管又は高濃度PCB使用製品の所在の場所を変更したときは、10日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（PCB特措法施行規則第10条、第21条、第28条）。

なお、高濃度PCB廃棄物については、政令で定められた場合を除き、その保管の場所を変更することが禁止されています（PCB特措法第8条、PCB特措法施行規則第10条）。

③ 処分終了又は廃棄終了の届出

保管事業者又は所有事業者は、その全ての高濃度PCB廃棄物若しくは低濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄を終えたときは、20日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（PCB特措法第10条、第15条、第19条）。

④ 承継の届出

保管事業者又は所有事業者において相続や合併、分割が行われたことにより、その保管事業者又は所有事業者の地位を承継した場合は、30日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（PCB特措法第16条、第19条）。

（2）期間内の処分等

広島県内のPCB廃棄物は次の期限までに処分しなければなりません。高濃度PCB使用製品についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります（PCB特措法第10条、第14条、第18条）。

PCB廃棄物等の種類		処分期間
高濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサー	平成30年3月31日まで
高濃度PCB使用製品	安定器・汚染物等	令和3年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物		令和9年3月31日まで

（3）PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限

PCB廃棄物の譲渡し又は譲受けは、環境省令で定める場合を除き、禁止されています（PCB特措法第17条）。

(4) 罰則

改善命令違反、P C B廃棄物の保管状況等の届出義務違反、虚偽の届出、譲渡し及び譲受けの制限義務違反等に関しては罰則が規定されています（P C B特措法第33条、第34条、第35条、第36条）。

7 ダイオキシン類に係る対策

平成 12 年 1 月 15 日から、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、以下「DXN特措法」という。）が施行され、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻等が特別管理産業廃棄物に指定されるなど、次のとおり規定されています。

(1) ダイオキシン類含有量基準

ダイオキシン類の含有量が 3 ng-TEQ/g（廃酸・廃アルカリは 100 pg-TEQ/ℓ）を超える、図表 41 の産業廃棄物が特別管理産業廃棄物に指定されました。

図表 41 ダイオキシン類を含む特別管理産業廃棄物

産業廃棄物の種類	発生施設
ばいじん、燃え殻及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの	DXN特措法の特定施設である産業廃棄物焼却炉から排出されたもの（ばいじんは特定施設である製鉄用電気炉等を含む。）
汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもの	DXN特措法の排出水規制の対象となる特定施設を有する工場、事業場から排出されるもの

DXN特措法施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている産業廃棄物焼却炉について、ばいじん等を①セメント固化、②薬剤処理又は③溶媒抽出処理を行っているものは、含有量基準は適用されません。

(2) ダイオキシン類の自主測定

産業廃棄物焼却炉の設置者は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出ガス、排出水、廃棄物（ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻）のダイオキシン類濃度を年 1 回以上測定し、都道府県知事（政令市は市長）に報告しなければなりません。

(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった施設を設置する事業者は、厚生省令で定める資格（P61 図表 51）を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

(4) 特別管理産業廃棄物の処理基準

ダイオキシン類の含有量の観点から特別管理産業廃棄物とされた産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物処理基準が適用されます。

収集運搬に当たっては、特別管理産業廃棄物であるばいじん等をダイオキシン類濃度の低い焼却灰等と混合して基準に適合させることのないよう、区分して行わなければなりません（混合した産業廃棄物の全量を溶融又は焼成する場合を除く。）。

埋立処分に当たっては、特別管理産業廃棄物であるばいじん等をあらかじめ総理府令で定める基準（3 ng-TEQ/g 以下）に適合するよう処理しなければ、埋立処分できません。

(5) ばいじん、燃え殻等の飛散及び流出防止措置

ダイオキシン類を含む蓋然性の高いばいじん及び燃え殻等については、より具体的に飛散及び流出を防止するための措置を講ずるよう規定されました（図表42）。

なお、この措置は、発生施設を限定せず、埋立処分を行うすべてのばいじん及び燃え殻等に適用されます。

図表42 ダイオキシン類を含むばいじん等の飛散・流出防止措置

区分	飛散・流出防止措置
埋立作業時	① あらかじめ、水分の添加、固型化、こん包等の必要な措置を講ずること。 ② 強風時には埋立作業を中止する等の措置も考慮すること。
搬入車両等に伴うもの	① 運搬車両を洗浄する等必要な措置を講ずること。 ② 埋立地内部の走行時や転圧作業時は、タイヤ等が直接廃棄物と接触するこ とがないよう考慮すること。
日常の埋立作業終了後	表面を土砂で覆う等必要な措置を講じること。

(6) 廃棄物の最終処分場の維持管理基準

管理型最終処分場（P27 図表27）について、ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壤が汚染されることがないよう、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年総理府・厚生省令第2号）に従い、最終処分場の維持管理をしなければなりません。

① 地下水等の水質検査

ダイオキシン類に係る最終処分場の周縁（2箇所以上）の地下水の水質検査を年1回以上実施す
るとともに、その結果水質の悪化が認められた場合には必要な措置を講じなければなりません。

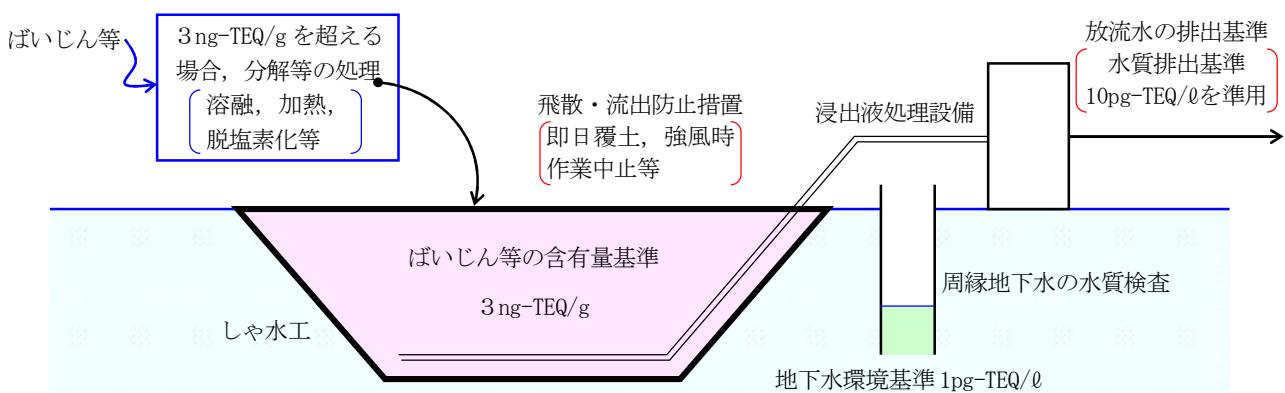
② 浸出液処理設備の維持管理等の基準

ダイオキシン類に係る浸出液処理設備の維持管理は、放流水の水質が 10pg-TEQ/l 以下（維持管
理計画において、より厳しい数値を達成することとした場合はその数値）に維持管理するとともに、
放流水の水質検査を年1回以上実施しなければなりません。

③ 廃棄物の飛散及び流出防止措置

開渠等により埋立地の外に産業廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の
速やかな除去その他の必要な措置を講じなければなりません。

図表43 最終処分場における措置



8 禁止事項等

(1) 廃棄物の投棄禁止

廃棄物処理法は、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」（法第 16 条）と規定しており、違反した場合は、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科となります。また、法人の場合、3 億円以下の罰金となります（法第 25 条第 1 項、法第 32 条）。

これらの罰則は、平成 9 年及び平成 12 年の法改正により強化されるとともに、平成 15 年改正では不法投棄の未遂罪（法第 25 条第 2 項）が、平成 16 年改正では不法投棄を行う目的で廃棄物を収集・運搬した者に対する罰則（準備罪）（法第 26 条第 6 号）が創設されました。

(2) 廃棄物の焼却禁止

廃棄物の焼却は、図表 44 に示す例外である場合を除き、禁止されており（法第 16 条の 2），この規定に違反して廃棄物の焼却を行った場合は、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科という罰則が科せられます。また、法人の場合、3 億円以下の罰金となります（法第 25 条第 1 項、法第 32 条）。

その他、投棄禁止と同様に未遂罪及び準備罪があります。

図表 44 焼却禁止の例外

- 1 環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却
(焼却設備の構造及び焼却方法は、P22 図表 23 の 4 参照)
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむをえないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるとして政令で定められた次のもの
 - ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

(3) 指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の処理の禁止

指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の保管、収集・運搬又は処分は、政令で定める基準に従って行う場合等を除き、禁止されており（法第 16 条の 3），この規定に違反して保管、収集、運搬又は処分を行った場合は、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はこの併科という罰則が科せられます（法第 25 条第 1 項、法第 32 条）。

第3 排出事業者の責務

1 排出事業者の責務

(1) 排出事業者の責務

物の製造から流通、販売、廃棄の各段階において、廃棄物処理法により排出事業者の責務が次のように定められています（法第3条）。

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理すること。なお、自ら処理することが困難な場合には、産業廃棄物処理業の許可を受けた者に処理を委託することができる（輸入された廃棄物の処分又は再生の委託を除く。）。
- ② 次のことに努めること。
 - ア 産業廃棄物の再生利用などを行うことにより、廃棄物の減量に努めること。
 - イ 製造、加工、販売した製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならない製品、容器等の開発を行うこと。
 - ウ 製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理に必要な情報を提供すること。
- ③ 国や地方公共団体が講じる廃棄物の減量や適正処理に関する施策に協力すること。

(2) 建設廃棄物の排出事業者

土木建築工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）が数次の請負によって行われる場合は、建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った建設業者を排出事業者とし、処理委託契約の締結やマニフェスト交付等が義務付けられています。（法第21条の3第1項）
(下請負人は廃棄物処理業の許可がなければ、廃棄物の運搬及び処分を行うことはできません。)

(3) 廃棄物の適正処理

排出事業者は、廃棄物が発生する事業場から場外に運搬されるまでの間は、「産業廃棄物保管基準（P16）」又は「特別管理産業廃棄物保管基準（P32）」に従わなければなりません。（法第12条第2項、法第12条の2第2項）

また、排出事業者が、自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬、運搬後の保管又は処分を行う場合、「産業廃棄物処理基準（P18, 21, 23, 31）」又は「特別管理産業廃棄物処理基準（P33, 35, 37）」に従って、生活環境の保全上支障のないように運搬、保管又は処分しなければなりません。よって、保管上限として、運搬後の積替保管の場合は平均搬出量の7日分、処分のための保管の場合は処理能力の14日分等も適用されます。（法第12条第1項、第12条の2第1項）

建設廃棄物の排出事業者が、その事業活動に伴い産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場外で300m²以上の保管を行おうとする場合及び保管状況を変更しようとする場合、事前に都道府県知事に届出なければなりません。非常災害時は保管を行った日から14日以内に届出なければなりません。（法第12条第3項、同第4項、第12条の2第3項、同第4項）

また、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者に委託するとともに、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するま

での一連の処理工程における処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずる必要があります（法第12条第5項～第7項、第12条の2第5項～第7項）。

2 多量排出事業者の責務

（1）多量排出事業者の定義

事業活動に伴い年間1,000トン以上の産業廃棄物を、又は年間50トン以上の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者を、多量排出事業者と定義しています（法第12条第9項、第12条の2第10項）。

広島県では、広島県生活環境保全条例及び同施行規則によって、年間500トン以上の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者を、多量排出事業者と定義しています。

（2）処理計画の提出及び実施状況報告

多量排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関して、計画を作成して、毎年度6月30日までに都道府県知事（政令市は市長）に提出する必要があります。

また、その計画の実施状況について、翌年度の6月30日までに都道府県知事（政令市は市長）に報告する必要があります。なお、この計画等は都道府県知事（政令市は市長）によりインターネットにより公表されることとなっています。（法第12条第9項～第11項、法第12条の2第10項～第12項、広島県生活環境保全条例第85条第1項～第3項）

（3）電子マニフェストの使用義務

当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用が義務付けられます。（規則第8条の31の3）

3 処理の委託

(1) 委託基準の遵守

排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬、処分等を他人に委託する場合、図表 45 に示す委託基準に従い、その収集・運搬については収集運搬業者に、処分については処分業者にそれぞれ委託しなければなりません。

図表 45 収集・運搬又は処分等の委託基準（施行令第 6 条の 2、第 6 条の 6）

1 運搬又は処分等を委託できる場合

運搬又は処分等を委託する相手方が、他人の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者であって、当該廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲内に含まれるものに委託すること。

2 委託契約の締結

(1) 二者間契約の遵守

運搬及び処分等を委託する場合、運搬については収集運搬業者と排出事業者の間で、処分については処分業者と排出事業者の間で、それぞれ二者間で委託契約を締結すること。ただし、運搬及び処分等を行う者が同一の相手方である場合は、この限りでない。

(2) 書面契約及び保存期間

契約は図表 46 に示す事項を明記した書面により行い、契約終了の日から 5 年間保存すること。

3 運搬又は処分等の再委託を承諾する場合

運搬又は処分等の再委託を承諾する場合は書面により行い、当該書面の写しを承諾した日から 5 年間保存すること。

4 事前の文書通知（特別管理産業廃棄物に限る）

運搬又は処分等を委託する相手方に、あらかじめ次の事項を文書により通知すること。

(1) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿

(2) 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に特に注意すべき事項

図表 46 委託契約書に記載すべき事項及び添付書類（施行令第6条の2、第6条の6）

1 委託契約書に記載すべき事項

(1) 一般事項

- ① 委託契約の有効期間
- ② 受託者への支払金額

(2) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に関する情報

- ① 委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類及び数量
- ② 委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の性状及び荷姿
- ③ 通常の保管状況の下で、腐敗、揮発等、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の性状の変化に関する事項
- ④ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- ⑤ 当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物が次に掲げる廃棄物であって、日本産業規格C0950号（JISC0950 電気・電子機器の特定化学物質の含有表示方法）に規定する含有マークが付されたものである場合は、当該含有マークの表示に関する事項
 - ア 廃パソコン
 - イ 廃ユニット形エアコンディショナー
 - ウ 廃テレビジョン受信機
 - エ 廃電子レンジ
 - オ 廃衣類乾燥機
 - カ 廃電気冷蔵庫
 - キ 廃電気洗濯機

平成18年7月1日以降に製造された
ものに限る。

- ⑥ 委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

- ⑦ その他当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(3) 情報に変更があった場合の伝達方法

委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る(2)の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項

(4) 運搬を委託する場合

- ① 受託者の収集運搬業の許可に係る事業の範囲
- ② 運搬の最終目的地の所在地

- ③ 当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、次の事項

- ア 積替え又は保管を行う場所の所在地
- イ 保管できる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類
- ウ 保管上限

エ 安定型産業廃棄物を保管する場合は、他の廃棄物と混合することの許否に関する事項

(5) 処分又は再生を委託する場合

- ① 受託者の処分業の許可に係る事業の範囲
- ② 処分又は再生の場所の所在地
- ③ 処分又は再生の方法

- ④ 処分又は再生施設の処理能力
- ⑤ 最終処分以外の処分の委託を行う場合は、次の事項
 - ア 当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地
 - イ 最終処分の方法
 - ウ 最終処分する施設の処理能力
- ⑥ 法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨

(6) 業務の終了又は契約の解除

- ① 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ② 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の取扱いに関する事項

2 添付書類

委託契約書に、次の書類を添付すること。

- (1) 運搬を委託する場合は、受託者の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (2) 処分等を委託する場合は、受託者の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し

3 参考

- (1) 排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を適正処理するために、必要な廃棄物情報を処理業者に提供（1の(2)及び(3)）することとされていますが、この情報提供の参考として「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」が策定され、廃棄物データシート（WDS）の様式例が提示されました。この詳細は、環境省のホームページから入手できます。

URL <http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

- (2) 委託契約書の手引きは、公益社団法人全国産業資源循環連合会が販売しておりますので、参考にしてください。 URL <https://www.zensanpairen.or.jp/>

(2) 処理業者の能力確認

排出事業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬、処分等を他人に委託する場合、受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法その他、次の方法により、受託者が当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければなりません（法第12条第7項、法第12条の2第7項、広島県生活環境保全条例第86条、同施行規則第71条）。

- ① 受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法
- ② 受託者の運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を実地に調査する方法
- ③ その他上記と同等以上に受託者の能力を確認できる方法

4 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）

（1）マニフェストとは

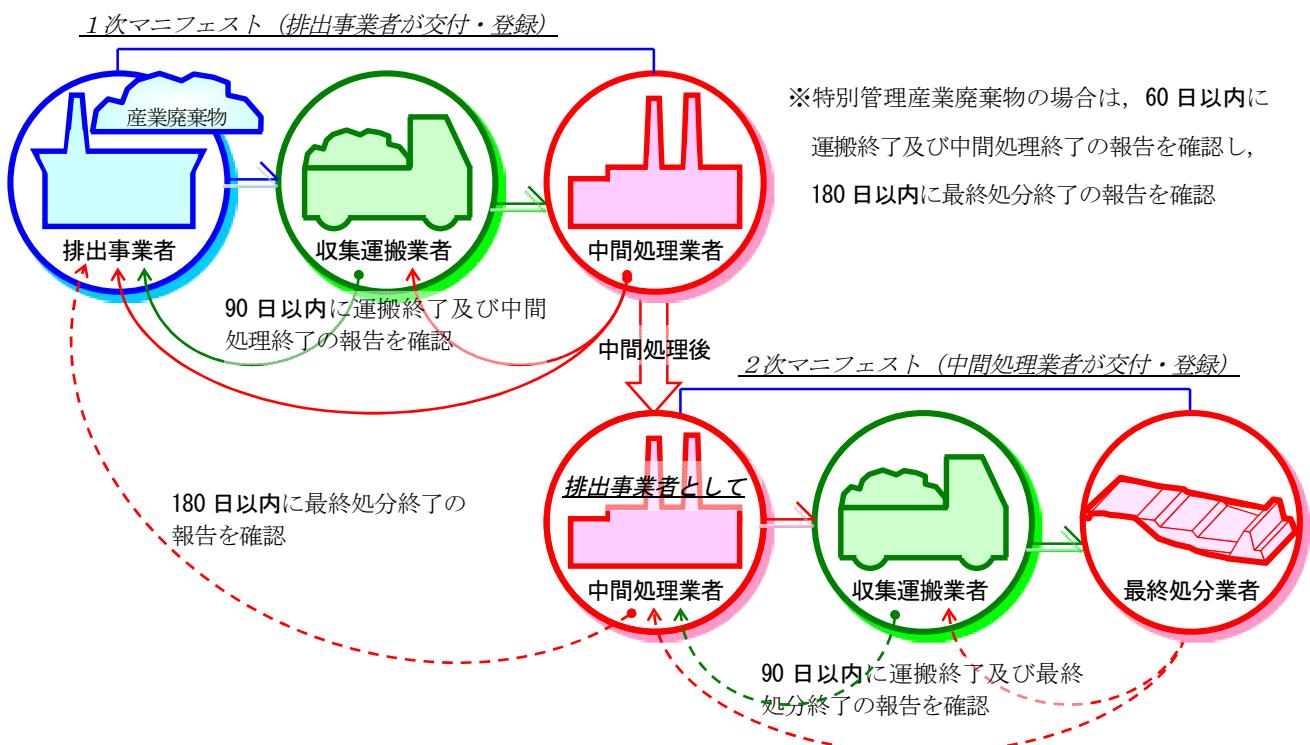
産業廃棄物は排出から最終処分に至るまでに複数の者を介することから、その適正処理を確保するためには、各処理段階において産業廃棄物に関する情報が的確に伝達され、共有化されることが、重要な鍵となります。

この情報管理を徹底するため、平成10年12月1日からすべての産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用することが義務付けられ、また、平成13年4月1日からは排出事業者が最終処分終了まで確認できるしくみに改められています。

産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する仕組みです。

なお、マニフェスト制度の概要等は、図表47～図表50のとおりです。

図表47 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ（法第12条の3）



（2）マニフェストの使用義務と罰則

マニフェストを適正に使用しない場合、排出事業者は、都道府県知事（政令市は市長）から勧告を受けます。この場合、さらに処理業者が不法投棄などの不適正処理を行ったときは、処理業者とともに措置命令を受けることがあります。

また、マニフェストの不交付・未記載・虚偽記載等の場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

図表 48 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）の概要（法第12条の3）

1 マニフェストの交付

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する際は、次の事項を守ること。

- (1) 産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- (2) 産業廃棄物の処分先ごとに交付すること。
- (3) 産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に交付すること。
- (4) 産業廃棄物の種類、数量、処理業者の氏名又は名称を確認後、交付すること。
- (5) 処理業者から管理票の写しが送付されたときは、控えと写しの照合を行い、産業廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを確認すること。

2 マニフェスト記載事項

(1) 排出事業者の記載事項

- ① 廃棄物の種類及び数量
- ② マニフェストの交付年月日及び交付番号
- ③ 氏名又は名称及び住所
- ④ 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- ⑤ マニフェストの交付担当者の氏名
- ⑥ 運搬又は処分を受託した者の氏名又はその名称
- ⑦ 運搬又は処分を受託した者の住所
- ⑧ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え・保管を行う場合は、積替え・保管を行う場所の所在地
- ⑨ 産業廃棄物の荷姿
- ⑩ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- ⑪ 中間処理業者がマニフェストを交付する場合は、当該産業廃棄物の処分を委託した者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号（電子マニフェストは、電子マニフェストの登録番号）
- ⑫ 中間処理業者（当該産業廃棄物に係る処分を委託した者が電子情報処理組織使用義務者又は電子情報処理組織使用事業者である場合に限る。）にあっては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号
- ⑬ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量
- ⑭ 電子情報処理組織使用義務者が電気通信回線の故障等により紙マニフェストを交付した場合は、その理由

(2) 収集運搬受託者の記載事項

- ① 氏名又は名称
- ② 運搬担当者の氏名
- ③ 運搬を終了した年月日
- ④ 積替え・保管場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合は、その拾集量

(3) 処分受託者の記載事項

- ① 氏名又は名称
- ② 処分担当者の氏名
- ③ 処分を終了した年月日
- ④ 当該処分が最終処分である場合は、当該最終処分を行った場所の所在地

3 収集運搬受託者及び処分受託者のマニフェスト送付期限

- (1) 収集運搬受託者は、運搬を終了した日から 10 日以内に、委託者にマニフェストの写し（B 2 票）を送付すること。
- (2) 処分受託者は、処分を終了した日から 10 日以内に、委託者及び収集運搬受託者にマニフェストの写し（委託者にD 票、収集運搬受託者にC 2 票）を送付すること。
- (3) 処分受託者が中間処理業者である場合は、2 次マニフェストの写し（D 票及びE 票）の送付を受けたときは、1 次マニフェストの写し（E 票）に最終処分が終了した旨を記載して委託者に送付すること。

4 マニフェスト交付者が講すべき措置

マニフェスト交付者は、次に掲げる事項に該当する場合は、関係者に事情を聴取するなどして速やかに当該産業廃棄物の処理状況等を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずること。また、各事項について所定の報告期限までに都道府県知事（政令市は市長）に報告すること。

事 項	報告期限
① マニフェスト交付後、所定の期間内にマニフェストの写しが戻ってこないとき ※ 所定の期間 B2 票・D 票：90 日（特別管理産業廃棄物の場合 60 日） E 票：180 日（特別管理産業廃棄物の場合も同じ）	所定の期間が経過した日から 30 日以内
② 記載事項漏れのマニフェストの写しの送付を受けたとき	マニフェストの写しの送付を受けた日から 30 日以内
③ 虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき	虚偽の記載のあることを知った日から 30 日以内
④ 処理業者から処理困難の通知を受けた場合において、処理業者に引き渡した産業廃棄物に係るマニフェストの写しの送付を受けていないとき	通知を受けた日から 30 日以内

5 マニフェストの交付状況報告

マニフェスト交付者は、毎年度 6 月 30 日までに前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの 1 年間に交付したマニフェストの状況について、都道府県知事（政令市は市長）に報告すること。

6 マニフェストの保存期間

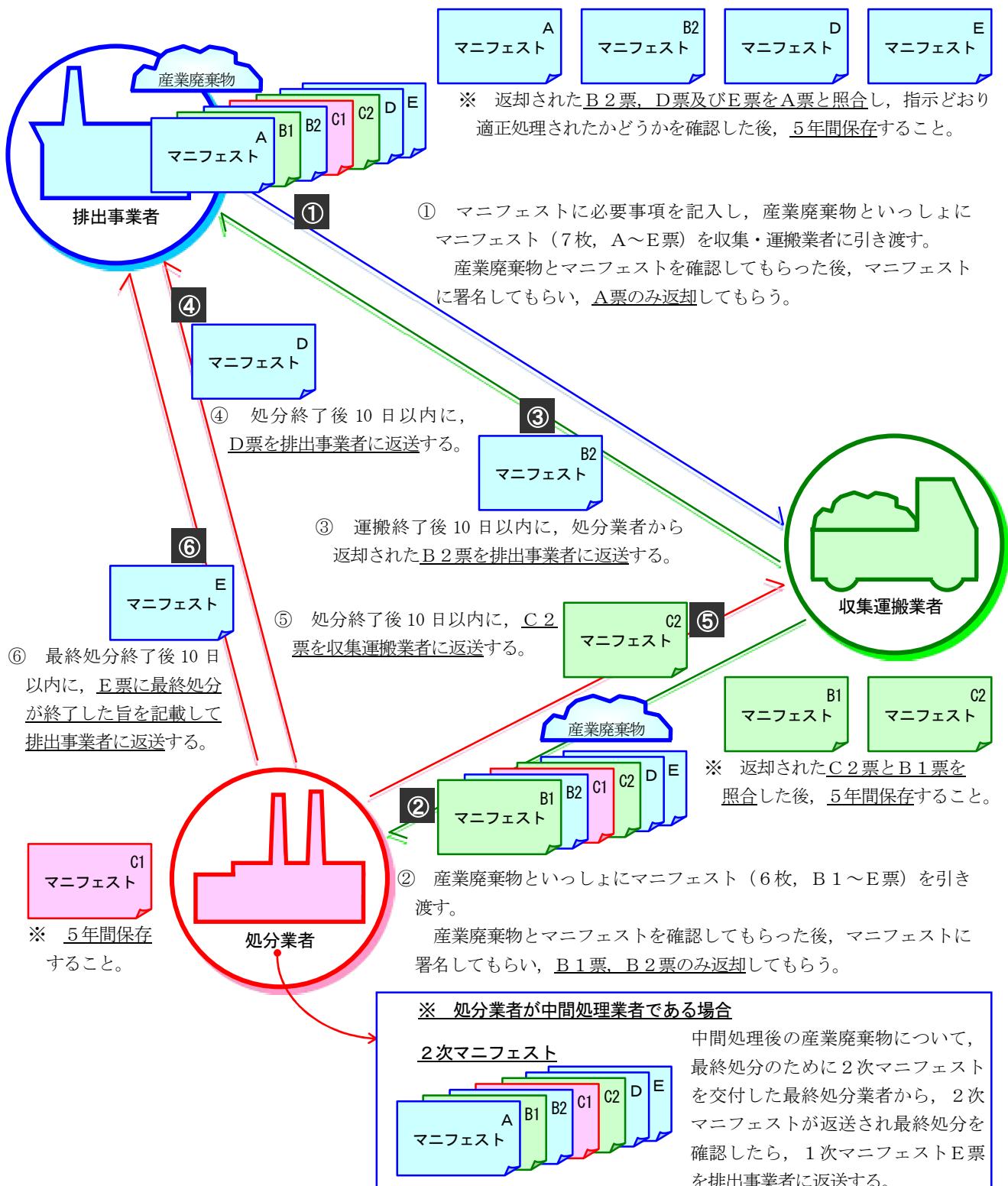
排出事業者、収集運搬受託者及び処分受託者は、マニフェストを 5 年間保存すること。

7 マニフェストの交付を要しない場合

次に該当する場合は、マニフェストを交付しなくてもよい。

- ① 市町村又は都道府県に委託する場合
- ② 国土交通大臣に届け出て、廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者に廃油の処理を委託する場合
- ③ 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみを委託する場合
- ④ 環境大臣の再生利用に係る認定を受けた者に委託する場合
- ⑤ 環境大臣の広域処理に係る認定を受けた者に委託する場合
- ⑥ 都道府県知事の再生利用に係る指定を受けた者に委託する場合
- ⑦ 国に委託する場合
- ⑧ 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いる場合
- ⑨ 産業廃棄物の輸出に係る運搬
- ⑩ 外国船舶において生じた廃油について、国土交通大臣が許可した廃油処理事業者へ処理を委託する場合

図表 49 紙マニフェストの交付、回付及び返送の手順



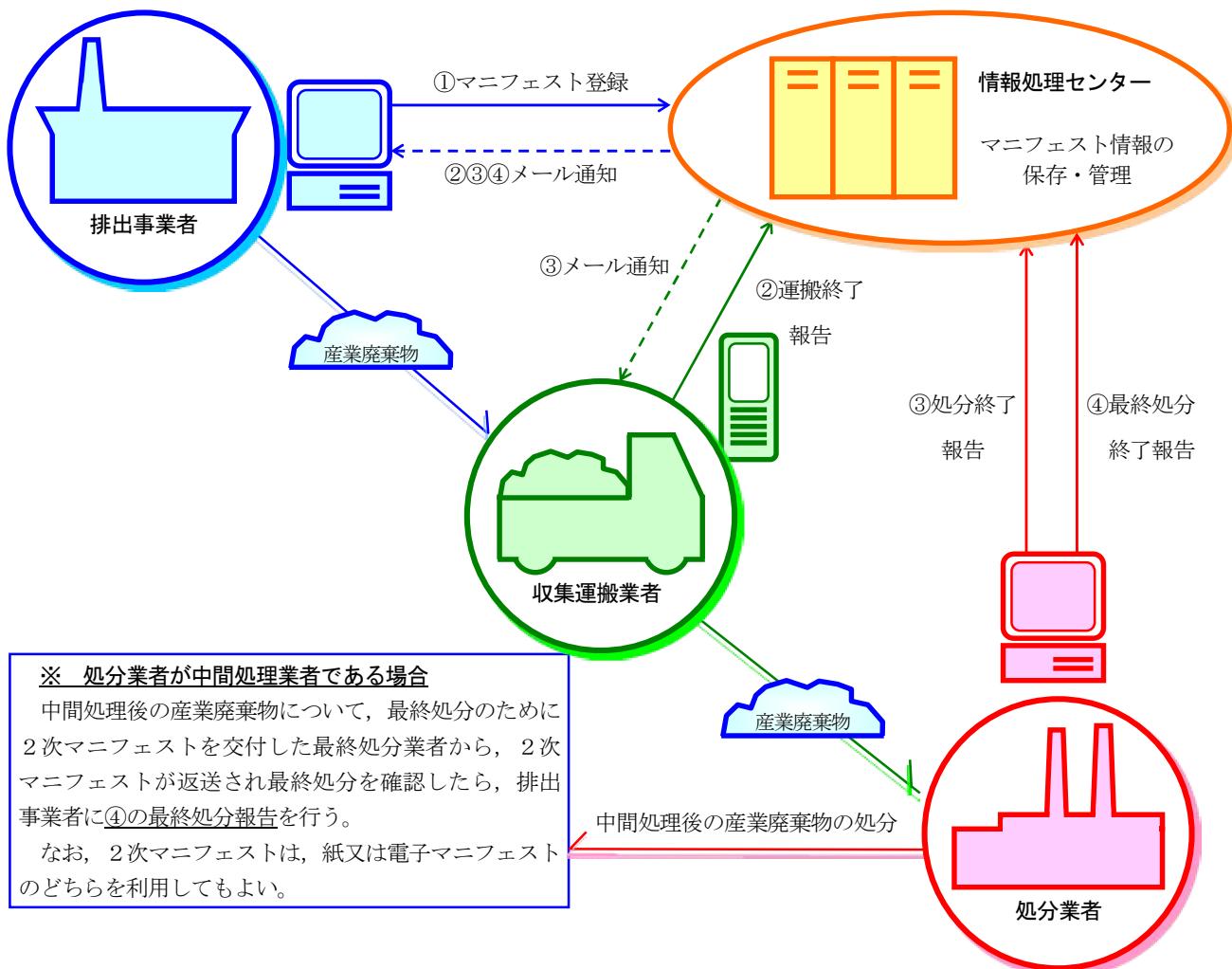
- 1 マニフェストは委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物ごとに交付し、①～⑥の手順で管理します。
- 2 マニフェスト交付から90日以内（特別管理産業廃棄物は60日以内）にB2票（③）、D票（④）が返送されてこない場合、又は180日以内にE票（⑥）が返送されてこない場合は、収集運搬業者又は処分業者に確認し、あわせてその状況について都道府県知事（政令市は市長）へ報告してください。

(3) 電子マニフェストシステム

電子マニフェストシステム（J W N E T）は、紙に記載しているマニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）を介したネットワークで情報のやり取りを行う仕組みです（図表 50）。

電子マニフェストを利用する場合は、あらかじめ情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者のそれぞれが契約する必要があります。

図表 50 電子マニフェストの流れ



【導入メリット】

① 事務処理の効率化

- ・パソコンや携帯電話で簡単な入力操作で情報を登録
- ・マニフェストの照合、管理が不要
- ・マニフェスト交付等状況報告に係る行政報告が不要（情報処理センターが事業者の代わりに報告を実施）

② 法令の遵守

- ・マニフェストの情報記載漏れがない
- ・マニフェスト処理期限が近づくと、メールで注意喚起

③ データの透明性

- ・マニフェスト情報は情報管理センターが管理、保存
- ・マニフェスト情報の変更、取消し等の履歴を管理

【電子マニフェストの使用義務付け】(P52)

当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用が義務付けられます。（規則第8条の31の3）

(4) マニフェスト交付等状況報告

マニフェストを交付した事業者は、毎年度6月30日までに前年の4月1日からその年の3月31日までに交付したマニフェストの状況について、都道府県知事（政令市は市長）に報告する義務があります。

電子マニフェストを利用した場合、情報処理センターが排出事業者に代わって行政報告を行うため、排出事業者自らが報告を行う必要はありません。

なお、広島県への報告方法は、次のサイトで確認してください。

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-manifest-top.html>

5 産業廃棄物処理責任者の設置

事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、事業場ごとに、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません（法第12条第8項）。

6 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、環境省令で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません（法第12条の2第8項）。

図表 51 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（施行規則第8条の17）

1 感染性産業廃棄物を生ずる事業場

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- ② 2年以上、法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ③ 大学又は高等専門学校の医学、薬学、保健学、衛生学又は獣医学卒又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

2 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

- ① 2年以上、法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ② 大学の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学に関する科目を履修
 - + 実務経験（廃棄物の処理に関する技術上の実務。以下同じ。）2年以上
- ③ 大学の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学以外の科目を履修
 - + 実務経験3年以上
- ④ 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学に関する科目を履修 + 実務経験4年以上
- ⑤ 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学以外の科目を履修 + 実務経験5年以上

- ⑥ 高校の土木科又は化学科の学科卒 + 実務経験 6 年以上
- ⑦ 高校卒で理学、工学又は農学の科目を履修 + 実務経験 7 年以上
- ⑧ 実務経験 10 年以上
- ⑨ ①～⑧と同等以上の知識を有すると認められる者

7 帳簿の記載及び保存義務

次のいずれかに該当する事業者は、帳簿を備えて、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに図表 52 に掲げる事項について記載しなければなりません。また、帳簿は 1 年ごとに取りまとめて 5 年間保存しなければなりません。

- (1) 事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するための「産業廃棄物処理施設 (P78)」又は「同施設に含まれない焼却施設」が設置されている事業場を有する事業者
- (2) 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者
- (3) 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者

図表 52 排出事業者の帳簿記載事項（施行規則第 8 条の 5 第 1 項、第 8 条の 18 第 1 項）

事業者区分	帳簿記載事項
(1) 事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するための「産業廃棄物処理施設」又は「同施設に含まれない焼却施設」が設置されている事業場を有する事業者	当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、 <input type="radio"/> 処分年月日 <input type="radio"/> 処分方法ごとの処分量 <input type="radio"/> 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 ※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載する。
(2) 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者	事業場の外において自ら処分する産業廃棄物の種類ごとに、 ① 運搬： <input type="radio"/> 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 <input type="radio"/> 運搬年月日 <input type="radio"/> 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 <input type="radio"/> 積替え又は保管を行った場合は、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 ② 処分： <input type="radio"/> 産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 <input type="radio"/> 処分年月日 <input type="radio"/> 処分方法ごとの処分量 <input type="radio"/> 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 ※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載する（①②共通）。
(3) 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者	特別管理産業廃棄物の種類ごとに、 ① 運搬： <input type="radio"/> 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 <input type="radio"/> 運搬年月日 <input type="radio"/> 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 <input type="radio"/> 積替え又は保管を行った場合は、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 ② 処分： <input type="radio"/> 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 <input type="radio"/> 処分年月日 <input type="radio"/> 処分方法ごとの処分量 <input type="radio"/> 処分（埋立処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

第4 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業

1 許可の種類

(1) 許可の種類

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行おうとする者は、業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。

許可の種類は、次の図表 53 のとおりです。（収集・運搬及び処分の両方を行おうとする場合は、それぞれの許可が必要です。）

図表 53 許可の種類

事業内容	許可の種類
産業廃棄物の収集・運搬を行う場合	産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物の処分を行う場合	産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物の収集・運搬を行う場合	特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物の処分を行う場合	特別管理産業廃棄物処分業

収集・運搬を行う場合は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の排出場所と運搬先を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の両方の許可が必要です。（図表 54）

なお、平成 23 年 4 月 1 日施行の改正法により、県内の一の政令市の区域を越えて産業廃棄物の収集・運搬を行う場合の許可（産業廃棄物の積替えを伴う収集・運搬に係る許可を除く。）に関する事務については、都道府県知事が行うこととされました。（施行令第 27 条第 1 項）

図表 54 収集運搬業許可の有効範囲について

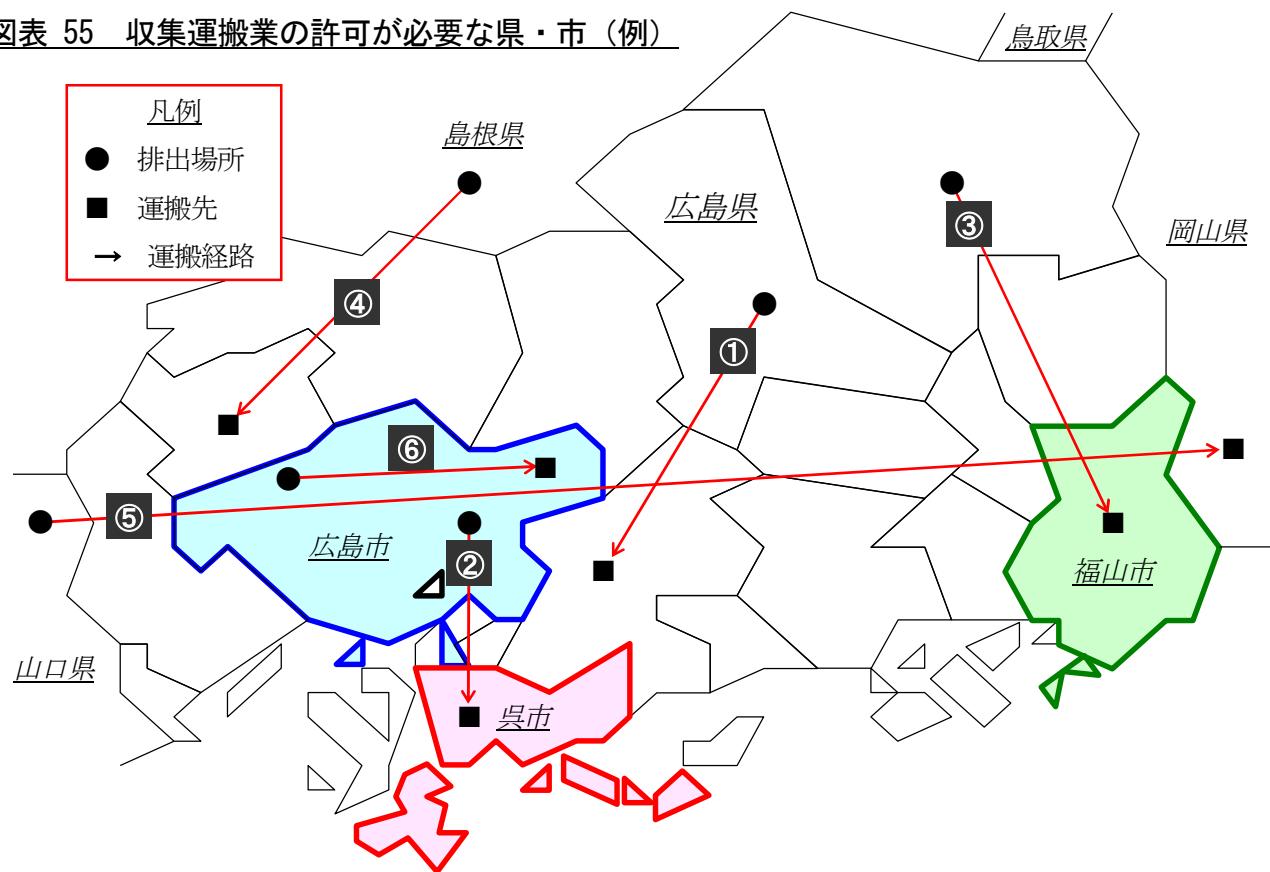
県の許可状況		政令市の許可状況		
		許可有		許可無
		積替え保管 有	積替え保管 無	
許可有	許可有	・政令市域を除く県域（県許可） ・政令市域（政令市許可）	※ 積保無しの許可は、県知事が行うため、原則、該当なし。	・全県域（県許可）
	許可無	・政令市域（政令市許可）	※ ・一の政令市の許可を受けている場合 →政令市域（政令市許可） 県内の2以上の政令市で運搬する には、県許可が必要	

※ （特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化に関する経過措置により、許可権者が異なる場合があります。（改正令附則第 6 条（平成 22 年政令第 248 号））

詳細は、排出場所及び運搬先を管轄する都道府県（政令市）へご確認ください。

参考 HP : <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-kyokagorika-kyokagorika-top.html>

図表 55 収集運搬業の許可が必要な県・市（例）



番号	許可が必要な県・政令市	排出場所	運搬先
①	広島県	広島県	広島県
②	広島市及び呉市において積替施設を有していない場合：広島県	広島市	呉市
	広島市において積替施設を有し、呉市においては有していない場合：広島県、広島市		
	呉市において積替施設を有し、広島市においては有していない場合：広島県、呉市		
	広島市及び呉市において積替施設を有している場合：広島市、呉市		
③	福山市において積替施設を有していない場合：広島県	広島県	福山市
④	福山市において積替施設を有している場合：広島県、福山市		
	島根県、広島県	島根県	広島県
	山口県、岡山県（広島県域は通過のみ）	山口県	岡山県
⑥	広島市のみにおいて収集運搬業を行う場合：広島市	広島市	広島市
	広島県内の2以上の政令市において収集運搬業を行う場合：広島県		
	広島市において積替施設を有している場合：広島市		

(2) 処理業の許可を要しない者

図表 56 及び 57 に該当する者は、許可を受ける必要はありません。

図表 56 処理業の許可を要しない者

1 産業廃棄物処理業の許可を要しない者（法第 14 条、施行規則第 9 条、第 10 条の 3 等）

- ① 排出事業者自らが運搬又は処分する場合
- ② 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集・運搬又は処分を業として行う場合
- ③ 海洋汚染防止法の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者
- ④ 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集・運搬又は処分を業として行う者で都道府県知事の指定を受けた者
- ⑤ 広域的に収集・運搬又は処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集・運搬又は処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（営利を目的としないで業として行う場合に限る。）
- ⑥ 国（産業廃棄物の収集・運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）
- ⑦ 広域臨海環境整備センター法に基づいて設立された広域臨海環境整備センター
- ⑧ 日本下水道事業団
- ⑨ 産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（相手国から日本までの運搬を自ら行う場合に限る。）
- ⑩ 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（日本から相手国までの運搬を自ら行う場合に限る。）
- ⑪ 動物系固形不要物（食料品製造業において原料として使用した牛の脊柱に限る。）のみの収集・運搬を行う者
- ⑫ と畜場においてとさつし、又は解体した獸畜及び食鳥処理場において処理をした食鳥に係る固形状の不要物のみの収集・運搬を業として行う者
- ⑬ 動物の死体（牛に限る。）のみの収集・運搬又は処分（化製場に限る。）を行う者
- ⑭ 産業廃棄物の再生利用に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第 15 条の 4 の 2）
- ⑮ 産業廃棄物の広域的処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第 15 条の 4 の 3）
- ⑯ 産業廃棄物の無害化処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第 15 条の 4 の 4）
- ⑰ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例として都道府県知事の認定を受けた者（法第 12 条の 7）
- ⑱ 環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの収集・運搬又は処分を行う者
- ⑲ 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に産業廃棄物を適正に収集・運搬、処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者

2 特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しない場合（法第 14 条の 4、施行規則第 10 条の 11、第 10 条の 15 等）

- ① 排出事業者自らが運搬又は処分する場合
- ② 海洋汚染防止法の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者
- ③ 国（特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）

- ④ 特別管理産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら相手国から日本までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑤ 特別管理産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら日本から相手国までの運搬を行う場合に限る。）
- ⑥ 産業廃棄物の無害化処理に係る特例として環境大臣の認定を受けた者（法第15条の4の4）
- ⑦ 環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの収集・運搬又は処分を行う者
- ⑧ 災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に産業廃棄物を適正に収集・運搬、処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者

図表 57 他法令に基づく特例（処理業の許可を要しない者）

1 家電リサイクル法第49条に基づく特例

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物（同法施行令で定められたエアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む。）、洗濯機（衣類乾燥機を含む。）の4品目をいう。以下「家電4品目」という。）の収集・運搬又は処分を業として行う次に掲げる者は、産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可は必要ありません。

- ① 家電4品目の収集・運搬を業として行う小売業者又は指定法人等
- ② 家電4品目の再商品化等に必要な行為（収集・運搬又は処分（再生を含む。以下同じ。）に該当するものに限る。）を業として行う製造業者又は指定法人等

2 小型家電リサイクル法第13条に基づく特例

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の規定に基づき、使用済小型電子機器等（一般消費者が通常生活の用に供する小型電子機器のうち、家電4品目に該当しないものであってその使用を終了したもの）の収集、運搬又は処分を業として行う次に掲げる者は、産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可は必要ありません。

- ① 環境大臣の認定を受けた事業者
- ② 環境大臣の認定を受けた事業者から委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行う者

3 自動車リサイクル法第122条に基づく特例

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の規定に基づき、使用済自動車又は解体自動車の収集・運搬又は処分を業として行う次に掲げる者は、産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可は必要ありません。

- ① 使用済自動車の収集・運搬を業として行う引取業者又はフロン類回収業者
- ② 使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為を業として行う解体業者
- ③ 解体自動車の再資源化に必要な行為を業として行う破碎業者
- ④ 特定再資源化物品（自動車破碎残さ等）の再資源化に必要な行為を業として行う自動車製造業者等
- ⑤ 解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を業として行う指定再資源化機関等

(3) 許可の有効期限

収集運搬業及び処分業の許可の有効期限は、5年間（優良産廃処理業者は7年間）です。許可期限到来後も引き続き業を行う場合は、許可期限までに更新許可申請を行う必要があります。

2 許可の基準等

(1) 施設に係る基準

許可を受けるときは、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして省令で定める基準に適合する必要があります。

なお、施設に係る基準は、図表 58 及び 59 のとおりです。

図表 58 産業廃棄物の事業の用に供する施設に係る基準（施行規則第 10 条、第 10 条の 5）

1 産業廃棄物収集運搬業

- (1) 産業廃棄物が飛散・流出したり、悪臭が漏れたりするおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (2) 積替施設を有する場合は、産業廃棄物が飛散・流出したり、地下に浸透したり、また、悪臭が発散したりしないように必要な措置を講じた施設であること。

2 産業廃棄物処分業（中間処理）

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の種類別に必要な処理施設

産業廃棄物の種類	必要な処理施設
①汚泥	脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設
②廃油	油水分離施設、焼却施設その他の処理施設
③廃酸、廃アルカリ	中和施設その他の処理施設
④廃プラスチック類	破碎施設、切断施設、溶融施設、焼却施設その他の処理施設
⑤ゴムくず	破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設
⑥その他の産業廃棄物	産業廃棄物の種類に応じて、処分に適する処理施設

- (2) 保管施設を有する場合は、産業廃棄物が飛散・流出したり、地下に浸透したり、また、悪臭が発散したりしないように必要な措置を講じた施設であること。

3 産業廃棄物処分業（最終処分）

- (1) 埋立処分は、産業廃棄物の種類に応じて、埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 海洋投入処分は、処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。

図表 59 特別管理産業廃棄物の事業の用に供する施設に係る基準（施行規則第 10 条の 13, 第 10 条の 17）

1 特別管理産業廃棄物収集運搬業

- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散・流出したり、悪臭が漏れたりするおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- (2) 積替施設を有する場合は、特別管理産業廃棄物が飛散・流出したり、地下に浸透したり、また、悪臭が発散したりしないように必要な措置を講じ、かつ、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられた施設であること。
- (3) 廃油、廃酸、廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等、運搬に適する運搬施設を有すること。
- (4) 感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
- (5) 廃 P C B 等、P C B 汚染物又は P C B 処理物の場合は、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
- (6) その他の特別管理産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物の種類に応じて、収集・運搬に適する運搬施設を有すること。

2 特別管理産業廃棄物処分業（中間処理）

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類別に必要な処理施設

特別管理産業廃棄物の種類	必要な処理施設
①廃油	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた焼却施設、油水分離施設その他の処理施設で、消火器その他消火設備及び性状分析設備を備えておくこと。
②廃酸、廃アルカリ	腐食防止のために必要な措置が講じられた中和施設その他の処理施設で、性状分析設備を備えておくこと。
③シアン化合物を含む廃酸、廃アルカリ	分解施設その他の処理施設で、性状分析設備を備えておくこと。
④感染性産業廃棄物	焼却施設その他の処理施設で、感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えたものを有すること。
⑤廃 P C B 等、P C B 汚染物又は P C B 処理物	焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設で、性状分析設備を備えておくこと。
⑥廃水銀等	硫化施設その他の処理施設で、性状分析設備を備えておくこと。
⑦廃石綿等	溶融施設その他の処理施設
⑧水銀若しくはその化合物を含む汚泥	コンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設で、性状分析設備を備えておくこと。
⑨シアン化合物を含む汚泥	コンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設で、性状分析設備を備えておくこと。
⑩汚泥（⑦又は⑧を除く）	特別管理産業廃棄物の種類に応じて、処分に適する処理施設で必要な附帯設備を備えたものを有すること。
⑪その他の特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物の種類に応じて、処分に適する処理施設で必要な附帯設備を備えたものを有すること。

- (2) 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散・流出したり、地下に浸透したり、また、悪臭が発散したりしないように必要な措置を講じ、かつ、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられた施設であること。

3 特別管理産業廃棄物処分業（最終処分）

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に応じた埋立処分に適する最終処分場であって、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる附帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う施設では、その周辺の水域の水）について、定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。

(2) 申請者の能力に係る基準

申請者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有する必要があります（図表 60）。

図表 60 能力に係る基準（施行規則第 10 条、第 10 条の 5、第 10 条の 13、第 10 条の 17）

1 廃棄物の処理に係る知識及び技能

申請の種類別に、次の講習会を修了していること。

(1) 講習会の種類等

① 収集運搬業の場合

講習会の種類	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	新規	更新・変更	新規	更新・変更
産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（収集・運搬課程） <u>→有効期間5年間</u>	○	○		
特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（収集・運搬課程） <u>→有効期間5年間</u>	○	○	○	○
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会（収集・運搬課程） <u>→有効期間2年間</u>		○		○

② 処分業の場合

講習会の種類	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	新規	更新・変更	新規	更新・変更
産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（処分課程） <u>→有効期間5年間</u>	○	○		
特別管理産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会（処分課程） <u>→有効期間5年間</u>	○	○	○	○
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業に関する更新許可講習会（処分課程） <u>→有効期間2年間</u>		○		○

(2) 講習会を受講すべき者

原則として、法人の場合は役員、個人の場合は本人が受講すること。

(3) 講習会の実施機関

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麻町スクエア7F

TEL 03-5275-7115 FAX 03-5275-7116

URL <https://www.jwnet.or.jp/>

(4) 受講申込先（開催都道府県にある産業廃棄物協会。広島県の場合は下記）

一般社団法人広島県資源循環協会

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7番47号 広島県情報プラザ4階

TEL 082-247-8499 FAX 082-247-9719

URL <http://www.hshigen.or.jp/index.html>

2 経理的基礎

事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(3) 欠格要件

申請者が、図表 61 に示す事項のいずれかに該当する場合は、許可を受けることができません。

また、許可を受けた者が欠格要件に該当するに至ったときは、都道府県知事（政令市は市長）は許可を取り消します。なお、欠格要件に該当するに至った場合は、都道府県知事（政令市は市長）に対して速やかに届け出る必要があります（P72）。

図表 61 欠格要件（法第 14 条、第 14 条の 4）

- ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの。
※ 「環境省令で定めるもの」とは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう。
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、この図表において「法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（※）若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 2 第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）若しくは第 247 条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
※ 「その他生活環境の保全を目的とする法令」とは、「大気汚染防止法」、「騒音規制法」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」、「水質汚濁防止法」、「悪臭防止法」、「振動規制法」、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」をいう。
- ⑤ 法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該 法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問 その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- ⑥ 法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2 又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 7 条の 2 第 3 項（法第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止

の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

⑦ ⑥に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、⑥の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人（※）であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
※ 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものである。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 繙続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下において「暴力団員等」という。）

⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑨までのいずれかに該当するもの

⑪ 法人で役員又は政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの

⑫ 個人で政令で定める使用人のうちに①から⑨までのいずれかに該当する者のあるもの

⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 変更許可又は更新許可

(1) 変更許可

許可を受けた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者が「事業の範囲」を変更しようとするときは、変更許可を受けなければなりません。変更許可を受けることなく、「事業の範囲」以外のことを行った場合は無許可変更として罰則の対象となります。

「事業の範囲」の変更とは、図表62に示すような場合があります。

図表 62 事業範囲の変更

1 産業廃棄物の積替え・保管行為を新たに行う場合

【収集運搬業】 + 『積替え又は保管行為』

2 許可を受けた産業廃棄物以外の産業廃棄物を新たに取り扱う場合

【がれき類】 + 『燃え殻』

【廃酸、廃アルカリ】 + 『廃油』 など

3 許可を受けた処分方法以外の処分を新たに行う場合

【廃油の油水分離】 + 『廃油の焼却』

【廃プラスチック類の焼却】 + 『廃プラスチック類の破碎』

【汚泥の脱水】 + 『木くずの焼却』 など

凡例

【 】 : 現行許可で可能な事業の範囲

+ : 事業範囲の追加

『 』 : 新たに行う事業の範囲

(2) 更新許可

許可の有効期限（許可後から 5 年間（優良産廃処理業者は 7 年間））までに更新許可申請を行い、許可を受ける必要があります。許可の有効期限を過ぎると許可が失効となり、あらためて新規許可申請を行わなければなりません。

4 届出

(1) 廃止届及び変更届

産業廃棄物又は特別管理処理業者は、事業の全部若しくは一部を廃止したときは、廃止した日から 10 日以内に都道府県知事（政令市は市長）に廃止届を提出しなければなりません（廃止した事業の許可証を添付）。また、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、図表 63 に示す事項を変更したときは、変更の日から 10 日以内（法人の登記事項証明書を添付すべき場合にあっては 30 日以内）に都道府県知事（政令市は市長）に変更届を提出しなければなりません。

図表 63 処理業者の変更届出事項（施行規則第 10 条の 10、第 10 条の 10 の 2、第 10 条の 23、第 10 条の 23 の 2）

変更事項等	
1 住所、氏名又は名称の変更	
2 次の事項の変更	
(1) 法人の役員	
(2) 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資者	
(3) 政令で定める使用人	
(4) 法定代理人	
3 事務所及び事業場（駐車場）の所在地（収集運搬業において、駐車施設を含まない事務所のみを変更する場合を除く。）	
4 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模	運搬車の増廃車 運搬船の増廃船 積替え・保管施設、 中間処理施設、最終処分場、海洋投入施設等の変更
5 特別管理産業廃棄物の性状分析者の変更	
6 広島県内の各政令市（広島市、呉市、福山市）における積替え許可の有無（収集運搬業）	

(2) 欠格要件該当届

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、欠格要件（P70 図表 61 中の②～⑦、⑩～⑫（①に係るものを除く）に限る。）のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を 2 週間以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（施行規則第 10 条の 10 の 3、第 10 条の 24）。

また、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者若しくはこれらの者の役員、政令で定める使用人又は法定代理人において、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となったときは、その旨を遅滞なく都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（施行規則第 10 条の 10 の 3 の 2、第 10 条の 24 の 2）。

5 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の創設・目的

優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度としては、平成17年4月1日より「優良性評価制度」が施行されていましたが、平成22年1月25日の中央環境審議会の意見具申において見直しを行うよう指摘を受け、平成23年4月1日施行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(平成22年法律第34号)により「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に關し優れた能力及び実績を有する者の基準(優良基準)に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するものです。産業廃棄物の排出事業者が優良基準適合業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

ただし、次の点に注意してください。

- ① この制度は、あくまでも優良基準への適合性を認定するものであり、優良基準適合業者が不法行為や不適正処理を行わないことを都道府県等が保証するものではないこと。
- ② 優良基準適合業者を選択することで、排出事業者としての責任や注意義務が免除されるものではなく、排出事業者はその責任を全うするため、自らの判断で処理業者の選定を行う必要があること。

(2) 優良基準

次の①～⑤のすべての基準に適合していることが必要です。

① 遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないこと。

② 事業の透明性

法人(個人)の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

③ 環境配慮の取組み

事業活動に係る環境配慮の取組みが、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度(ISO14001規格、環境省エコアクション21)により認められていること。

④ 電子マニフェスト

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

⑤ 財務体質の健全性

直前3年の各事業年度の自己資本比率が零以上であること。

次のいずれかの基準に該当すること。

- ・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。
- ・前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。

産業廃棄物処理業等の実施に関する税、社会保険料及び労働保険料について滞納していないこと。

(3) 認定等の申請

産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、併せて優良基準に適合している旨の認定等の申立を行う（優良認定申立）。

(4) 優良基準適合業者情報の公開

各都道府県知事（政令市は市長）は、優良基準適合業者情報を公開することとされています。

なお、この制度の詳細については、県の優良産廃処理業者認定制度関係ホームページを参考にしてください。URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-yuryonintei-yuryoka-top.html>

6 処理業者の責務

(1) 処理基準の遵守

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分を行わなければなりません（法第14条第12項、第14条の4第12項）。

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理基準については、P12～P50を参照してください。

(2) 処理困難通知

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分を適正に行うことが困難又はそのおそれがあるときは、10日以内にその旨を委託者に書面で通知しなければなりません（法第14条第13項、第14条の4第13項）。

同通知をしたときは、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、その写しを5年間保存しなければなりません（法第14条第14項、第14条の4第14項）

(3) 受託の禁止

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者以外の者は産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬を、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業者以外の者は産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはいけません（法第14条第15項、第14条の4第15項）。

(4) 委託及び再委託基準の遵守

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者は産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬を、産業廃棄物又は特別管理産業処分業者は産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはなりません。ただし、政令で定める再委託に係る基準に従って行う場合及び法第19条の3、第19条の5又は第19条の6の規定に基づき命令を受けた者が、必要な範囲で処理を委託した者の承諾を得た場合に限り、他人に委託することができます（中間処理後物にあって最終処分の再委託をする場合を除く。）（法第14条第16項、第14条の4第16項）。

政令で定める再委託に係る基準とは、次の図表64のとおりです。

図表 64 処理業者の再委託基準（施行令第6条の12、第6条の15）

1 再委託基準

- (1) あらかじめ、排出事業者に対して再委託をしようとする者及びその再委託が委託基準（P53 図表 45）に適合するものであることを明らかにし、排出事業者から書面による承諾を得ること。
- (2) 他人の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分・再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする廃棄物の運搬又は処分・再生が事業範囲に含まれていること。
- (3) 書面で再委託契約を行い、当該契約書にはP54 図表 46 に掲げる事項が含まれていること。
- (4) 排出事業者から受託した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を引き渡す際は、再受託者に受託に係る契約書に記載されている事項（廃棄物の種類、数量等）を記載した文書を交付すること。
- (5) 特別管理産業廃棄物の場合、あらかじめ、再委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取扱い上の注意事項等を再受託者に文書で通知すること。

2 承諾に係る書面の記載事項

承諾に係る書面には、次の事項が記載されていること。

- (1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合は、その旨を含む。）及び数量
- (2) 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- (3) 承諾の年月日
- (4) 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

(5) マニフェスト

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の引渡しを受ける際は、排出事業者からマニフェストの交付を受け、処理後はマニフェストの写しを排出事業者に送付して適正に処理したことを報告してください。

(6) 名義貸しの禁止

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって、他人に産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬又は処分を業として行わせてはいけません。

(7) 帳簿の記載と保存

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、処理した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類、量等をそれぞれの項目の記載期限までに帳簿に記載し、1年ごとに取りまとめ、5年間保存しなければなりません。

帳簿への記載内容は、図表 65 に示す事項となっています。

図表 65 処理業者の帳簿記載事項（施行規則第10条の8、第10条の21）

区分	帳簿記載事項	記載期限
収集又は運搬	① 収集又は運搬年月日	毎月末まで
	② 交付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付の日から10日以内
	③ 受入先ごとの受入量	毎月末まで
	④ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	
	⑤ 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	
運搬の委託	① 委託年月日	毎月末まで
	② 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	
	③ 交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号	産業廃棄物の引渡しまで
	④ 運搬先ごとの委託量	毎月末まで
処分	① 受入れ又は処分年月日	毎月末まで
	② 交付（又は収集運搬業者から回付）されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付の日から10日以内
	③ 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量	毎月末まで
	④ 処分した場合には、処分方法ごとの処分量	
	⑤ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	
処分の委託	① 委託年月日	毎月末まで
	② 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号	
	③ 交付したマニフェストごとの交付年月日及び交付番号	産業廃棄物の引渡しまで
	④ 受託者ごとの委託の内容及び委託量	毎月末まで
	【紙マニフェストを利用して中間処理後物の処分を委託する場合】→2次マニフェスト交付	産業廃棄物の引渡しまで
	⑤ 交付した2次マニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る1次マニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	【電子マニフェストを利用して中間処理後物の処分を委託する場合】→2次マニフェスト交付	
	⑥ 交付した2次マニフェストごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称、電子マニフェストに係る登録番号	
	【電子マニフェストを利用して中間処理後物の処分を委託する場合】→2次マニフェスト交付	
	⑦ 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る1次マニフェストの交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	
	【電子マニフェストを利用して中間処理後物の処分を委託する場合】→2次マニフェスト交付	
	⑧ 情報処理センターへの登録ごとの、受け入れた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称、電子マニフェストに係る登録番号	

※ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載すること。

（8）事業の廃止等に伴う通知

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を終了していない者及び産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を取り消されたものであって当該許可に係る産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を終了していない者は、10日以内にその旨を委託者に書面で通知しなければなりません（法第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の5第4項、第14条の6）。

同通知をしたときは、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者は、その写しを5年間保存しなければなりません（法第14条の2第5項、第14条の3の2第4項、第14条の5第5項、第14条の6）。

第5 産業廃棄物処理施設

1 処理施設の設置

(1) 許可が必要な処理施設の種類

図表 66 に掲げる産業廃棄物処理施設を新たに設置したり、当該施設の構造や規模の変更など法第 15 条の 2 の 6 に定める変更を行おうとする場合は、施設を設置（変更）しようとする地を管轄する都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません。

図表 66 許可が必要な産業廃棄物処理施設の種類（施行令第 7 条）

産業廃棄物の種類	処理施設の種類	処理能力等
汚泥	1 脱水施設	10 m ³ /日を超えるもの
	2 乾燥施設	10 m ³ /日を超えるもの
	3 天日乾燥施設	100m ³ /日を超えるもの
	4 焼却施設（※）	5 m ³ /日を超えるもの
		200kg/時以上のもの
		火格子面積が 2 m ² 以上のもの
廃油	5 油水分離施設	10 m ³ /日を超えるもの
	6 焼却施設（※）	1 m ³ /日を超えるもの
		200kg/時以上のもの
		火格子面積が 2 m ² 以上のもの
廃酸、廃アルカリ	7 中和施設	50 m ³ /日を超えるもの
廃プラスチック類	8 破碎施設	5 t/日を超えるもの
	9 焼却施設（※）	100kg/日を超えるもの
		火格子面積が 2 m ² 以上のもの
木くず、がれき類	10 破碎施設（排出事業者が設置する移動式の施設を除く）	5 t/日を超えるもの
有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥	11 コンクリート固型化施設	すべての施設
水銀又はその化合物を含む汚泥	12 ばい焼施設	すべての施設
廃水銀等	13 硫化施設（※）	すべての施設
シアン化合物を含む汚泥、廃酸、廃アルカリ	14 分解施設	すべての施設
廃石綿等、石綿含有産業廃棄物	15 溶融施設（※）	すべての施設
廃P C B等、P C B汚染物、P C B処理物	16 焼却施設（※）	すべての施設
廃P C B等（P C B汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたP C Bを含む。）、P C B処理物	17 分解施設（※）	すべての施設
P C B汚染物、P C B処理物	18 洗浄施設、分離施設（※）	すべての施設
汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃P C B等、P C B汚染物、P C B処理物以外のもの	19 焼却施設（※）	200kg/時以上のもの
		火格子面積が 2 m ² 以上のもの
遮断型産業廃棄物	20 遮断型最終処分場（※）	すべての施設
安定型産業廃棄物	21 安定型最終処分場（※）	すべての施設
管理型産業廃棄物	22 管理型最終処分場（※）	すべての施設

※ これらの施設の設置許可申請を行う場合、告示・縦覧等が必要となります（P79）。

(2) 許可申請

産業廃棄物処理施設の設置許可申請に当たっては、当該施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査を実施し、その調査結果を記載した書類を申請書に添付しなければなりません。

(3) 告示・縦覧

都道府県知事（政令市は市長）は、焼却施設、最終処分場等の設置の許可申請があつた場合には、当該施設の設置場所及びその内容の一部等を告示するとともに、申請書等を1月間公衆の縦覧に供することとされました（対象施設はP78 図表 66 参照）。

また、処理施設の設置に関し生活環境保全の見地から関係市町村長の意見を聴くこととされるとともに、当該施設の設置に関して利害関係を有する者は、縦覧期間満了の翌日から後2週間以内に生活環境保全上の見地から意見書を提出することができます。

2 処理施設の設置許可基準

(1) 構造基準

産業廃棄物処理施設を設置する場合、当該施設が施行規則第12条及び第12条の2（最終処分場にあつては、最終処分基準省令）に定める構造基準に適合していることが必要です。

また、その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものでなければなりません。

(2) 申請者の能力に係る基準

申請者は、次に掲げる能力を有していなければなりません（施行規則第12条の2の3）。

- ① 当該施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ② 当該施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(3) 欠格要件

産業廃棄物処理施設の設置に係る欠格要件は、P70 図表 61 を参照してください。

(4) 過度の集中の制限

産業廃棄物処理施設のうち焼却施設の設置によって、当該地域に焼却施設が過度に集中することで、大気環境基準の確保が困難になると認められる場合は、設置の許可がされないことがあります（法第15条の2第2項）。

(5) 専門知識を有する者等の意見聴取

都道府県知事（政令市は市長）は許可に際して、次のとおり意見聴取を行うこととされています（法第15条の2第3項、第23条の3第1項）。

① 専門知識を有する者の意見聴取

当該施設の設置に関する計画が、技術上の基準に適合していること、及び当該施設の設置に関する計画と維持管理に関する計画が、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるかどうかについて、廃棄物の処理、大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する専門的知識を有する者の意見を聞くこと。

② 道府県警察本部長の意見聴取

暴力団員等に係る欠格要件に該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聞くこと。

3 処理施設の使用前検査

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者（以下「処理施設設置者」という。）は、当該処理施設を使用する前に都道府県知事（政令市は市長）の検査を受け、構造基準に適合したと認められなければ使用してはなりません（法第15条の2第5項）。

4 処理施設の定期検査

(1) 制度の創設

最終処分場等の廃棄物処理施設の設置許可を受けた者は、定期的に都道府県知事の検査を受けなければなりません（法第15条の2の2第1項）。

(2) 対象となる産業廃棄物処理施設

定期検査の対象となる産業廃棄物処理施設は、次のとおりです。

① 産業廃棄物の焼却施設

② 廃水銀等の硫化施設

③ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

④ 廃P C B等若しくはP C B処理物の分解施設又はP C B汚染物若しくはP C B処理物の洗浄施設
若しくは分離施設

⑤ 産業廃棄物の最終処分場（いわゆる旧処分場、ミニ処分場は対象外）

※当該廃棄物処理施設には、休止中の廃棄物処理施設及び埋立処分が終了した廃棄物の最終処分場が含まれます。

(3) 定期検査事項

定期検査は、法第15条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行われます（法第15条の2の2第2項）。

(4) 定期検査の頻度

定期検査は、施設の使用前検査（変更の許可に係るものを含む。）を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3月以内ごとに受けなければなりません（施行規則第12条の5の3）。

(5) 定期検査の申請

定期検査対象施設の設置者は、都道府県知事（政令市は市長）に定期検査の申請を行う必要があります（施行規則第12条の5の2）。定期検査を受けるべき期限（以下「受検期限」という。）の前に十分な時間的余裕をもって申請を行う必要があります。

受検期限内に定期検査を受検しないことは、違反行為に該当します。

5 変更許可

許可を受けた処理施設の次の事項を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、変更許可を受けなければなりません（法第15条の2の6）。

- ① 処理する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類
- ② 処理施設の処理能力（最終処分場の場合は、埋立場所の面積及び埋立容量）
- ③ 処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ④ 処理施設の維持管理に関する計画

6 届出等

(1) 廃止届及び軽微変更等届等

次の事項に該当する場合は、処理施設設置者は遅滞なく都道府県知事（政令市は市長）にその旨を届け出なければなりません（施行規則第12条の10の2）。

- ① 施設の軽微な変更(施行規則第 12 条の 8)があるとき
- ② 処理施設設置者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名を含む。）及び住所の変更
- ③ 焼却施設及びばい焼施設の場合は、焼却灰等の処分方法の変更
- ④ 廃油の油水分離施設、廃酸・廃アルカリの中和施設及び汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設の場合は、汚泥等の処分方法の変更
- ⑤ 廃水銀等の硫化施設の場合は、硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法の変更
- ⑥ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設の場合は、溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法の変更
- ⑦ 最終処分場の場合は、埋立処分の計画及び災害防止のための計画の変更
- ⑧ 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間並びにその方法に関する事項の変更
- ⑨ 着工予定年月日及び使用開始年月日の変更
- ⑩ 処理施設設置者に係る次に掲げる者の変更
 - ア 法定代理人
 - イ 役員
 - ウ 発行株式の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者
 - エ 政令で定める使用人（欠格要件（P70 図表 61）の⑦の※印）
- ⑪ 処理施設を廃止若しくは休止又は再開したとき

(2) 埋立処分終了届

最終処分場の埋立処分が終了したときは、処理施設設置者は終了した日から 30 日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（施行規則第 12 条の 11）。

(3) 最終処分場の廃止確認

最終処分場を廃止するときは、あらかじめ当該最終処分場の状況が最終処分基準省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事（政令市は市長）の確認を受けたときに限り、廃止することができます（施行規則第 12 条の 11 の 2、第 12 条の 11 の 4）。

(4) 欠格要件該当届

処理施設設置者は、欠格要件（P70 図表 61 中の②～⑦、⑩～⑫（①に係るもの）を除く）に限る。）のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を 2 週間以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（施行規則第 12 条の 11 の 3）。

(5) 処理施設の譲受け・借り受け許可

許可を受けた処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、都道府県知事（政令市は市長）の許可を受けなければなりません（施行規則第 12 条の 11 の 12）。

(6) 設置法人の合併・分割の認可

処理施設設置者である法人の合併又は分割の場合、当該合併又は分割について都道府県知事（政令市は市長）の認可を受けたときは、合併又は分割後の法人が処理施設設置者の地位を承継

します（施行規則第12条の11の13）。

(7) 相続届

処理施設の相続があった場合は、相続人は許可を受けた者の地位を承継したものとされ、相続の日から30日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（施行規則第12条の12）。

7 処理施設設置者の責務

(1) 技術管理者の設置

処理施設設置者は、当該処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければなりません（法第21条第1項）。また、技術管理者は、維持管理基準に違反しないよう、処理施設を維持管理する他の職員を監督する責任があります（法第21条第2項）。

技術管理者の資格は図表67に掲げるとおりです。

図表 67 技術管理者の資格（施行規則第17条）

- ① 技術士法に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- ② 技術士法に規定する技術士（①に該当する者を除く。） + 実務経験（廃棄物の処理に関する技術上の実務。以下同じ。）1年以上
- ③ 2年以上法第20条第1項に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ④ 大学の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学に関する科目を履修 + 実務経験2年以上
- ⑤ 大学の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学以外の科目を履修 + 実務経験3年以上
- ⑥ 短大又は高専の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学に関する科目を履修 + 実務経験4年以上
- ⑦ 短大又は高専の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学以外の科目を履修 + 実務経験5年以上
- ⑧ 高校の土木科又は化学科の学科卒 + 実務経験6年以上
- ⑨ 高校卒で理学、工学又は農学の科目を履修 + 実務経験7年以上
- ⑩ 実務経験10年以上
- ⑪ ①～⑩と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（広島県では、次の講習会を修了した者を技術管理者とみなしています。）

ア 講習会の種類

産業廃棄物処理施設の種類	受講コース
①破碎施設	破碎・リサイクル施設コース
②焼却施設	産業廃棄物焼却施設コース
③中間処理施設（①・②を除く。）	産業廃棄物中間処理施設コース（焼却、破碎を除く。）
④最終処分場	最終処分場コース

イ 講習会の実施機関

一般財団法人日本環境衛生センター URL <https://www.jesc.or.jp/>

兵庫県以東 東日本支局研修事業部 TEL 044-288-4919

岡山県以西 西日本支局総務・企画部 TEL 092-593-8226

(2) 維持管理基準の遵守

処理施設の使用に当たっては、施行規則第12条の6及び第12条の7（最終処分場にあっては、

最終処分基準省令) に定める維持管理基準及び自ら定めた維持管理計画に従って行わなければなりません (法第 15 条の 2 の 3 第 1 項)。

(3) 維持管理状況の記録及び閲覧

焼却施設等については、放流水や排ガスにより地域の生活環境に影響を与える可能性があることから、処理施設の維持管理の透明性を確保し、信頼性の向上を図るため、図表 68 に掲げる項目の記録を作成し、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなりません (法第 15 条の 2 の 3 第 2 項)。

図表 68 維持管理状況の記録及び閲覧 (施行規則第 12 条の 7 の 2, 第 12 条の 7 の 3, 第 12 条の 7 の 4, 第 12 条の 7 の 5)

1 注意事項

- (1) 測定結果の得られた日又は点検を行った日を含む月の翌月の末日までに、当該施設の最寄りの事務所に記録を備え置くこと。
- (2) 記録は、備え置いた日から起算して 3 年間備え置き、閲覧に供すること。
- (3) 閲覧の求めがあった場合は、正当な理由 (営業時間外、休業日など) なしに閲覧を拒まないこと。

2 焼却施設に係る記録項目

項目	記録する事項
処分した産業廃棄物の種類及び数量	廃棄物の各月ごとの数量
燃焼中の燃焼ガスの温度 集じん機に流入する燃焼ガスの温度 排ガス中の一酸化炭素濃度 焼成炉中の温度	測定位置 測定結果取得日 測定結果
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	除去年月日 (除去を行った日の属する月の翌月末日まで)
排ガス中のダイオキシン類の濃度【年 1 回以上】 排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度 (硫黄酸化物, ばいじん, 塩化水素, 窒素酸化物に係るもの) 【6 月に 1 回以上】 排ガス中の P C B 濃度【6 月に 1 回以上】※ 放流水中の P C B 含有量, ノルマルヘキサン抽出物質含有量, 水素イオン濃度【6 月に 1 回以上】※ ※ 廃 P C B 等, P C B 汚染物又は P C B 処理物の焼却施設に限る。	排ガス採取位置 排ガス採取年月日 測定結果取得日 測定結果

3 廃水銀等の硫化施設に係る記録項目

処分した廃水銀等の各月ごとの数量

4 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設に係る記録項目

項目	記録する事項
処分した廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の種類及び数量	廃棄物の各月ごとの数量
溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度 (直接、溶融炉内の温度測定が可能であれば、その温度)	測定位置 測定結果取得日 測定結果及び推定される溶融炉内の温度
排ガス中の石綿の濃度【6 月に 1 回以上】 必要な破碎を行う場合の集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度【6 月に 1 回以上】	排ガス採取位置 排ガス採取年月日 測定結果取得日 測定結果
溶融処理生成物の基準適合状況【6 月に 1 回以上】	試料採取位置 試料採取年月日 測定結果取得日

	測定結果
排ガス処理設備にたい積したばいじん及び集じん器にたい積した粉じんの除去	除去年月日

5 最終処分場に係る記録項目

項目	記録する事項
埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量	廃棄物の各月ごとの数量
周縁地下水の水質検査 放流水の水質検査 浸透水の水質検査	採取場所 採取年月日 測定結果取得日 測定結果
周縁地下水、放流水の水質検査結果、水質の悪化が認められた場合の措置 浸透水の水質基準に適合しなかった場合に講じた措置（安定型）	措置を講じた年月日 講じた措置の内容
残余の埋立容量【年1回以上】	測定年月日 測定結果
遮水工の点検	点検年月日 遮水効果低下により講じた措置 措置を講じた年月日 講じた措置の内容
擁壁、調整池、外周仕切設備、内周仕切設備の点検 覆い（遮断型）	点検年月日 損壊のおそれがあった場合に講じた措置 措置を講じた年月日 講じた措置の内容
浸出液処理設備の点検	点検年月日 異状が認められた場合に講じた措置 措置を講じた年月日 講じた措置の内容
防凍措置の点検	点検年月日 異状が認められた場合に講じた措置 措置を講じた年月日 講じた措置の内容
展開検査（安定型）	各月ごとの実施回数 安定型産業廃棄物以外の混入等が認められた年月日

（4）維持管理情報の公開

① 対象となる廃棄物処理施設

- ア 産業廃棄物の焼却施設
- イ 廃水銀等の硫化施設
- ウ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設
- エ 廃P C B等若しくはP C B処理物の分解施設又はP C B汚染物若しくはP C B処理物の洗浄施設若しくは分離施設
- オ 産業廃棄物の最終処分場（いわゆるミニ処分場、旧処分場は対象外）

② 維持管理に関する情報の公表

維持管理情報は、情報を得た翌月末までに公表し、公表した日から3年後まで公表しなければなりません（施行規則第12条7の2、第12条7の3）。

公表方法は、原則としてインターネット上で行ってください。ただし、連続測定を要する維持管理情報について、インターネットでの公表が困難な場合は、求めに応じてCD-ROMでの配布や、事業場で紙媒体による閲覧も可能です。

(5) 維持管理積立金の積立て

最終処分場設置者は、埋立処分終了後の維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、都道府県知事（政令市は市長）が通知する額の金銭を、維持管理積立金として積み立てなければなりません（法第15条の2の4）。

(6) 事故時の措置

処理施設については、廃棄物処理法に基づく施設の技術上の基準及び維持管理基準その他の法令（労働安全衛生法、消防法等）に基づき、安全管理するよう義務付けられていますが、予測しがたい事故が発生した場合の対処方法について、環境省は「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」（平成18年12月）を策定し、事故発生時における適切な対応のあり方、緊急連絡のあり方、関係機関への報告、事故後の対応、従業員への教育・訓練など、事故の対応に関するマニュアルを策定する際の内容及び留意点を提示しています。また、図表69に掲げる特定処理施設設置者は、生活環境保全上の支障が生ずるような事故が発生した場合、直ちに応急措置を講じ、事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（法第21条の2）。また、措置を講じた年月日、措置内容について、維持管理情報に記録する義務があります。（施行規則第12条の6）

図表 69 特定処理施設（施行令第24条、施行規則第18条）

- ① 法第15条に規定する産業廃棄物処理施設（許可対象施設、P78 図表66）
- ② 焼却設備（処理能力50kg/時以上又は火床面積0.5m²以上のもの）
- ③ 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の溶融設備又は固形燃料化設備、メタン回収設備（いずれも処理能力1t/日以上のもの）
- ④ 廃油の蒸留設備、特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリの中和設備（いずれも処理能力1m³/日以上のもの）

(7) 最終処分場の適正な維持管理の確保

① 維持管理積立金の積立て義務違反

維持管理積立金の積立てをしていない場合、都道府県知事は施設に係る法第15条第1項の許可を取消すことができます（法第15条の3第2項）。

② 施設許可を取消された場合

許可の取消後も、許可を取消された者又はその承継人は、廃止確認を受けるまでの間は設置者とみなされ、管理義務があります。

具体的には定期検査の受検、維持管理記録の遵守、維持管理計画と維持管理情報の公表、維持管理情報の記録及び閲覧、周辺地域への配慮、技術管理者の配置、事故時の措置の義務を負うとともに、改善命令、報告徴収及び立ち入り検査の対象となります。

③ 維持管理積立金の取戻し

最終処分場の設置者、設置者であった者若しくはその承継人は、維持管理積立金を取り戻すことができます（法第15条の2の4）。

④ 行政代執行に係る維持管理積立金の取戻し

最終処分場に係る生活環境保全上の支障の除去等のために行政代執行を行った際は、都道府県知事は、当該維持管理の費用に充てるため、維持管理積立金を取り戻すことができます（法第19条

の8第6項)。

⑤ 経過措置

維持管理積立金の積立て義務違反による施設許可の取消しは、平成23年4月1日以降に積立てられるべき維持管理積立金の積立て義務違反にのみ適用されます。

8 热回収施設

(1) 热回収施設設置者認定制度

産業廃棄物処理施設であって热回収の機能を有するものを設置している者は、環境省令で定める基準に適合していることについて都道府県知事の認定を受けることができます(法第15条の3の3第1項)。

(2) 対象施設

次の基準に適合する必要があります。

- ① 施行規則第5条の5第1項第4号ハの式により算定した年間の热回収率が10%以上あること。
- ② 燃料の投入による発熱量が全熱量の30%を超えないこと。
- ③ 設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

(3) 認定の更新

热回収施設の認定は、5年ごとに更新しなければなりません。

なお、热回収施設の認定を受けている場合、法第15条の2の2で規定されている定期検査の受検義務はありません。

第6 廃棄物が地下にある土地の形質の変更

1 土地の形質の変更の届出及び計画変更命令

都道府県知事（政令市は市長）は、廃止後の廃棄物最終処分場の跡地等の廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他土地の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあるものを指定区域として指定します（法第15条の17）。

指定区域において、土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに変更の種類、場所等その他環境省令で定める事項を都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（法第15条の19）。

また、指定区域が指定された際に当該指定区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から14日以内に都道府県知事（政令市は市長）にその旨を届け出なければなりません。

なお、都道府県知事（政令市は市長）は、当該届出があった場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その変更を命じることができます。

図表 70 指定区域として指定するもの（施行令第13条の2）

1 都道府県知事（政令市は市長）の確認を受けて廃止された最終処分場に係る埋立地
2 都道府県知事（政令市は市長）へ廃止の届出があった最終処分場の埋立地
3 廃棄物の埋立地であって、次のいずれかに該当するもの
① 繼続的又は反復して埋立処分が行われた埋立地であって環境省令で定めるもの
② 環境省令で定める生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられたもの

2 土地の形質の変更に関する措置命令

土地の形質の変更に関して基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合で、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（政令市は市長）は、必要な限度において、当該土地の変更をした者に対して、期限を定めてその支障の除去を命じることができます（法第19条の11）。

第7 産業廃棄物の処理に係る特例

1 再生利用認定制度

再生利用認定制度とは、生活環境の保全上支障がないなど図表71の要件に該当する再生利用に限って、環境大臣が認定を行う制度で、認定を受けた者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可が不要となります（法第15条の4の2）。

また、認定の対象となる廃棄物は、再生利用により生活環境の保全上支障が生じることが極めて少ないものとして、図表71に掲げる4品目が環境大臣の認定を受けています。

図表71 再生利用に係る認定要件及び対象廃棄物（法第15条の4の2等）

1 再生利用に係る認定要件

- ① 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障がないものとして施行規則第12条の12の4で定める基準に適合すること。
- ② 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が施行規則第12条の12の5で定める基準に適合すること。
- ③ ②に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が施行規則第12条の12の6で定める基準に適合すること。

2 再生利用認定の対象となる廃棄物

- ① 廃ゴムタイヤ（自動車用）
- ② 汚泥（建設無機汚泥等）
- ③ 廃プラスチック類
- ④ 金属を含む廃棄物

産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準、委託契約書の締結、帳簿の記載及び保存義務等の規制の適用を受けます。

2 広域的処理認定制度

広域的処理認定制度とは、産業廃棄物の処理を広域的に行うことによって、産業廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものと認められる産業廃棄物の処理を促進するため、環境大臣の認定を行う制度で、認定を受けた者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可が不要となります。ただし、再生利用認定制度とは異なり、産業廃棄物処理施設の設置の許可は必要となります（法第15条の4の3）。広域的処理認定制度の概要は、P91図表72のとおりです。

広域的処理認定制度の創設によって、環境大臣が指定を行う制度（広域再生利用指定制度）は平成15年に廃止されました。

平成23年4月1日に経過措置が廃止され、タイヤ販売店が収集運搬業の許可なく産業廃棄物の廃タイヤを運搬することはできなくなりました。

図表 72 広域的処理認定制度の概要（法第15条の4の3）

1 広域的処理に係る認定の基準

- (1) 申請に係る廃棄物に係る製品の製造業者等が行う（他人に委託して行う場合を含む。）ことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。
- (2) 広域（二つ以上の都道府県の区域）にわたり申請に係る廃棄物を収集するものであること。
- (3) 再生又は再生がされないものにあっては、熱回収を行った後に埋立処分を行うものであること。

2 対象となる廃棄物

- (1) 製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造（当該製品の原材料又は部品の製造を含む。）、加工、販売等の事業を行う者（以下「製造業者等」という。）が行う（他人に委託して当該処理を行う場合を含む。）ことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるもの
- (2) 通常の運搬の過程において容易に腐敗し、又は揮発するなどその性状が変化することによって生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないもの

3 無害化処理認定制度

平成18年の法改正により、図表73に掲げる廃棄物の処理について環境大臣が認定する無害化処理（廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。）認定制度が創設されました（平18環告98）（法第15条の4の4）。

この制度で認定を受けた者は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可が不要となります。処理基準、マニフェストの交付、帳簿の記載及び保存等の規定の適用を受けます。

なお、改善命令、措置命令などの指導・監督は、環境大臣が実施します。

図表 73 無害化処理認定制度の対象となる廃棄物

- ① 廃石綿等
- ② 石綿含有一般廃棄物（工作物（建築物を含む。以下同じ。）の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの）
- ③ 石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの）
- ④ 廃P C B等（低濃度P C B廃棄物に係るものに限る。）
- ⑤ P C B汚染物（低濃度P C B廃棄物に係るものに限る。）
- ⑥ P C B処理物（④及び⑤の廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

4 ニ以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度

平成30年の4月1日施行の改正法により、二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合に、都道府県知事（政令市は市長）の認定を受けることができる制度が創設されました。認定を受けるには図表74に掲げる基準を満たす必要があります（法第12条の7第1項）。

この認定を受けた者は、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を、産業廃棄物処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことができるようになります（法第12条の7第4項）。

この認定を受けた者には、変更の認定の申請に係る手続、軽微な変更の届出に係る手続、帳簿の記載・保存、報告等が義務付けられます。

図表 74 ニ以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る認定の基準（施行規則第8条の38の2、第8条の38の3、第8条の38の4）

1 ニ以上の事業者的一体的な経営の基準

二以上の事業者のいずれか一の事業者が、当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者について、次のいずれかに該当すること。

- (1) 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総数を保有していること。
- (2) 次のいずれにも該当すること。
 - ① 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総数の三分の二以上に相当する数又は額の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は出資を保有していること。
 - ② 役員又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員として派遣していること。
 - ③ 当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと。

2 収集、運搬又は処分を行う事業者（処理実施者）の基準

- (1) 事業計画において産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者であること。
- (2) 当該処理を統括して管理する体制の下で産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者であること。
- (3) 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合には、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (4) 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の物に委託する場合にあっては、当該二以上の事業者のうちほかの事業者と共同して、受託者と委託契約を締結するとともに当該受託者に対し管理票を交付する者であること。
- (5) 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (6) 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (7) P70 図表61の①～⑪及び⑬のいずれにも該当しないこと。
- (8) 不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- (9) P67 図表58の基準に準じた適切な施設を有すること。

第8 廃棄物再生事業者

1 廃棄物再生事業者の登録

廃棄物の再生を業として営んでいる者は、事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして図表 75 に掲げる基準に適合するときは、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができます（法第 20 条の 2）。

なお、産業廃棄物処理業の許可が必要な者については、この登録によって許可が不要になるものではないことに注意してください。

図表 75 廃棄物再生事業者の登録基準（施行規則第 16 条の 2）

- 1 廃棄物が飛散・流出したり、地下に浸透したり、また、悪臭が発散したりするおそれのない保管施設を有すること。
- 2 生活環境保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた次の施設を有すること。
 - ① 古紙の再生を行う場合は、古紙の再生に適するこん包施設
 - ② 金属くずの再生を行う場合は、金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
 - ③ 空き瓶の再生を行う場合は、空き瓶の再生に適する選別施設
 - ④ 古纖維の再生を行う場合は、古纖維の再生に適する裁断施設
 - ⑤ ①～④に掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合は、当該廃棄物の再生に適する施設
- 3 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
- 4 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 5 その他事業を適正に行うことができる者であること。

2 届出

図表 76 に掲げる事項に変更があったとき、又は事業場を廃止、休止若しくは休止した事業場を再開したときは、30 日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

図表 76 廃棄物再生事業者の届出事項（施行令第 20 条）

- 1 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所（法人の場合はその代表者の氏名を含む。）
- 2 事務所及び事業場の所在地
- 3 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 4 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要

3 登録の取消し

廃棄物再生事業者が、登録基準に適合しなくなったときや変更、休廃止又は再開の届出をしなかつたときは、都道府県知事は、登録を取り消すことができます。

第9 監視指導及び行政処分等

1 報告の徴収

事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設設置者その他の関係者に対して、この法律の施行に必要な限度において、廃棄物（廃棄物であることの疑いのある物を含む。）の処理状況や施設の構造又は維持管理状況について、報告を求めることがあります（法第18条）。

なお、求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者は罰則の対象となり、30万円以下の罰金に処せられます（法第30条第7号）。

2 立入検査

事業者又は産業廃棄物処理業者が、法令等で定められた基準に従って適正に廃棄物等を処理しているかどうか確認するため、都道府県（又は政令市）の職員が、事務所、事業場、車両、船舶等に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査し、また、試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物等を無償で収去することができます（法第19条）。

なお、立入検査若しくは収去を拒否したり、妨害したり、忌避したりした者は罰則の対象となり、30万円以下の罰金に処せられます（法第30条第8号）。

3 行政処分

(1) 改善命令

事業者又は（特別管理）産業廃棄物処理業者が（特別管理）産業廃棄物処理基準又は（特別管理）保管基準に適合しない保管、収集・運搬又は処分を行った場合、都道府県知事（政令市は市長）は、当該事業者又は産業廃棄物処理業者に対して、期限を定めて、産業廃棄物の保管、収集・運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます（法第19条の3）。

(2) 措置命令

（特別管理）産業廃棄物処理基準又は（特別管理）産業廃棄物保管基準に適合しない処分等が行われ、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（政令市は市長）は、図表77に掲げる者に対して、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができます（法第19条の5）。

図表 77 措置命令の対象者（法第 19 条の 5）

- 1 当該保管、収集、運搬又は処分（不法投棄等）を行った者
- 2 この法律の規定に違反する委託により、当該処分が行われたときは、当該委託をした者
- 3 マニフェストを不交付等の義務違反があったときは、当該違反をした者
 - ① マニフェストを交付しない者、又は規定された記載事項をマニフェストに記載せず、若しくは虚偽の記載をしてマニフェストを交付した者
 - ② マニフェストの写しを送付せず、又は規定された記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてマニフェストの写しを送付した者
 - ③ マニフェストを回付しなかった者
 - ④ マニフェスト又はマニフェストの写しを保存しなかった者
 - ⑤ マニフェストの確認義務に違反し、適切な措置を講じなかった者
 - ⑥ マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた者
 - ⑦ 収集運搬又は処分が終了していないにもかかわらず、マニフェストの写しを排出者に送付した者最終処分が終了していないにもかかわらず、マニフェストの写しを排出者に送付した者
 - ⑧ 情報処理センターに登録する場合において、報告せず若しくは虚偽の報告をした者又は虚偽の登録をした者並びに確認義務に違反し、適切な措置を講じなかった者
- 4 法第 21 条の 3 第 2 項に規定する下請負人が 1～3 の違法行為を行った場合の元請業者
- 5 当該処分に関与した者（規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が不適正処分等をすることを助けた者）

(3) 生活環境保全上の支障の除去等の措置

都道府県知事（政令市は市長）は、図表 78 のいずれかに該当すると認められるときは、自らその支障の除去等の措置（行政代執行）を講ずることができます（法第 19 条の 8）。

図表 78 生活環境保全上の支障の除去等の措置（法第 19 条の 8）

- 1 法に基づき措置命令を受けた処分者等が期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき
- 2 過失がなくて支障の除去等の措置を命ぜべき処分者等を確知することができないとき
- 3 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合であって、命令を行ういとまがないとき

行政代執行を行った場合、当該措置費用について、当該処分者等に負担させることができます。

(4) 事業の廃止等に伴う措置

都道府県知事（政令市は市長）は、図表 79 掲げる者が（特別管理）産業廃棄物処理基準に適合しない（特別管理）産業廃棄物の保管を行っているときは、その者に対して、（特別管理）産業廃棄物処理基準に従って当該（特別管理）産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。（法第 19 条の 10）

図表 79 事業の廃止等に伴う措置の対象者（法第 19 条の 10）

1 (特別管理) 産業廃棄物処理業の許可の更新を受けなかった者
2 (特別管理) 産業廃棄物処理業の廃止の届出をした者
3 (特別管理) 産業廃棄物処理業の許可を取り消された者
4 (特別管理) 産業廃棄物処理業の許可を受けるべき者が当該許可を受けないで（特別管理）産業廃棄物の処理を業として行った者

(5) 許可の取消し等

① 許可を取り消さなければならない場合

産業廃棄物処理業者が図表 80 のいずれかに該当する場合は、都道府県知事（政令市は市長）は、業の許可を取り消さなければなりません。（法第 14 条の 3 の 2 第 1 項、第 14 条の 6）

図表 80 許可を取り消さなければならない場合

1 欠格要件（P70 図表 61 中の①～⑦、⑨～⑪に限る。）のいずれかに該当するに至った場合
2 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたときで情状が特に重い場合
3 廃棄物処理法第 14 条の 3 に基づく処分に違反した場合
4 不正の手段により産業廃棄物処理業の許可を受けた場合

② 許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる場合

産業廃棄物処理業者が図表 81 のいずれかに該当する場合は、都道府県知事（政令市は市長）は、業の許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます（法第 14 条の 3 の 2 第 2 項、第 14 条の 6）。

図表 81 許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる場合

1 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき
2 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が、その事業を的確にかつ継続して行うに足りるものとして定められた基準に適合しなくなった場合
3 許可に付した生活環境保全上必要な条件に違反した場合

③ 産業廃棄物処理施設の設置者についても、同様の取消し等に関する規定があります（法第 15 条の 3）。なお、維持管理積立金の積立てをしていない時も、施設許可を取消すことができます（法第 15 条の 3 第 2 項）。

4 罰則

この法律の規定に違反した場合等は、図表 82～90 のとおり罰則が科せられます。

図表 82 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科（法第25条）

- ① 無許可営業（法第14条第1項、同第6項、第14条の4第1項、同第6項）
- ② 不正手段により業の許可を取得（①と同じ）
- ③ 無許可変更（法第14条の2第1項、第14条の5第1項）
- ④ 不正手段により業の変更許可取得（③と同じ）
- ⑤ 事業停止命令違反（法第14条の3、第14条の6）、措置命令違反（第19条の5第1項、法第19条の6第1項）
- ⑥ 委託基準違反（法第12条第5項、第12条の2第5項）
- ⑦ 名義貸しの禁止（法第14条の3の3、第14条の7）
- ⑧ 処理施設無許可設置（法第15条第1項）
- ⑨ 不正手段により処理施設の許可取得（⑧と同じ）
- ⑩ 処理施設構造・規模無許可変更違反（法第15条の2の6第1項）
- ⑪ 不正手段により処理施設の構造・規模の変更許可取得（⑩と同じ）
- ⑫ 無確認輸出・同未遂（法第15条の4の7第1項）
- ⑬ 受託禁止違反（法第14条第15項、第14条の4第15項）
- ⑭ 廃棄物の投棄禁止違反・同未遂（法第16条）
- ⑮ 廃棄物の焼却禁止違反・同未遂（法第16条の2）
- ⑯ 指定有害廃棄物処理禁止違反（法第16条の3）

図表 83 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科（法第26条）

- ① 委託基準違反（法第12条第6項、第12条の2第6項）、再委託基準違反（法第14条第16項、第14条の4第16項）
- ② 処理施設使用停止命令違反（第15条の2の7）、改善命令違反（法第19条の3）、措置命令違反（法第19条の10第2項）
- ③ 処理施設無許可譲受け、無許可借受け（法第15条の4）
- ④ 無許可輸入違反（法第15条の4の5第1項）
- ⑤ 輸入許可条件違反（法第15条の4の5第4項）
- ⑥ 廃棄物の投棄禁止違反目的で収集運搬した者（法第16条）
- ⑦ 廃棄物の焼却禁止違反目的で収集運搬した者（法第16条の2）

図表 84 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科（法第27条）

無確認輸出予備（法第15条の4の7第1項）

図表 85 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金（法第27条の2）

- ① 産業廃棄物管理票の不交付、未記載、虚偽記載（法第12条の3第1項、第15条の4の7第2項）
- ② 産業廃棄物管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載（法第12条の3第3項前段）
※ 収集運搬業に係るもの
- ③ 産業廃棄物管理票回付義務違反（法第12条の3第3項後段）
- ④ 産業廃棄物管理票写し送付義務違反、記載義務違反、虚偽記載（法第12条の3第4項、同第5項、第12条の5第6項）
※ 処分業に係るもの
- ⑤ 産業廃棄物管理票写し保存義務違反（法第12条の3第2項、同第6項、同第9項、同第10項）
- ⑥ 虚偽産業廃棄物管理票交付（法第12条の4第1項）
- ⑦ 産業廃棄物管理票不交付による産業廃棄物の引受け（法第12条の4第2項）
- ⑧ 産業廃棄物管理票未処理送付又は報告（法第12条の4第3項、同第4項）
- ⑨ 電子情報処理組織虚偽登録（法第12条の5第1項、同第2項、第15条の4の7第2項）
- ⑩ 電子産業廃棄物管理票報告義務違反、虚偽報告（法第12条の5第3項、同第4項）
- ⑪ 産業廃棄物管理票措置命令違反（法第12条の6第3項）

図表 86 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第28条）

- ① 情報処理センター職員守秘義務違反（法第13条の7）
- ② 土地の形質変更計画変更命令違反（法第15条の19第4項）
- ③ 土地の形質変更措置命令違反（法第19条の11第1項）

図表 87 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第29条）

- ① 欠格要件該当届出義務違反又は虚偽届出（法第14条の2第3項、第14条の5第3項、第15条の2の6第3項）
- ② 事業場外保管届出義務違反又は虚偽届出（法第12条第3項、第12条の2第3項）
- ③ 処理施設使用前検査受検義務違反（法第15条の2第5項、第15条の2の6第2項）
- ④ 処理困難時の委託者への通知義務違反、虚偽通知（法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の4第13項）
- ⑤ 処理困難時の委託者への通知の保存義務違反（法第14条第14項、第14条の2第5項、第14条の3の2第4項、第14条の4第14項、第14条の5第5項、第14条の6）
- ⑥ 土地の形質変更届出義務違反（法第15条の19第1項）
- ⑦ 事故時の措置命令違反（法第21条の2第2項）

図表 88 30万円以下の罰金（法第30条、第31条）

- ① 帳簿備付け・記載・保存義務違反（法第12条第13項、第12条の2第14項、第14条第17項、第14条の4第18項）
- ② 産業廃棄物処理業廃止・変更届出、処理施設変更届出、処理施設相続届出義務違反又は虚偽届出（法第14条の2第3項、第14条の5第3項、第15条の2の6第3項、第15条の4）
- ③ 定期検査の拒否、妨害、忌避（法第15条の2の2第1項）
- ④ 維持管理記録及び備付け義務違反（法第15条の2の4、第15条の4の4第3項）
- ⑤ 産業廃棄物処理責任者設置義務違反（法第12条第8項）、特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反（法第12条の2第8項）
- ⑥ 報告義務違反又は虚偽報告（法第18条）
- ⑦ 立入検査等の拒否、妨害、忌避（法第19条第1項、第2項）
- ⑧ 技術管理者設置義務違反（法第21条第1項）
- ⑨ 情報処理センター又は廃棄物処理センターの役職員による監督等に係る規定違反（法第13条の6、第13条の8、第13条の9第1項、第15条の13第1項、第18条）

図表 89 両罰規定（法人又は個人と行為者の両方に罰則、法第32条）

- (1) 法人の場合、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、法人の業務に関し、各条項の規定に違反したとき
→ 図表82の①～④、⑫、⑭、⑮の違反は3億円以下の罰金、それ以外の違反は各条項の罰金
- (2) 個人の場合、個人の代理人、使用人その他の従業者が、個人の業務に関し、各条項の規定に違反したとき
→ 法第25条から第30条までの各条項に相当する罰金

図表 90 過料（法第33条、第34条）

1 20万円以下の過料（法第33条）

- ① 事業場外保管届出義務違反又は虚偽届出（法第12条第4項、第12条の2第4項）
- ② 土地の形質変更既着手・非常災害届出義務違反又は虚偽届出（法第15条の19第2項、同第3項）
- ③ 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の提出及び実施状況報告義務違反又は虚偽届出（法第12条第9項、同第10項、第12条の2第10項、同第11項）

2 10万円以下の過料（法第34条）

- 未登録者の登録廃棄物再生事業者名称使用禁止違反（第20条の2第3項）

第10 参考

1 廃棄物処理法の変遷

昭和45年に廃棄物処理法が制定されて以降、数度の大改正により、現在は平成12年改正法を根幹として運用されています。改正状況は、図表91のとおりです。

図表 91 廃棄物処理法の変遷

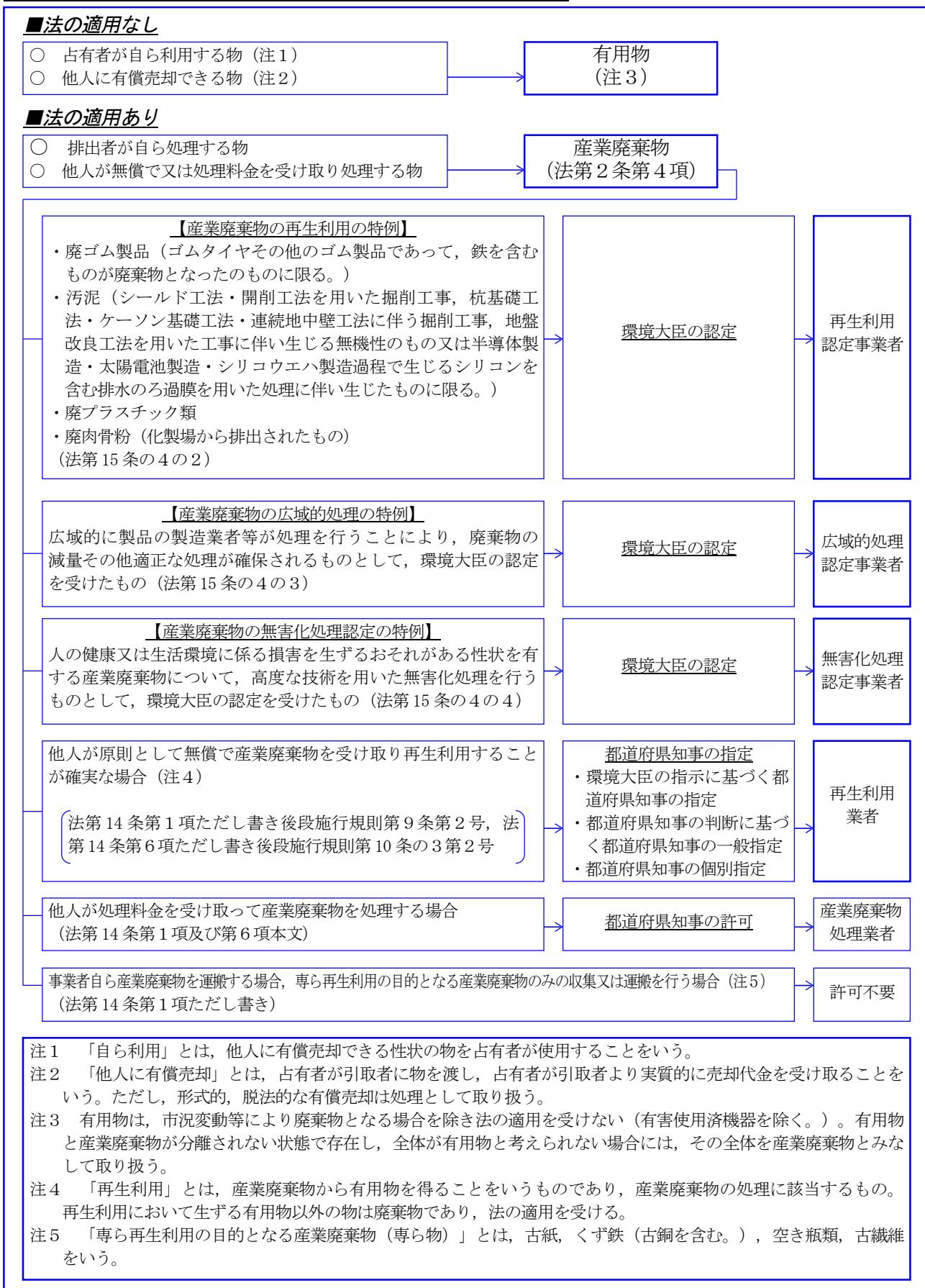
年度	目的	計画・制度等	廃棄物の区分等
昭45	●廃棄物の適正処理 ●生活環境を清潔にし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上	●一般廃棄物処理計画は市町村 ●産業廃棄物処理計画は都道府県	●廃棄物の定義 ●一般廃棄物と産業廃棄物 ●有害な産業廃棄物
昭51			
平3	●廃棄物の発生抑制 ●「再生」を表示	●多量排出事業者の処理計画作成指示 ●廃棄物処理センター	●特別管理一般廃棄物 ●特別管理産業廃棄物
平4			●輸入廃棄物は産業廃棄物
平6			●シュレッダーダストは安定型から管理型での処分に移行
平9		●多量排出事業者の処理計画における減量の視点の明確化	●紙が付着した廃石膏ボードの取扱い
平10			
平12		●国の基本方針 ●一般廃棄物処理計画は市町村 ●廃棄物処理計画は都道府県 ●多量排出業者の処理計画の策定の義務付けと公表 ●廃棄物処理センターの指定要件緩和	
平13			●「動物系固形不要物」を追加 ●「P C B」を「ポリ塩化ビフェニル」に変更
平14			●「ガラス・陶磁器くず」の範囲改正 ●ダイオキシン類廃棄物を特別管理廃棄物に追加
平15			●ダイオキシン類関連で特別管理産業廃棄物の品目追加
平16		●緊急時の国の関与	●指定有害廃棄物(硫酸ピッヂ) ●P C B廃棄物の範囲拡大と規制強化
平17		●「保健所設置市」から政令市へ ●廃棄物の輸出制度の厳格化 ●補助制度の改正 ●「地方環境事務所」の設置	
平18			●石綿含有産業廃棄物の定義 ●付着した紙を除去した石膏ボードの取扱い(法改正ではない)
平19			●木くずの区分を変更(物品賃貸業に係る木くず、パレット等を産業廃棄物に区分)
平21			
平22		●多量排出事業者処理計画の見直し ●廃棄物の輸入の許可の対象者の拡大	
平24			●特別管理産業廃棄物の種類追加(1, 4-ジオキサン)
平27			●特別管理産業廃棄物の種類追加(廃水銀等) ●水銀使用製品産業廃棄物の定義 ●水銀含有ばいじん等の定義

年度	適正処理の確保等	排出事業者の責務等	処理業者等
昭 45	●再生利用物 ●適正処理困難物	●事業者の責務	●廃棄物処理業
昭 51	●措置命令の創設 ●再委託の禁止等の処理委託基準強化 ●記録保存　●再生利用業		
平 3	●不法投棄廃棄物の措置命令の発令要件を緩和	●特別管理産業廃棄物について 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用を義務化	●収集運搬業及び処分業を分け、更新制度導入 ●欠格要件を拡大
平 4	●廃棄物の国内処理の原則		
平 6			
平 9	●不法投棄された廃棄物の措置命令の対象者を拡大 ●都道府県知事、市町村長による原状回復の代執行に係るルール化 ●原状回復基金制度 ●再生利用認定制度	●すべての産業廃棄物についてマニフェストの使用を義務化 ●電子マニフェスト制度の導入	●処理業の欠格要件を拡充 ●名義貸し禁止 ●無許可業者の受託禁止
平 10			
平 12	●不法投棄廃棄物の撤去命令の対象者を大幅拡大	●排出事業者責任の徹底 ●マニフェストの回付を義務化	●処理業の欠格要件を拡充
平 13			●「先行許可証」制度の創設
平 14	●産業廃棄物委託契約書の保存業務を創設 ●し尿等の海洋投入処分を禁止		
平 15	●「廃棄物の疑い物」まで立入調査権を拡大 ●使用済み自動車の保管基準を創設 ●事業系一般廃棄物について委託基準を創設 ●広域的なリサイクル推進のための環境大臣認定制度の創設		●欠格要件該当者等の許可取消しを義務化 ●欠格要件に聴聞通知後の廃止届出者を追加 ●BSE関連産業廃棄物許可不要制度創設 ●「引っ越し廃棄物」の許可不要制度創設
平 16			●産廃処理業者の優良評価制の創設 ●収集運搬車に係る表示・書面備付義務化 ●許可申請時の添付書類等の簡素化
平 17	●処理委託契約記載事項を追加 ●再委託規制の明確化	●マニフェストによる規制強化 ●運搬・処分受託者のマニフェスト保存と記載事項追加	●欠格要件該当者の届出義務化 ●各種申請書に、欠格要件に該当しない旨の誓約書添付 ●不正手段による許可取得者を取消事由に追加 ●申請書等添付の「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」へ
平 18	●廃石綿等に関する規制の整備 ●有害物質情報商品廃棄時の情報伝達	●マニフェストに係る報告義務化の適用猶予解除→平成20年度から報告実施	
平 19			
平 21			
平 22	●廃石綿等の埋立処分基準強化 ●不適正に処理された廃棄物を発見した場合、土地所有者等の通報努力義務化 ●優良認定制度の創設 ●欠格要件の見直し ●大臣認定の法律化	●場外保管の事前届出制度の創設 ●建設廃棄物について元請け業者に処理責任を一元化 ●マニフェストA票保存の義務化 ●処理状況確認の努力義務化	●マニフェスト無での廃棄物引き受け禁止 ●適正処理できない状態になった場合、委託者への通知義務化 ●基準に適合しない収集運搬及び保管を措置命令事由に追加 ●積替え保管を伴わない収集運搬について都道府県知事が許可を行うこととした
平 27	●廃水銀等の埋立処分基準強化 ●水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準を創設		
平 30	●二以上の事業者による処理の特例認定制度の創設		●事業の廃止等に伴う通知の義務化 ●事業の廃止等に伴う措置命令の追加

年度	処理施設等	罰則 (不法投棄罪)	罰則
昭 45	●廃棄物処理施設 ●構造基準及び維持管理基準 ●施設設置について届出制 ●技術管理者の設置	● 5 万円以下の罰金	
昭 51	●最終処分場の方式、技術基準規定 ●産廃処理責任者	● 3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金	●委託基準違反創設
平 3	●設置について届出制から許可制へ	● 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	●委託基準違反の罰則強化
平 4	●最終処分場の埋立処分の終了の届出		
平 6			
平 9	●生活環境影響調査の実施、申請書の告示・縦覧、関係市町村村長・利害関係者の意見聴取など施設設置手続きの明確化 ●最終処分場の維持管理積立金制度	● 3 年以下の懲役又は 1000 万円（法人 1 億円）以下の罰金	●不法投棄に法人重課 ●受託禁止違反の創設 ●虚偽のマニフェスト交付を直罰化
平 10	●最終処分場の廃止の確認		
平 12	●人的要件を追加 ●譲受け等の許可制の創設	● 5 年以下の懲役又は 1000 万円（法人 1 億円）以下の罰金	●不法焼却の直罰化 ●マニフェストの不交付直罰化
平 13	●焼却施設の一酸化炭素濃度の基準の見直し		
平 14	●ポリ塩化ビフェニル等のプラズマ分解方式追加		
平 15	●産業廃棄物処理施設で一般廃棄物を処理する場合の特例制度（届出制度）の創設 ●廃棄物処理施設整備緊急措置法の併合	●未遂罪の創設→罰則は既遂罪と同じ	●不法投棄・不法焼却未遂罪の創設 ●一般廃棄物の不法投棄に法人重課
平 16	●事故時の措置（応急措置・届出義務） ●最終処分場跡地等の管理（形質変更） ●最終処分場の残余容量の記録・閲覧義務化 ●ミニ処分場に係る埋立処分基準の明確化 ●維持管理積立金制度の適用拡大 ●償却基準の見直し ●廃棄物熱分解の処理基準の創設 ●廃プラスチック類破碎施設の基準見直し（圧縮固化基準） ●管理者不在施設の新規許可手続きの簡素化 ●R D F 取扱施設（一般廃棄物処理施設）に関する構造、維持管理の基準等	●準備罪の創設→罰則は 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金	●不法焼却の罰則強化 ●不法投棄・不法焼却目的の収集・運搬罪（準備罪）の創設 ●指定有害廃棄物の処理の禁止
平 17	●最終処分場維持管理積立金制度の対象拡大 ●生活環境影響調査項目に地下水への影響を追加		●未処理時のマニフェスト返送に対する直罰化 ●無許可営業・無許可事業範囲変更罪等に法人重課創設 ●無確認輸出の未遂罪・予備罪創設（法人重課）
平 18	●廃石綿等溶融施設の無害化認定制度創設 ●廃石綿等溶融施設を許可対象施設に追加		
平 19			
平 21	●微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理施設を無害化処理認定制度に追加		
平 22	●定期検査制度の義務化 ●維持管理情報のインターネット等での公開義務化 ●設置許可が取消され、管理者が不在となった最終処分場について、取消された者若しくはその承継人に維持管理を義務付 ●行政代執行を行った際、都道府県知事が維持管理積立金を取戻すことができることとした ●熱回収認定制度の創設	●法人が不法投棄した場合の罰則強化 → 3 億円以下の罰金	●定期検査受検義務違反→30 万円以下の罰金
平 29	●廃水銀等の硫化施設を許可対象施設に追加 ●最終処分場の維持管理基準及び廃止基準の追加		
平 30			●マニフェスト関係の罰則を引き上げ

2 廃棄物処理法上の有用物と産業廃棄物の取扱い

図表 92 廃棄物処理法上の有用物と産業廃棄物の取扱い



3 産業廃棄物に関する相談窓口

産業廃棄物に関する相談は、最寄りの厚生環境事務所（支所を含む。）又は県庁産業廃棄物対策課までお申し出ください。

広島県の環境情報サイトにも各種情報（収集運搬業に係る申請手続き等）を掲載しています。なお、広島市域、呉市域、福山市域については、それぞれの市役所の担当課に相談してください。

広島県の環境情報サイト（ECOひろしま）URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>

担当区域	担当行政窓口	住所・電話番号
県管轄区域	大竹市、廿日市市	〒738-0004 広島県西部厚生環境事務所 環境管理課 廿日市市桜尾二丁目 2-68 0829-32-1181
	府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸高田市、安芸太田町、北広島町	〒730-0011 広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課 環境管理係 広島市中区基町 10-52 082-228-2111 (内線 5536～5539)
	江田島市	〒737-0811 広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課 呉市西中央一丁目 3-25 0823-22-5400
	竹原市、東広島市、大崎上島町	〒739-0014 広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課 東広島市西条昭和町 13-10 082-422-6911
	三原市、尾道市、世羅町	〒722-0002 広島県東部厚生環境事務所 環境管理課 尾道市古浜町 26-12 0848-25-2011
	府中市、神石高原町 〔福山市にのみに事業場等がある者の収集運搬業の県知事許可に関すること〕	〒720-8511 広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課 環境管理係 福山市三吉町一丁目 1-1 084-921-1311
	三次市、庄原市	〒728-0013 広島県北部厚生環境事務所 環境管理課 三次市十日市東四丁目 6-1 0824-63-5181
政令市管轄区域	〔広島市、呉市又は県外のみに事業場等がある者の収集運搬業の県知事許可に関すること〕	〒730-8511 広島県庁 産業廃棄物対策課 広島市中区基町 10-52 082-513-2963
	広島市	〒730-8586 広島市 環境局 業務部 産業廃棄物指導課 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 082-504-2225
	呉市	〒737-8501 呉市 環境部 環境政策課 呉市中央四丁目 1-6 0823-25-3302
	福山市	〒720-8501 福山市 経済環境局 環境部 廃棄物対策課 福山市東桜町 3-5 084-928-1168

4 不法投棄の通報

廃棄物は適正に処理しないと環境汚染につながります。不法投棄に関する情報をお寄せください。

不法投棄110番FAX 082-211-5374（ごみなし）

県HP通報入力フォーム 次のURLアドレスへアクセスするか、QRコードを読み込んでください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=330&check>

※県管轄区域のみ受付。政令市管轄区域に関する情報は、各市役所の担当課へ

ご連絡ください。





古紙/パルプ配合率70%再生紙を使用